

第 6 次マネロン指令（指令 (EU)2024/1640） 本文（日本語訳）

原文：Directive (EU) 2024/1640 of the European Parliament and of the Council of 31 May 2024 (OJ L, 2024/1640, 19.6.2024)

原文 PDF（官報掲載版。EUR-Lex から取得し当事務所サーバーに保存した写し）

https://nakasaki-law.com/wp-content/uploads/2026/10/eu_directive_2024_1640_oj_en.pdf

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AI を用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

マネーロンダリング又はテロ資金供与の目的での金融システムの利用の防止のために加盟国が整備すべき仕組み、指令(EU)2019/1937 の改正並びに指令(EU)2015/849 の改正及び廃止に関する 2024 年 5 月 31 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2024/1640（EEA 関連テキスト）

目次

第 1 章 総則

第 1 節 対象事項、適用範囲及び定義

第 1 条 対象事項

第 2 条 定義

第 2 節 マネーロンダリング及びテロ資金供与にさらされている部門における国内措置

第 3 条 国の水準におけるリスクにさらされている部門の特定

第 4 条 一定のサービス提供者に関する要件

第 5 条 投資と引換えの居住権の付与に関する要件

第 6 条 一定の特定事業者の上級管理職及び実質的支配者の確認

第 3 節 リスク評価

第 7 条 EU の水準におけるリスク評価

第 8 条 国家リスク評価

第 9 条 統計

第 2 章 登録簿

第 1 節 実質的支配者の中央登録簿

第 10 条 実質的支配者の中央登録簿

第 11 条 管轄当局、自主規制機関及び特定事業者による実質的支配者登録簿へのアクセスに関する一般規則

第 12 条 正当な利益を有する者による実質的支配者登録簿へのアクセスに関する特別規則

第 13 条 実質的支配者情報にアクセスするための正当な利益の確認及び相互承認の手続

第 14 条 様式及び手続

第 15 条 実質的支配者登録簿へのアクセスに関する規定の例外

第 2 節 銀行口座情報

第 16 条 銀行口座登録簿及び電子データ検索システム

第 17 条 登録簿の相互接続のための実施法令

第 3 節 不動産情報への単一アクセスポイント

第 18 条 不動産情報への単一アクセスポイント

第 3 章 FIU

第 19 条 FIU の設置

第 20 条 基本権オフィサー

第 21 条 情報へのアクセス

第 22 条 情報の要求への対応

第 23 条 監督当局への情報の提供

第 24 条 取引の停止又は同意の留保

第 25 条 取引又は活動を監視する指示

第 26 条 特定事業者への警告

第 27 条 FIU の年次報告書

第 28 条 FIU によるフィードバック

第 29 条 FIU 間の協力

第 30 条 保護された通信経路

第 31 条 FIU 間の情報交換

第 32 条 共同分析

第 33 条 FIU 間で交換された情報の FIU による利用

第 34 条 FIU 間で交換された情報の更なる伝達に対する同意

第 35 条 刑事法規定の効果

第 36 条 届出の秘密保持

第 4 章 マネーロンダリング対策の監督

第 1 節 総則

第 37 条 国内監督当局の権限及び資源

第 38 条 サービス提供の自由に基づき事業を行う一定の仲介業者のインフラストラクチャーの形態の監督

第 39 条 特定事業者への情報の提供

第 40 条 リスクベースの監督

第 41 条 中央連絡窓口

第 42 条 FIU への開示

第 43 条 FIU への情報の提供

第 44 条 監督上の協力に関する一般原則

第 45 条 国境を越える活動に関する情報の提供

第 46 条 グループ監督に関連する協力に関する規定

第 47 条 国境を越える活動を行う特定事業者に関する監督上の協力

第 48 条 第三国におけるグループ全体の方針の実施に関する情報交換

第 2 節 AML/CFT 監督カレッジにおける協力及び第三国のカウンターパートとの協力

第 49 条 金融セクターにおける AML/CFT 監督カレッジ

第 50 条 非金融セクターにおける AML/CFT 監督カレッジ

第 51 条 第三国の監督当局との協力

第 3 節 自主規制機関に関する特別規定

第 52 条 自主規制機関の監視

第 4 節 金銭的制裁及び行政措置

第 53 条 一般規定

第 54 条 特定事業者の拠点及び役務提供の自由の下で行われる一定の活動に対する監督上の措置

第 55 条 金銭的制裁

第 56 条 行政措置

第 57 条 履行強制金

第 58 条 金銭的制裁、行政措置及び履行強制金の公表

第 59 条 金銭的制裁及び行政措置に関する情報の交換

第 5 節 違反の通報

第 60 条 違反の通報及び通報者の保護

第 5 章 協力

第 1 節 AML/CFT に関する協力

第 61 条 総則

第 62 条 管轄当局の一覧の通知

第 63 条 AMLA との協力

第 2 節 他の当局との協力及び秘密情報の交換

第 64 条 信用機関又は金融機関に関する協力

第 65 条 監査人に関する協力

第 66 条 標的型金融制裁の実施を担当する当局との協力

第 67 条 職業上の守秘義務の要件

第 68 条 監督当局間及び他の当局との情報の交換

第 3 節 協力に関するガイドライン

第 69 条 AML/CFT 協力ガイドライン

第 6 章 データ保護

第 70 条 特定の種類の個人データの取扱い

第 7 章 最終規定

第 71 条 委任の行使

第 72 条 委員会手続

第 73 条 FIU.net の移行期の管理

第 74 条 指令(EU)2015/849 の改正

第 75 条 指令(EU)2019/1937 の改正

第 76 条 見直し

第 77 条 廃止

第 78 条 国内法化

第 79 条 効力発生

第 80 条 名宛人

附属書（ANNEX） 相関表

第 1 章 総則

第 1 節 対象事項、適用範囲及び定義

第 1 条 対象事項

この指令は、次に掲げる事項に関する規則を定める。

(a) 国の水準において、マネーロンダリング及びテロ資金供与にさらされている部門に適用される措置

(b) 特定事業者の上級管理職及び実質的支配者の登録、特定及び確認に関する要件

- (c) EU 及び加盟国の水準におけるマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクの特定
- (d) 実質的支配者登録簿及び銀行口座登録簿の設置及びこれらへのアクセス並びに不動産情報へのアクセス
- (e) 金融情報ユニット（FIU）の責任及び任務
- (f) 特定事業者の監督に關与する機関の責任及び任務
- (g) 管轄当局間の協力及び他の EU 法令の対象となる当局との協力

第 2 条 定義

この指令の適用上、規則(EU)2024/1624 第 2 条第 1 項に定める定義が適用される。

次に掲げる定義も適用される。

- (1) 「金融監督当局」とは、信用機関及び金融機関を所管する監督当局をいう。
- (2) 「非金融監督当局」とは、非金融部門を所管する監督当局をいう。
- (3) 「非金融部門」とは、規則(EU)2024/1624 第 3 条第 3 号に掲げる特定事業者をいう。
- (4) 「特定事業者」とは、規則(EU)2024/1624 第 3 条に掲げる自然人又は法人であって、同規則第 4 条、第 5 条、第 6 条又は第 7 条に従って適用を除外されないものをいう。
- (5) 「本国加盟国」とは、特定事業者の登録上の事務所が所在する加盟国又は、特定事業者が登録上の事務所を有しない場合には、その本店が所在する加盟国をいう。
- (6) 「受入加盟国」とは、本国加盟国以外の加盟国であって、特定事業者が子会社若しくは支店のような拠点を運営しているもの又は特定事業者がインフラを通じてサービス提供の自由にに基づき業務を行っているものをいう。
- (7) 「税関当局」とは、欧州議会及び理事会の規則(EU)No 952/2013¹第 5 条第 1 号に定義する税関当局及び欧州議会及び理事会の規則(EU)2018/1672²第 2 条第 1 項(g)に定義する管轄当局をいう。
- (8) 「AML/CFT 監督カレッジ」とは、受入加盟国又は第三国において業務を行うグループ又は事業体を監督する目的のための協力及び情報共有のための常設の枠組みをいう。

¹ EU 関税法典を定める 2013 年 10 月 9 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)No 952/2013（OJ L 269, 10.10.2013, p. 1）。

² EU に出入りする現金の規制に関し、並びに規則(EC)No 1889/2005 を廃止する 2018 年 10 月 23 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2018/1672（OJ L 284, 12.11.2018, p. 6）。

(9)「国内措置の草案」とは、その形式のいかんを問わず、制定された時に法的効果を有することとなる行為の文言であって、なお実質的な修正を加えることができる準備段階にあるものをいう。

(10)「証券口座」とは、欧州議会及び理事会の規則(EU)No 909/2014³第 2 条第 1 項第 28 号に定義する証券口座をいう。

(11)「証券」とは、欧州議会及び理事会の指令 2014/65/EU⁴第 4 条第 1 項第 15 号に定義する金融商品をいう。

第 2 節 マネーロンダリング及びテロ資金供与にさらされている部門における国内措置

第 3 条 国の水準におけるリスクにさらされている部門の特定

1. 加盟国は、特定事業者に加えて、他の部門の事業体がマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクにさらされていると特定した場合には、当該追加的な事業体に対し、規則(EU)2024/1624 の全部又は一部を適用することを決定することができる。

2. 第 1 項の適用上、加盟国は、他の部門の事業体に対し規則(EU)2024/1624 の全部又は一部を適用する意図を欧州委員会に通知しなければならない。当該通知には、次に掲げるものを添付しなければならない。

(a) 当該意図の基礎となるマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに関する正当化理由

(b) 当該適用が域内市場におけるサービスの提供に及ぼす影響の評価

(c) 当該加盟国が当該事業体に適用しようとする規則(EU)2024/1624 の要件

(d) 国内措置の草案の文言及び、当該加盟国が通知した措置の範囲、内容又は実施を著しく変更した場合には、その更新

3. 加盟国は、第 2 項に規定する通知の日から 6 か月間、国内措置の採択を延期しなければならない。

本項第 1 段に規定する延期は、国内措置がマネーロンダリング又はテロ資金供与の重大かつ現存する脅威に対処することを目的とする場合には、適用しない。この場合において、第 2

³ EU における証券決済の改善及び中央証券預託機関に関し、並びに指令 98/26/EC 及び指令 2014/65/EU 並びに規則(EU)No 236/2012 を改正する 2014 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)No 909/2014（OJ L 257, 28.8.2014, p. 1）。

⁴ 金融商品市場に関し、並びに指令 2002/92/EC 及び指令 2011/61/EU を改正する 2014 年 5 月 15 日の欧州議会及び理事会の指令 2014/65/EU（OJ L 173, 12.6.2014, p. 349）。

項に規定する通知には、当該加盟国がその採択を延期しない理由に関する正当化理由を添付しなければならない。

4. 欧州委員会は、第 3 項に規定する期間の終了前に、規則(EU)2024/1620 により設立されたマネーロンダリング及びテロ資金供与対策機関（AMLA）と協議した上で、想定される措置が次に掲げる事項に該当するかどうかについて、詳細な意見を発出しなければならない。

(a) 特定されたリスクに対処するために適切であるかどうか（特に、当該加盟国が特定したリスクが域内市場に関係するかどうかに関して）

(b) 域内市場におけるサービス若しくは資本の自由移動又はサービス提供者の開業の自由に対し、当該措置が軽減しようとするマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクとの均衡を失する障害を生じさせるおそれがあるかどうか

第 1 段に規定する詳細な意見には、欧州委員会が EU の水準における措置を提案する意図を有するかどうか記載しなければならない。

5. 欧州委員会が EU の水準における措置を提案することが適当であると考えない場合には、当該加盟国は、第 4 項に規定する詳細な意見を受領してから 2 か月以内に、これに関して当該加盟国が提案する措置について欧州委員会に報告しなければならない。欧州委員会は、当該加盟国が提案した措置について意見を述べなければならない。

6. 欧州委員会が第 4 項第 2 段に従い EU の水準における措置を提案する意図を示した場合には、当該加盟国は、第 2 項(d)に規定する国内措置の採択を差し控えなければならない。ただし、当該国内措置がマネーロンダリング又はテロ資金供与の重大かつ現存する脅威に対処することを目的とする場合は、この限りでない。

7. 2024 年 7 月 9 日において、加盟国が既に指令(EU)2015/849 を国内法化する国内規定を特定事業者以外の部門に適用している場合には、当該加盟国は、当該部門に対し規則(EU)2024/1624 の全部又は一部を適用することができる。

加盟国は、2028 年 1 月 10 日までに、本項第 1 段に従い国の水準において特定された部門であって規則(EU)2024/1624 の要件が適用されるものを、当該部門のマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクへのさらされ具合に関する正当化理由を添えて、欧州委員会に通知しなければならない。欧州委員会は、当該通知から 6 か月以内に、AMLA と協議した上で、第 4 項に従い詳細な意見を発出しなければならない。欧州委員会が EU の水準における措置を提案することが適当であると考えない場合には、第 5 項を適用する。

8. 欧州委員会は、2028 年 7 月 10 日までに、及びその後毎年、加盟国が規則(EU)2024/1624 の全部又は一部を適用することを決定した部門の統合リストを欧州連合官報に公表しなければならない。

第 4 条 一定のサービス提供者に関する要件

1. 加盟国は、両替業者及び小切手換金業者並びに信託又はカンパニーサービス事業者が免許を受け、又は登録されていることを確保しなければならない。
2. 加盟国は、全てのギャンブルサービス事業者が規制されていることを確保しなければならない。
3. 加盟国は、第 1 項及び第 2 項に規定する特定事業者以外の特定事業者が、監督当局がこれらを特定することを可能とする最低限の登録要件に服することを確保しなければならない。

第 1 段の規定は、第 1 項及び第 2 項に規定する特定事業者以外の特定事業者が、他の EU 法令に基づく免許若しくは登録の要件又は当該職業への参入を規律し、若しくは当該職業を免許若しくは登録の要件に服させる国内規則であって、監督当局がこれらを特定することを可能とするものに服する場合には、適用しない。

第 5 条 投資と引換えの居住権の付与に関する要件

1. 資本移転、財産の購入又は賃借、国債への投資、法人への投資、公益に資する活動への寄付又は基金の拠出及び国家予算への拠出のような、あらゆる種類の投資と引換えに居住権を付与することを国内法が可能としている加盟国は、マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与に関連するリスクを軽減するため、少なくとも次に掲げる措置を講じなければならない。

(a) 指定された当局の調整の下での、リスクの特定、分類及び軽減を含むリスク管理プロセス

(b) 投資と引換えの居住権の付与の申請者に関連するマネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与のリスクの軽減を定める措置であって、次に掲げるものを含むもの

(i) 指定された当局による申請者の属性の確認（申請者の資金源及び富の源泉に関する情報の取得を含む。）

(ii) 申請者に関する情報の、適用される国内刑事訴訟法の遵守を条件として規則

(EU)2024/1624 第 2 条第 1 項第 44 号(a)及び(c)に規定する管轄当局が保有する情報との照合並びに EU の制限措置の対象となる個人及び団体のリストとの照合

(iii) 中リスク及び高リスクの申請者の定期的な見直し

2. 加盟国は、第 1 項(a)に規定するリスク管理プロセスの実施の監視（毎年これを評価することによるものを含む。）を確保しなければならない。

3. 加盟国は、本条第 1 項に規定する措置を、第 8 条に従って実施されたリスク評価に基づき特定されたリスクと整合的な方法で採択し、かつ、実施しなければならない。

4. 加盟国は、投資と引換えの居住権の付与に関連するマネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与のリスクに関する年次報告書を公表しなければならない。当該報告書は、公にされなければならない、かつ、次に掲げる事項に関する情報を含まなければならない。

(a) 受理した申請の数及び申請者の出身国の数

(b) 付与され、又は拒否された居住許可の数及び当該拒否の理由

(c) 投資と引換えの居住権の付与に関連するマネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与のリスクについて検出された変化

5. 加盟国は、2028 年 7 月 10 日までに、本条第 1 項に基づき採択した措置を欧州委員会に通知しなければならない。当該通知には、第 8 条に従って加盟国が実施した関連するリスク評価に基づく当該措置の説明を含まなければならない。

6. 欧州委員会は、第 5 項に従って加盟国が通知した措置を欧州連合官報に公表しなければならない。

7. 欧州委員会は、2030 年 7 月 10 日までに、第 5 項に従って通知された措置について、マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与のリスクの軽減における評価を行う報告書を公表し、必要な場合には、勧告を発出しなければならない。

第 6 条 一定の特定事業者の上級管理職及び実質的支配者の確認

1. 加盟国は、監督当局に対し、第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する特定事業者並びに金融混合事業持株会社の上級管理職の構成員並びにこれらの事業体の実質的支配者が、良好な評判を有し、かつ、誠実かつ高潔に行動していることを確認するよう求めなければならない。これらの事業体の上級管理職は、その職務を遂行するために必要な知識及び専門性も有していなければならない。

2. 規則(EU)2024/1624 第 3 条第 3 号(a)、(b)、(d)、(e)、(f)及び(h)から(o)までに規定する特定事業者に関し、加盟国は、マネーロンダリング、その関連する前提犯罪又はテロ資金供与について有罪判決を受けた者又はその関係者が、職業上の認定を受け、当該特定事業者において上級管理職の職務を保持し、又は当該特定事業者の実質的支配者となることを防止するために必要な措置を監督当局が講ずることを確保しなければならない。

3. 加盟国は、監督当局が、リスクに応じて、第 1 項及び第 2 項の要件が引き続き満たされているかどうかを確認することを確保しなければならない。特に、監督当局は、特定事業者においてマネーロンダリング若しくはテロ資金供与が行われており、若しくは行われ、若しくは企てられたと疑うに足る合理的な理由がある場合又はそのリスクが増大している場合には、第 1 項に規定する特定事業者の上級管理職が良好な評判を有し、誠実かつ高潔に行動

し、かつ、その職務を遂行するために必要な知識及び専門性を有しているかどうかを確認しなければならない。

4. 加盟国は、監督当局が、マネーロンダリング、その関連する前提犯罪又はテロ資金供与について有罪判決を受けた者を第 1 項及び第 2 項に規定する特定事業者の上級管理職から解任するよう求める権限を有することを確保しなければならない。加盟国は、監督当局が、良好な評判を有し、誠実かつ高潔に行動し、又はその職務を遂行するために必要な知識及び専門性を有しているとはみなされない第 1 項に規定する特定事業者の上級管理職の構成員を解任し、又はこれに一時的な禁止を課す権限を有することを確保しなければならない。

5. 加盟国は、監督当局が、マネーロンダリング、その関連する前提犯罪又はテロ資金供与について有罪判決を受けた者であって第 1 項及び第 2 項に規定する特定事業者の実質的支配者であるものを特定事業者から切り離す権限（当該実質的支配者による特定事業者における持分の処分を求める権限を監督当局に付与することによるものを含む。）を有することを確保しなければならない。

6. 本条の適用上、加盟国は、国内法に従い、監督当局又は本条第 1 項及び第 2 項に規定する者に適用される要件を評価する国の水準における権限を有するその他の当局が、規則 (EU)2024/1620 第 11 条に基づく中央 AML/CFT データベースを確認し、及び当該者の犯罪記録に関連する有罪判決が存在するかどうかを確認することを確保しなければならない。これらの目的のための情報の交換は、国内法において実施された枠組決定 2009/315/JHA 及び決定 2009/316/JHA に従って行われなければならない。

7. 加盟国は、本条に従って監督当局が行った決定が、効果的な救済手続（司法的救済を含む。）に服することを確保しなければならない。

8. AMLA は、2029 年 7 月 10 日までに、次に掲げる事項に関するガイドラインを発出しなければならない。

(a) 第 1 項に規定する良好な評判、誠実性及び高潔性を評価するための基準

(b) 第 1 項に規定する知識及び専門性を評価するための基準

(c) 本条に基づき監督当局に委ねられた権限の監督当局による一貫した適用

AMLA は、第 1 段に規定するガイドラインを作成するに当たり、特定事業者が業務を行う各部門の特性を考慮しなければならない。

9. 加盟国は、規則(EU)2024/1624 第 3 条第 3 号(n)及び(o)に規定する特定事業者に関しては、2029 年 7 月 10 日から本条を適用しなければならない。

第3節 リスク評価

第7条 EUの水準におけるリスク評価

1. 欧州委員会は、域内市場に影響を及ぼし、かつ、国境を越える活動に関連する、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク並びに標的型金融制裁の不履行及び回避のリスクの評価を実施しなければならない。

2. 欧州委員会は、2028 年 7 月 10 日までに、EU の水準において当該リスクを特定し、分析し、及び評価する報告書を作成しなければならない。欧州委員会は、その後 4 年ごとに当該報告書を更新しなければならない。欧州委員会は、適当な場合には、当該報告書の一部をより頻繁に更新することができる。

欧州委員会は、その報告書の更新に当たり新たなリスクを特定した場合には、当該リスクを評価するため、第 8 条に従い、加盟国に対し、国家リスク評価の更新を検討し、又は部門別リスク評価を実施するよう勧告することができる。

第 1 段に規定する報告書は、秘密情報を含む部分を除き、公にされなければならない。

3. 第 1 項に規定する報告書は、少なくとも次に掲げる事項を対象としなければならない。

(a) マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクにさらされている域内市場の領域及び部門

(b) 各領域及び部門に関連するリスクの性質及び程度

(c) 不正な収益を洗浄するために用いられる最も広く行われている手段（入手可能な場合には、規則(EU)2024/1624 第 3 章第 2 節に従った第三国の特定とは別に、加盟国と第三国との間の取引において特に用いられるものを含む。）

(d) 法人及び法的取極めに関連するマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクの評価（外国の法人及び外国の法的取極めに由来するリスクへのさらされ具合を含む。）

(e) 標的型金融制裁の不履行及び回避のリスク

4. 欧州委員会は、加盟国に対し、特定されたリスクに対処するために適した措置に関する勧告を行わなければならない。加盟国は、自国の AML/CFT 制度においていずれかの勧告を適用しないことを決定した場合には、その旨を欧州委員会に通知し、かつ、当該決定の理由を記載した詳細な正当化理由を提出しなければならない。

5. AMLA は、2030 年 7 月 10 日までに、及びその後 2 年ごとに、規則(EU)2024/1620 第 55 条に従い、EU に影響を及ぼすマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに関する欧州委員会宛ての意見を発出しなければならない。AMLA は、適当と認める場合には、意見又は

従前の意見の更新をより頻繁に発出することができる。AMLA が発出した意見は、秘密情報を含む部分を除き、公にされなければならない。

6. 欧州委員会は、第 1 項に規定する評価の実施に当たり、EU の水準において作業を組織し、第 5 項に規定する意見を考慮し、並びに AML/CFT の分野における加盟国の専門家、国の監督当局及び FIU の代表者、AMLA 及び EU の水準のその他の機関並びに、適当な場合には、その他の関係する利害関係者を関与させなければならない。

7. 欧州委員会は、第 2 項に規定する報告書の採択から 2 年以内に、及びその後 4 年ごとに、当該報告書の調査結果に基づき講じられた措置に関する報告書を欧州議会及び理事会に提出しなければならない。

第 8 条 国家リスク評価

1. 各加盟国は、自国に影響を及ぼすマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク並びに標的型金融制裁の不履行及び回避のリスクを特定し、評価し、理解し、及び軽減するため、国家リスク評価を実施しなければならない。各加盟国は、当該リスク評価を最新の状態に保ち、かつ、少なくとも 4 年ごとにこれを見直さなければならない。

加盟国は、リスクの状況がそれを必要とすると考える場合には、国家リスク評価をより頻繁に見直し、又は臨時の部門別リスク評価を実施することができる。

2. 各加盟国は、第 1 項に規定するリスクに対する国の対応を調整するため、当局を指定し、又はメカニズムを設置しなければならない。当該当局の名称又は当該メカニズムの説明は、欧州委員会に通知されなければならない。欧州委員会は、指定された当局又は設置されたメカニズムのリストを欧州連合官報に公表しなければならない。

3. 加盟国は、本条第 1 項に規定する国家リスク評価の実施に当たり、第 7 条第 2 項に規定する報告書（対象とされた部門及び商品並びに当該報告書の調査結果を含む。）を考慮しなければならない。

4. 加盟国は、国家リスク評価を次に掲げる目的のために用いなければならない。

(a) 自国の AML/CFT 制度を改善すること（特に、特定事業者がリスクベース・アプローチに沿って強化された措置を適用すべき領域を特定し、及び、適当な場合には、講ずべき措置を特定することによるもの）

(b) 適当な場合には、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクがより低い又はより高い部門又は領域を特定すること

(c) 自国の領域内で設立された法人の各類型及び国内法に準拠し、自国の領域内で管理され、若しくはその受託者若しくは類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者が

自国の領域内に居住する法的取極めの各類型に関連するマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを評価し、並びに外国の法人及び外国の法的取極めに由来するリスクへのさらされ具合を理解すること

(d) マネーロンダリング及びテロ資金供与並びに標的型金融制裁の不履行及び回避と闘うための資源の配分及び優先順位付けについて決定すること

(e) マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに応じて、各部門又は領域について適切な規則が作成されることを確保すること

(f) 管轄当局及び特定事業者が、自らのマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク評価並びに規則(EU)2024/1624 第 10 条に規定する標的型金融制裁の不履行及び回避のリスクの評価を実施することを容易にするため、適切な情報を速やかに管轄当局及び特定事業者が利用できるようにすること

加盟国は、国家リスク評価において、自国の AML/CFT 制度の制度的構造及び大まかな手続（FIU、税務当局及び検察官を含む。）、EU 内又は第三国の相手方当局との協力のためのメカニズム並びに、当該情報が入手可能な範囲において、配分された人的資源及び財政的資源を記述しなければならない。

5. 加盟国は、国家リスク評価の実施に当たり、管轄当局及び関係する利害関係者の適切な参加を確保しなければならない。

6. 加盟国は、国家リスク評価の結果（更新及び見直しを含む。）を、欧州委員会、AMLA 及び他の加盟国が利用できるようにしなければならない。加盟国は、適当な場合には、国家リスク評価を実施する加盟国に対し、関連する追加的な情報を提供することができる。評価の調査結果の要約は、公にされなければならない。当該要約は、秘密情報を含んではならない。本項に従って配布され、又は公にされる文書は、自然人の特定を可能とする情報を含み、又は法人の名称を記載してはならない。

第 9 条 統計

1. 加盟国は、自国の AML/CFT の枠組みの有効性を見直すため、当該枠組みの有効性に関連する事項に関する包括的な統計を維持しなければならない。

2. 本条第 1 項に規定する統計には、次に掲げるものを含まなければならない。

(a) この指令の適用範囲に含まれる各分野の規模及び重要性を測定するデータ（自然人及び法人の数並びに各分野の経済的重要性を含む。）

(b) 国内の AML/CFT 制度における届出、捜査及び司法の各段階を測定するデータ（FIU に対して行われた疑わしい取引の届出の件数、当該届出に対して講じられたフォローアップ、規

則(EU)2018/1672 第 9 条に従って FIU に送付された現金の国境を越える物理的移転に関する情報及び提出された当該情報に対して講じられたフォローアップ並びに、年次ベースで、捜査された事件の件数、訴追された者の数、マネーロンダリング又はテロ資金供与の罪で有罪判決を受けた者の数、欧州議会及び理事会の指令(EU)2018/1673⁵ 第 2 条に従って特定された前提犯罪の種類（当該情報が入手可能な場合に限る。）並びに凍結され、差し押さえられ、又は没収された財産のユーロ建ての価額を含む。）

(c) 他の管轄当局への提供に至った疑わしい取引の届出の件数及び割合並びに、入手可能な場合には、更なる捜査に至った届出の件数及び割合（第 27 条に従って FIU が作成する年次報告書を併せて含む。）

(d) FIU が行い、受領し、拒否し、及び部分的に又は完全に回答した国境を越える情報提供要請の件数に関するデータ（相手方の国別に分類したもの）

(e) 規則(EU)2024/1624 第 4 章及びこの指令第 2 章第 1 節及び第 2 節に規定する実質的支配者情報及び銀行口座情報に関する刑事共助その他の国際的な情報提供要請であって、EU 域外の相手方から受領し、又は EU 域外の相手方に対して行ったものの件数（管轄当局別及び相手方の国別に分類したもの）

(f) 監督当局に配分された人的資源及び第 19 条に規定する任務を遂行するために FIU に配分された人的資源

(g) 実地の及び実地によらない監督上の措置の件数、監督上の措置に基づき特定された違反の件数並びに第 4 章第 4 節に従って監督当局及び自主規制機関が科した金銭的制裁及び履行強制金又は適用した行政措置の件数

(h) 規則(EU)2024/1624 第 4 章の義務に関して特定された違反の件数及び類型並びに当該違反に関して科された金銭的制裁又は適用された行政措置、この指令第 10 条に規定する中央登録簿に報告された不一致の件数並びにこの指令第 10 条第 11 項に従って中央登録簿を担当する機関により又はその代理として実施された検査の件数

(i) 第 12 条の実施に関する次に掲げる情報

(i) 第 12 条第 2 項に定める類型に基づく、中央登録簿における実質的支配者情報へのアクセス要請の件数

(ii) 第 12 条第 2 項に定める各類型ごとの、拒否された情報へのアクセス要請の割合

⁵ 刑事法によるマネーロンダリング対策に関する 2018 年 10 月 23 日の欧州議会及び理事会の指令 (EU)2018/1673（OJ L 284, 12.11.2018, p. 22）。

(iii) 第 12 条第 2 項第 2 段に基づき実質的支配者情報へのアクセスを認められた者の種類の概要

(j) 管轄当局が行った銀行口座登録簿又はデータ検索メカニズムの検索の件数（管轄当局の種類別に分類したもの）並びに FIU 及び監督当局が行った銀行口座登録簿の相互接続の検索の件数

(k) 標的型金融制裁の実施に関する次に掲げるデータ

(i) 凍結された資金その他の資産の価額（種類別に分類したもの）

(ii) 標的型金融制裁の実施及び執行を管轄する当局に配分された人的資源

3. 加盟国は、第 2 項に規定する統計が年次ベースで収集され、欧州委員会に送付されることを確保しなければならない。第 2 項(a)、(c)、(d)及び(f)に規定する統計は、AMLA にも送付されなければならない。

AMLA は、規則(EU)2024/1620 第 11 条に従い、当該統計をそのデータベースに保存しなければならない。

4. AMLA は、2029 年 7 月 10 日までに、第 2 項(a)、(c)、(d)、(f)及び(g)に規定する統計の収集の方法論に関し、欧州委員会に宛てた意見を採択しなければならない。

5. 欧州委員会は、実施法令により、この条第 2 項に規定する統計の収集の方法論並びに欧州委員会及び AMLA への当該統計の送付の取決めを定めることができる。当該実施法令は、第 72 条第 2 項に規定する審査手続に従って採択されなければならない。

6. 欧州委員会は、2030 年 7 月 10 日までに及びその後 2 年ごとに、第 2 項に規定する統計を要約し、かつ、説明する報告書を公表し、これを自らのウェブサイトにおいて利用可能にしなければならない。

第 2 章 登録簿

第 1 節 実質的支配者の中央登録簿

第 10 条 実質的支配者の中央登録簿

1. 加盟国は、規則(EU)2024/1624 第 62 条に規定する実質的支配者情報、同規則第 63 条第 4 項に基づく申述書及び同規則第 66 条に規定するノミニーの取極めに関する情報が、法人が設立された加盟国又は明示信託の受託者若しくは類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者が拠点を持し、若しくは居住する加盟国若しくは当該法的取極めが管理されて

いる加盟国の中央登録簿において保持されることを確保しなければならない。この要件は、規則(EU)2024/1624 第 65 条に規定する法人又は法的取極めには適用しない。

第 1 段に規定する実質的支配者の中央登録簿（以下「中央登録簿」という。）に含まれる情報は、機械判読可能な形式で利用可能とされ、かつ、第 6 項に規定する実施法令に従って収集されなければならない。

2. 第 1 項第 1 段の規定にかかわらず、加盟国は、規則(EU)2024/1624 第 67 条に規定する外国法人及び外国の法的取極めの、同規則第 62 条に規定する実質的支配者情報が、同規則第 67 条に定める条件に従って当該加盟国の中央登録簿において保持されることを確保しなければならない。加盟国は、また、規則(EU)2024/1624 第 67 条第 1 項に掲げるいずれの状況により当該外国法人又は外国の法的取極めの登録が必要となったかの表示を中央登録簿が含むことを確保しなければならない。

3. 明示信託の受託者又は類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者が異なる加盟国に拠点を有し、又は居住する場合には、一の加盟国が中央登録簿において保持する登録の証明書又は実質的支配者情報の抄本をもって、登録義務が履行されたものとみなすのに十分であるものとする。

4. 加盟国は、中央登録簿を担当する機関が、法人、明示信託の受託者及び類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者並びにこれらの法律上の所有者及び実質的支配者に対し、その実質的支配者を特定し、及び確認するために必要な一切の情報（取締役会の決議及びその議事録、パートナーシップ契約、信託証書、委任状その他の契約上の合意及び文書を含む。）を要求する権限を付与されることを確保しなければならない。

5. 規則(EU)2024/1624 第 63 条第 3 項及び第 64 条第 6 項に従っていずれの者も実質的支配者として特定されない場合には、中央登録簿は、次に掲げるものを含まなければならない。

(a) 実質的支配者が存在しない旨又は実質的支配者を判定することができなかった旨の申述であって、規則(EU)2024/1624 第 63 条第 4 項(a)及び第 64 条第 7 項(a)に基づく対応する理由を付したもの

(b) 当該法人において上級管理職員の地位を有する全ての自然人の詳細であって、規則(EU)2024/1624 第 62 条第 1 項第 2 段(a)に基づき要求される情報と同等のもの

加盟国は、第 1 段(a)に規定する情報が、管轄当局、この指令第 32 条及び規則(EU)2024/1620 第 40 条に基づく共同分析を目的とする AMLA、自主規制機関並びに特定事業者にとって利用可能であることを確保しなければならない。ただし、特定事業者は、規則(EU)2024/1624 第 24 条に従って不一致を報告する場合又は当該法人若しくは法的取極めの実質的支配者を判定するために講じた措置の証拠を提供する場合に限り、当該法人又は法的

取極めが提出した申述書にアクセスすることができるものとし、この場合には、理由にもアクセスすることができるものとする。

6. 欧州委員会は、2025 年 7 月 10 日までに、実施法令により、規則(EU)2024/1624 第 62 条に規定する実質的支配者情報の中央登録簿への提出の様式（中央登録簿を担当する機関が審査すべき情報に関する最低要件のチェックリストを含む。）を定めなければならない。当該実施法令は、この指令第 72 条第 2 項に規定する審査手続に従って採択されなければならない。

7. 加盟国は、中央登録簿において保持される実質的支配者情報が十分、正確かつ最新のものであることを確保し、そのための仕組みを整備しなければならない。そのため、加盟国は、少なくとも次に掲げる要件を適用しなければならない。

(a) 中央登録簿を担当する機関は、実質的支配者情報の提出後合理的な期間内に、及びその後定期的に、当該情報が十分、正確かつ最新のものであることを確認しなければならない。

(b) 管轄当局は、適切な場合であって、かつ、当該要件がその職務を不必要に妨げない限度において、中央登録簿において利用可能な情報と自らが利用可能な情報との間に発見した不一致を、中央登録簿を担当する機関に報告しなければならない。

この項第 1 段(a)に規定する確認の範囲及び頻度は、第 7 条第 3 項(d)及び第 8 条第 4 項(c)に従って特定された法人及び法的取極めの類型に関連するリスクに見合ったものでなければならない。

欧州委員会は、2028 年 7 月 10 日までに、中央登録簿を担当する機関が実質的支配者情報を確認するために用いるべき方法及び手続並びに特定事業者及び管轄当局が実質的支配者情報に関する不一致を特定し、及び報告するために用いるべき方法及び手続に関する勧告を発出しなければならない。

8. 加盟国は、中央登録簿に含まれる情報が、中央登録簿への最初の記録の後における法人及び法的取極めの実質的支配並びにノミニーの取極めについてのあらゆる変更を含むことを確保しなければならない。

9. 加盟国は、中央登録簿を担当する機関が、当該登録簿において保持される実質的支配者情報が標的型金融制裁に関して指定された者又は団体に関するものであるかどうかを確認することを確保しなければならない。当該確認は、標的型金融制裁に関する指定の後直ちに、及び定期的に行われなければならない。

加盟国は、次に掲げるいずれかの状況において、中央登録簿に含まれる情報が、当該法人が標的型金融制裁の対象となる者又は団体と関連している旨の表示を含むことを確保しなければならない。

(a) 法人又は法的取極めが標的型金融制裁の対象となっている場合

(b) 法人又は法的取極めが標的型金融制裁の対象となる者又は団体により支配されている場合

(c) 法人又は法的取極めの実質的支配者が標的型金融制裁の対象となっている場合

この項第 2 段に規定する表示は、第 11 条及び第 12 条に従って中央登録簿に含まれる情報へのアクセスを認められたいずれの者又は団体にとっても視認可能でなければならず、かつ、当該標的型金融制裁が解除されるまで維持されなければならない。

10. 加盟国は、中央登録簿を担当する機関が、管轄当局又は特定事業者による不一致の報告から 30 営業日以内に、規則(EU)2024/1624 第 24 条に従って報告された不一致を解消するための適切な措置（当該機関が実質的支配者情報を確認することができる場合における中央登録簿に含まれる情報の修正を含む。）を講ずることを確保しなければならない。不一致が報告されている事実についての特記は、当該不一致が解消されるまで中央登録簿に記載されなければならない、かつ、この指令第 11 条及び第 12 条に基づきアクセスを認められたいずれの者又は団体にとっても視認可能でなければならない。

不一致が複雑な性質のものであり、中央登録簿を担当する機関が 30 営業日以内にこれを解消することができない場合には、当該機関は、当該事案及び講じた措置を記録し、かつ、当該不一致をできる限り速やかに解消するために必要なあらゆる措置を講じなければならない。

11. 加盟国は、中央登録簿を担当する機関が、法人の現在の実質的支配を確定し、及び中央登録簿に提出された情報が正確、十分かつ最新のものであることを確認するため、直接に又は他の当局（司法当局を含む。）への申立てにより、検査（法人の営業所又は登記上の事務所における立入検査を含む。）を実施する権限を付与されることを確保しなければならない。中央登録簿を担当する機関の実質的支配者情報を確認する権利は、制限され、妨げられ、又は排除されてはならない。

受託者又はこれと同等の地位を有する者が規則(EU)2024/1624 第 3 条第 3 号(a)、(b)又は(c)に規定する特定事業者である場合には、加盟国は、中央登録簿を担当する機関が、当該受託者又はこれと同等の地位を有する者の営業所又は登記上の事務所における立入検査を含む検査を実施する権限をも付与されることを確保しなければならない。当該検査は、少なくとも次に掲げる保護措置を遵守しなければならない。

(a) 自然人に関しては、営業所又は登記上の事務所が当該自然人の私的な住居と同一である場合には、立入検査は、事前の司法上の許可に服するものとする。

(b) 法律専門家の秘匿特権を保護するために当該加盟国において設けられている手続上の保護措置は、尊重されなければならない、かつ、法律専門家の秘匿特権により保護される情報にはアクセスしてはならない。

加盟国は、中央登録簿を担当する機関が、他の登録簿（第三国におけるものを含む。）に対し、当該機関の職務の遂行に必要な限度において、情報を要求する権限を付与されることを確保しなければならない。

12. 加盟国は、中央登録簿を担当する機関が、第 7 項(a)及び第 9 項に規定する確認を実施するために必要な自動化されたメカニズム（当該登録簿に含まれる情報を他の情報源が保持する情報と比較することによるものを含む。）を利用できることを確保しなければならない。

13. 加盟国は、第 7 項(a)に規定する確認が実質的支配者情報の提出の時点において実施され、当該確認により中央登録簿を担当する機関が実質的支配者情報に齟齬又は誤りがあると結論付けるに至った場合には、当該中央登録簿を担当する機関が有効な登録の証明書の発行を留保し、又は拒否することができることを確保しなければならない。

14. 加盟国は、第 7 項(a)に規定する確認が実質的支配者情報の提出の後に実施され、当該確認により中央登録簿を担当する機関が当該情報がもはや十分、正確かつ最新のものではないと結論付けるに至った場合には、当該中央登録簿を担当する機関が、提供された実質的支配者情報が適正であると認めるまでの間、登録の証明書の効力を停止することができることを確保しなければならない。ただし、齟齬が誤植、翻字の方法の相違又は実質的支配者若しくはその実質的利益の特定に影響を及ぼさない軽微な不正確さに限られる場合は、この限りでない。

15. 加盟国は、中央登録簿を担当する機関が、直接に又は他の当局（司法当局を含む。）への申立てにより、自らの実質的支配に関する正確、十分かつ最新の情報を中央登録簿に提供しなかったこと（反復的なものを含む。）に対し、効果的で、比例的で、かつ、抑止力のある措置を適用し、又はそのような金銭的制裁を科す権限を付与されることを確保しなければならない。

16. 欧州委員会は、十分、正確かつ最新の情報を中央登録簿に報告しなかったこと（反復的な不履行の場合を含む。）の重大性の程度を分類するための指標を定めることによりこの指令を補完するため、第 71 条に従って委任法令を採択する権限を付与される。

17. 加盟国は、この条に従って実施される検査の過程において、又はその他のいかなる方法によるかを問わず、中央登録簿を担当する機関がマネーロンダリング又はテロ資金供与に関連し得る事実を発見した場合には、当該機関が速やかにその旨を FIU に通知することを確保しなければならない。

18. 加盟国は、中央登録簿を担当する機関がその任務の遂行に当たり不当な影響を受けることなく職務を遂行すること、及び当該機関が利益相反及び厳格な守秘に関する基準をその職員について実施することを確保しなければならない。

19. 中央登録簿は、指令(EU)2017/1132 第 22 条第 1 項により設置された欧州中央プラットフォームを介して相互接続されなければならない。

20. 第 1 項に規定する情報は、法人が解散し、又は法的取極めが消滅した後 5 年間、中央登録簿及び中央登録簿の相互接続システムを通じて利用可能でなければならない。

進行中の刑事捜査及び訴訟手続に適用される証拠に関する国内刑事法の規定の適用を妨げることなく、加盟国は、個別の事案において、マネーロンダリング又はテロ資金供与の疑いを防止し、探知し、捜査し、又は訴追する目的のために当該保存が必要かつ比例的であると加盟国が確認した場合には、最長 5 年の追加期間、当該情報の保存を許可し、又は義務付けることができる。

第 1 段に規定する保存期間の満了に当たり、加盟国は、個人データが中央登録簿から削除されることを確保しなければならない。

21. 欧州委員会は、2031 年 7 月 10 日までに、次に掲げる事項を含む報告書を公表しなければならない。

(a) 中央登録簿を担当する機関が十分、最新かつ正確な情報を有することを確保するために講じた措置の有効性の評価

(b) 中央登録簿において保持される実質的支配者情報に関して特定事業者及び管轄当局が特定した不一致の主な類型の記述

(c) 中央登録簿が十分、正確かつ最新の情報を保持することを確保するために中央登録簿を担当する機関が講じた措置に関するベストプラクティス及び、適切な場合には、勧告

(d) 加盟国が設置した各中央登録簿の特徴の概観（当該登録簿において保持される実質的支配者情報が正確、十分かつ最新のものに保たれることを確保するための仕組みに関する情報を含む。）

(e) 中央登録簿において保持される情報へのアクセスについて課される手数料の比例性の評価

第 11 条 管轄当局、自主規制機関及び特定事業者による実質的支配者登録簿へのアクセスに関する一般規則

1. 加盟国は、管轄当局が、関係する法人又は法的取極めに通知することなく、第 10 条に規定する相互接続された中央登録簿において保持される情報に対し、即時の、フィルターを経ない、直接の、かつ、無料のアクセスを有することを確保しなければならない。

2. 第 1 項に規定するアクセスは、次に掲げる者に認められなければならない。

(a) 管轄当局

(b) 第 37 条に基づく監督機能の遂行における自主規制機関

(c) 税務当局

(d) TFEU 第 215 条に基づき採択された関連する理事会規則に基づき特定された EU の制限措置の実施について指定された責任を有する国内当局

(e) この指令第 32 条及び規則(EU)2024/1620 第 40 条に基づく共同分析を目的とする AMLA

(f) EPPO

(g) OLAF

(h) 加盟国の管轄当局に対して運用上の支援を提供する場合におけるユーロポール及びユーロジャスト

3. 加盟国は、特定事業者が、規則(EU)2024/1624 第 3 章に従って顧客調査措置を講ずるに当たり、この指令第 10 条に規定する相互接続された中央登録簿において保持される情報に適時にアクセスできることを確保しなければならない。

4. 加盟国は、その中央登録簿において保持される実質的支配者情報を、手数料の支払を条件として特定事業者に利用可能とすることを選択することができる。当該手数料は、中央登録簿において保持される情報の質を確保し、及び当該情報を利用可能とする費用を賄うために厳に必要なものに限られなければならない。当該手数料は、中央登録簿において保持される情報への効果的なアクセスを損なわないように定められなければならない。

5. 加盟国は、2026 年 10 月 10 日までに、中央登録簿へのアクセスを認められた管轄当局及び自主規制機関の一覧及び特定事業者の類型並びに特定事業者が利用可能な情報の種類を欧州委員会に通知しなければならない。加盟国は、管轄当局の一覧若しくは特定事業者の類型又は特定事業者に認められたアクセスの範囲に変更がある場合には、当該通知を更新しなければならない。欧州委員会は、管轄当局及び特定事業者によるアクセスに関する情報（その変更を含む。）を他の加盟国が利用できるようにしなければならない。

第 12 条 正当な利益を有する者による実質的支配者登録簿へのアクセスに関する特別規則

1. 加盟国は、マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与の防止及び撲滅について正当な利益を有することを証明することができるいかなる自然人又は法人も、関係する法人又は法的取極めに通知することなく、第 10 条に規定する相互接続された中央登録簿において保持される法人及び法的取極めの実質的支配者に関する次に掲げる情報にアクセスできることを確保しなければならない。

(a) 実質的支配者の氏名

(b) 実質的支配者の生年月

(c) 実質的支配者の居住国及び国籍

(d) 法人の実質的支配者については、保有する実質的利益の性質及び範囲

(e) 明示信託又は類似の法的取極めの実質的支配者については、実質的利益の性質

この項第 1 段に規定する情報に加え、加盟国は、第 2 項(a)、(b)及び(e)に規定するいかなる自然人又は法人も、当該法人又は法的取極めの実質的支配に関する過去の情報（過去 5 年以内に解散し、又は消滅した法人又は法的取極めに関するものを含む。）及び支配又は所有の構造の説明にアクセスできることを確保しなければならない。

この項に基づくアクセスは、電子的手段により認められなければならない。ただし、加盟国は、正当な利益を証明することができる自然人及び法人が、電子的手段を利用することができない場合には、他の形式においても当該情報にアクセスできることを確保しなければならない。

2. 次に掲げる自然人又は法人は、第 1 項に掲げる情報にアクセスする正当な利益を有するものとみなす。

(a) 報道、報告その他のメディアにおけるあらゆる形態の表現の目的のために活動する者であって、マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与の防止又は撲滅に関わるもの

(b) 市民社会組織（非政府組織及び学術界を含む。）であって、マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与の防止又は撲滅に関わるもの

(c) 法人又は法的取極めと取引を行う可能性がある自然人又は法人であって、当該取引とマネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与との関わりを防止することを望むもの

(d) 第三国において AML/CFT 要件に服する事業体（当該第三国の AML/CFT 要件に従って顧客又は見込顧客に関する顧客調査を行うために、法人又は法的取極めに関して第 1 項に規定する情報にアクセスする必要性を証明することができる場合に限る。）

(e) EU の AML/CFT 管轄当局の第三国における相手方（特定の事案に関して当該第三国の AML/CFT 枠組みに基づくその任務を遂行するために、法人又は法的取極めに関して第 1 項に規定する情報にアクセスする必要性を証明することができる場合に限る。）

(f) 指令(EU)2017/1132 第 1 編第 2 章及び第 3 章の実施を担当する加盟国の当局（特に、同指令第 16 条に規定する登記簿への会社の登記を担当する当局）及び同指令第 2 編に基づく有限責任会社の組織変更、合併及び分割の適法性の審査について責任を有する加盟国の当局

(g) 規則(EU)2021/1060 第 71 条に従って加盟国が特定したプログラム当局（EU 基金の受益者に関するものに限る。）

(h) 規則(EU)2021/241 に基づく復興・強靱化ファシリティを実施する公的機関（当該ファシリティに基づく受益者に関するものに限る。）

(i) 公共調達手続との関連における加盟国の公的機関（当該公共調達手続に基づく入札者及び契約を落札した事業者に関するものに限る。）

(j) AML/CFT 製品の提供者（第 1 項に規定する情報に基づき開発された製品又は当該情報を含む製品が特定事業者又は管轄当局である顧客に対してのみ提供される厳格な限度においてであって、かつ、当該提供者が特定事業者又は管轄当局との契約との関連において第 1 項に規定する情報にアクセスする必要性を証明することができる場合に限る。）

第 1 段に基づき特定された類型に加え、加盟国は、マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与の防止及び撲滅の目的に関して正当な利益を証明することができるその他の者に対しても、個別の事案ごとに、実質的支配者情報へのアクセスが認められることを確保しなければならない。

3. 加盟国は、2026 年 7 月 10 日までに、次に掲げる事項を欧州委員会に通知しなければならない。

(a) 第 2 項(f)、(g)及び(h)に基づき実質的支配者情報を参照する権限を有する公的機関の一覧並びに第 2 項(i)に基づき実質的支配者情報を参照する権限を有する公的機関又は公的機関の類型

(b) 第 2 項第 2 段に従って特定された、実質的支配者情報にアクセスする正当な利益を有すると認められた者の追加的な類型

加盟国は、第 1 段に規定する類型の変更又は追加を、遅滞なく、かつ、いかなる場合においてもその発生から 1 か月以内に、欧州委員会に通知しなければならない。

欧州委員会は、この項に従って受領した情報を他の加盟国が利用できるようにしなければならない。

4. 加盟国は、中央登録簿が、この条に従って情報にアクセスする者の記録を保持し、かつ、実質的支配者が規則(EU)2016/679 第 15 条第 1 項(c)に従って請求を行った場合には当該記録を当該実質的支配者に開示することができることを確保しなければならない。

ただし、加盟国は、登録簿を参照する者が次に掲げる者である場合には、中央登録簿が提供する情報により当該者が特定されることのないことを確保しなければならない。

(a) 報道、報告その他のメディアにおけるあらゆる形態の表現の目的のために活動する者であって、マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与の防止又は撲滅に関わるもの

(b) 市民社会組織であって、マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与の防止又は撲滅に関わるもの

加えて、加盟国は、中央登録簿を担当する機関が、規則(EU)2024/1624 第 2 条第 1 項第 44 号(a)及び(c)に規定する EU の AML/CFT 管轄当局の第三国における相手方の身元を、当該当局の分析又は捜査を保護するために必要な間、開示しないことを確保しなければならない。

この項第 2 段(a)及び(b)に規定する者に関し、加盟国は、実質的支配者が規則(EU)2016/679 第 15 条第 1 項(c)に従って請求を行った場合には、当該実質的支配者に対し、その実質的支配者情報を参照した者の職務又は職業に関する情報が提供されることを確保しなければならない。

第 3 段の適用上、当局は、この条に従って実質的支配者情報へのアクセスを要請するに当たり、中央登録簿に開示を差し控えるよう要請する期間（5 年を超えてはならない。）及び当該制限の理由（当該情報の提供がその分析及び捜査の目的をいかに害するかを含む。）を示さなければならない。加盟国は、中央登録簿が実質的支配者情報を参照した機関の身元を開示しない場合において、当該期間の延長は、当該第三国の当局による理由を付した要請に基づいてのみ、最長 1 年の期間について認められ、その後は、当該当局が延長のための新たな理由を付した要請を提出しなければならないことを確保しなければならない。

第 13 条 実質的支配者情報にアクセスするための正当な利益の確認及び相互承認の手続

1. 加盟国は、第 10 条に規定する中央登録簿を担当する機関が、中央登録簿へのアクセスを求める自然人又は法人（以下「申請者」という。）から取得した文書、情報及びデータ並びに、必要な場合には、第 12 条第 3 項に基づき当該機関が利用可能な情報に基づき、第 12 条に規定する正当な利益の存在を確認するための措置を講ずることを確保しなければならない。

2. 実質的支配者情報にアクセスするための正当な利益の存在は、次に掲げる事項を考慮して判断されなければならない。

(a) 申請者の職務又は職業

(b) 第 12 条第 2 項第 1 段(a)及び(b)に規定する者を除き、その情報が求められている特定の法人又は法的取極めとの関連性

3. 加盟国は、第 12 条第 2 項第 1 段に定める種類のいずれかに基づく実質的支配者情報にアクセスするための正当な利益について、他の加盟国の中央登録簿により既に確認を受けた者により情報へのアクセスが請求された場合には、本条第 2 項(a)に定める条件の確認は、当該他の加盟国の中央登録簿が発行した正当な利益の証明を収集することにより満たされることを確保しなければならない。

加盟国は、本項第 1 段に定める手続を、第 12 条第 2 項第 2 段に基づき他の加盟国が特定した追加の類型に適用することができる。

4. 加盟国は、中央登録簿を担当する機関が、申請者が登録簿にアクセスする都度、その本人確認を行うことを確保しなければならない。そのため、加盟国は、欧州議会及び理事会の規則(EU)No 910/2014⁶に定める電子識別手段及び関連する適格トラストサービスの利用を認めることによるものを含め、申請者の本人確認のための十分なプロセスが利用可能であることを確保しなければならない。

5. 第 2 項(a)の適用上、加盟国は、中央登録簿が、実質的支配者情報にアクセスするための正当な利益を有する者に対し、情報にアクセスする都度その職務又は職業を評価する必要なく、反復してアクセスすることを可能とする仕組みを設けることを確保しなければならない。

6. 2026 年 11 月 10 日以降、加盟国は、中央登録簿を担当する機関が、第 1 項に規定する確認を行い、かつ、12 営業日以内に申請者に回答することを確保しなければならない。

第 1 段の規定にかかわらず、本条に基づく実質的支配者情報へのアクセスの請求が突然多数に上った場合には、申請者に回答する期限を 12 営業日延長することができる。当該延長期間の経過後においても、受け付ける請求の数が引き続き多い場合には、当該期限を更に 12 営業日延長することができる。

加盟国は、第 2 段に規定する延長について、適時に欧州委員会に通知しなければならない。

⁶ 域内市場における電子取引のための電子識別及びトラストサービスに関し、並びに指令 1999/93/EC を廃止する 2014 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)No 910/2014（OJ L 257, 28.8.2014, p. 73）。

中央登録簿を担当する機関は、実質的支配者情報へのアクセスを付与することを決定した場合には、3 年間アクセスを付与する証明書を発行しなければならない。中央登録簿を担当する機関は、同一の者による実質的支配者情報へのアクセスのその後の請求に対しては、7 営業日以内に回答しなければならない。

7. 加盟国は、中央登録簿を担当する機関が、次に掲げる理由のいずれかに基づく場合に限り、実質的支配者情報へのアクセスの請求を拒否することを確保しなければならない。

(a) 申請者が、第 1 項に基づき必要な情報又は文書を提供していないこと。

(b) 実質的支配者情報にアクセスするための正当な利益が証明されていないこと。

(c) 中央登録簿を担当する機関が、その保有する情報に基づき、当該情報がその請求の目的のために使用されないおそれ又は当該情報がマネーロンダリング、その前提犯罪若しくはテロ資金供与の防止と関連しない目的のために使用されるおそれについて合理的な懸念を有する場合

(d) 第 15 条に規定する状況の一又は二以上に該当すること。

(e) 第 3 項に規定する場合において、他の加盟国の中央登録簿が付与した実質的支配者情報にアクセスするための正当な利益が、当該情報が求められている目的に及ばないこと。

(f) 申請者が第三国に所在し、かつ、情報へのアクセスの請求に応じることが規則 (EU)2016/679 第 5 章の規定に適合しない場合

加盟国は、中央登録簿を担当する機関が、第 1 段(a)、(b)、(c)及び(e)に掲げる理由によりアクセスの請求を拒否する前に、申請者に対し追加の情報又は文書を求めることを検討することを確保しなければならない。中央登録簿を担当する機関が追加の情報を求める場合には、回答の期限は 7 営業日延長されるものとする。

8. 中央登録簿を担当する機関が第 7 項に基づき情報へのアクセスの提供を拒否する場合には、加盟国は、当該機関に対し、申請者に拒否の理由及び救済を受ける権利を通知するよう求めなければならない。中央登録簿を担当する機関は、請求を評価するため及び第 7 項第 2 段に基づき追加の情報を取得するために講じた措置を記録しなければならない。

加盟国は、中央登録簿を担当する機関が、アクセスが付与された後に第 7 項に掲げる理由のいずれかが生じ、又は当該機関に判明した場合には、関連するときは他の加盟国の中央登録簿による取消しに基づく場合を含め、アクセスを取り消すことができることを確保しなければならない。

9. 加盟国は、第 7 項に基づくアクセスの拒否又は取消しを争うための司法上又は行政上の救済手段を設けることを確保しなければならない。

10. 加盟国は、中央登録簿を担当する機関が、第 2 項(a)に基づき特定された職務又は職業の確認を、随時、かつ、いかなる場合においてもアクセスの付与から 12 か月を経過した後に、繰り返すことができることを確保しなければならない。ただし、中央登録簿を担当する機関が正当な利益がもはや存在しないと信ずるに足りる合理的な理由を有する場合は、この限りでない。

11. 加盟国は、本条に基づきアクセスを付与された者に対し、その職務又は職業に関する変更を含め、有効な正当な利益の消滅をもたらすおそれのある変更を中央登録簿を担当する機関に通知するよう求めなければならない。

12. 加盟国は、その中央登録簿に保有される実質的支配者情報を、手数料の支払を条件として申請者に利用可能とすることを選択することができる。当該手数料は、当該登録簿に保有される情報の質を確保し、及び当該情報を利用可能とするための費用を賄うために厳に必要な範囲に限定されなければならない。当該手数料は、中央登録簿に保有される情報への実効的なアクセスを損なわないような方法で定められなければならない。

第 14 条 様式及び手続

1. 欧州委員会は、実施法令により、第 10 条に規定する中央登録簿による正当な利益に基づくアクセスの実施に必要な技術仕様及び手続を定めなければならない。これには、次に掲げるものを含む。

(a) 中央登録簿へのアクセスを請求するため、並びに法人及び法的取極めに関する実質的支配者情報へのアクセスを請求するための標準様式

(b) 登録簿へのアクセス又は実質的支配者情報へのアクセスの請求を承認し、又は拒否するために中央登録簿が使用する標準様式

(c) アクセスの請求が最初に行われ、かつ、受理された加盟国以外の加盟国の中央登録簿による実質的支配者情報にアクセスするための正当な利益の相互承認を円滑にするための手続（申請者に関する情報の安全な移転を確保するための手続を含む。）

(d) 第 13 条第 8 項に基づく実質的支配者情報へのアクセスの取消しを中央登録簿が相互に通知するための手続

2. 本条第 1 項に規定する実施法令は、第 72 条第 2 項に規定する審査手続に従って採択されなければならない。

第 15 条 実質的支配者登録簿へのアクセスに関する規定の例外

国内法で定める例外的な状況において、第 11 条第 3 項及び第 12 条第 1 項に規定するアクセスが実質的支配者を詐欺、誘拐、脅迫、恐喝、嫌がらせ、暴力若しくは威迫の不均衡なリスクにさらす場合、又は実質的支配者が未成年者であるか若しくはその他の法律上の行為無能力者である場合には、加盟国は、実質的支配者に関する個人情報の全部又は一部について、当該アクセスからの適用除外を定めなければならない。加盟国は、当該適用除外が、状況の例外的性質の詳細な評価及び当該不均衡なリスクが存在することの確認に基づき、個別の事案ごとに付与されることを確保しなければならない。適用除外を付与する決定に対する行政上の再審査を受ける権利及び実効的な司法救済を受ける権利は、保障されなければならない。適用除外を付与した加盟国は、付与した適用除外の数及び示された理由に関する年次統計データを公表し、かつ、当該データを欧州委員会に報告しなければならない。

本条に基づき付与された適用除外は、規則(EU)2024/1624 第 3 条第 3 号(b)に規定する特定事業者であって公務員であるものには適用されない。

第 2 節 銀行口座情報

第 16 条 銀行口座登録簿及び電子データ検索システム

1. 加盟国は、その領域内の信用機関又は金融機関が保有する、支払口座若しくは IBAN（仮想 IBAN を含む。）により識別される銀行口座、証券口座、暗号資産口座及び貸金庫を保有し、又は支配する自然人又は法人を適時に特定することを可能とする中央登録簿又は中央電子データ検索システムなどの中央集権的自動化メカニズムを設けなければならない。

加盟国は、当該国内メカニズムの特性及び情報を当該国内メカニズムに含める際の基準を欧州委員会に通知しなければならない。

2. 加盟国は、中央集権的自動化メカニズムに保有される情報が、FIU に対し、並びに本指令第 32 条及び規則(EU)2024/1620 第 40 条に基づく共同分析の目的のために AMLA に対し、即時かつフィルタリングされない方法で直接アクセス可能であることを確保しなければならない。当該情報は、監督当局が本指令に基づく義務を履行するためにも、適時にアクセス可能でなければならない。

3. 次に掲げる情報は、中央集権的自動化メカニズムを通じてアクセス可能であり、かつ、検索可能でなければならない。

(a) 顧客口座保有者及び顧客口座保有者に代わって行動すると称する者については、氏名又は名称に加え、規則(EU)2024/1624 第 22 条第 1 項により求められるその他の識別データ又は固有識別番号のいずれか並びに、該当する場合には、顧客に代わって行動すると称する者が顧客に代わって行動する権限を有するに至った日及び当該権限を有しなくなった日

(b) 顧客口座保有者の実質的支配者については、氏名に加え、規則(EU)2024/1624 第 22 条第 1 項により求められるその他の識別データ又は固有識別番号のいずれか並びに当該自然人が顧客口座保有者の実質的支配者となった日及び、該当する場合には、実質的支配者でなくなった日

(c) 銀行口座又は支払口座については、IBAN 番号、又は支払口座が IBAN 番号により識別されない場合には固有口座識別子、並びに口座開設日及び、該当する場合には、口座閉鎖日

(d) 信用機関又は金融機関が発行した仮想 IBAN については、仮想 IBAN 番号、当該仮想 IBAN に宛てた支払が自動的に転送される口座の固有口座識別子並びに口座開設日及び口座閉鎖日

(e) 証券口座については、口座の固有識別子並びに口座開設日及び口座閉鎖日

(f) 暗号資産口座については、口座の固有識別子並びに口座開設日及び口座閉鎖日

(g) 貸金庫については、賃借人の氏名又は名称に加え、規則(EU)2024/1624 第 22 条第 1 項により求められるその他の識別データ又は固有識別番号のいずれか並びに賃貸借が開始した日及び、該当する場合には、終了した日

仮想 IBAN の場合には、第 1 段(a)に規定する顧客口座保有者は、当該仮想 IBAN に宛てた支払が自動的に転送される口座の保有者とする。

第 1 段(a)及び(b)の適用上、氏名又は名称は、自然人についてはすべての名及び姓を、法人、法的取極め又は法的能力を有するその他の組織についてはその登録されている名称を含むものとする。

4. 欧州委員会は、実施法令により、中央集権的自動化メカニズムへの情報の提出の形式を定めることができる。当該実施法令は、第 72 条第 2 項に規定する審査手続に従って採択されなければならない。

5. 加盟国は、FIU にとって、本指令第 32 条及び規則(EU)2024/1620 第 40 条に基づく共同分析の目的のために AMLA にとって、並びに監督当局が本指令に基づく義務を履行するために不可欠とみなされるその他の情報について、中央集権的自動化メカニズムを通じてアクセス可能であり、かつ、検索可能であることを求めることができる。

6. 中央集権的自動化メカニズムは、欧州委員会が開発し、及び運用する銀行口座登録簿相互接続システム（以下「BARIS」という。）を介して相互に接続されなければならない。欧州委員会は、2029 年 7 月 10 日までに、加盟国と協力して当該相互接続を確保しなければならない。

欧州委員会は、実施法令により、加盟国の中央集権的自動化メカニズムの BARIS への接続のための技術仕様及び手続を定めることができる。当該実施法令は、第 72 条第 2 項に規定する審査手続に従って採択されなければならない。

7. 加盟国は、第 3 項に規定する情報が BARIS を通じて利用可能であることを確保しなければならない。加盟国は、第 3 項に規定する情報のうち、最新であり、かつ、実際の銀行口座及び支払口座（仮想 IBAN を含む。）、証券口座、暗号資産口座並びに貸金庫に対応するもののみが、自国の中央集権的自動化メカニズム及び BARIS を通じて利用可能とされることを確保するため、適切な措置を講じなければならない。当該情報へのアクセスは、データ保護に関する規則に従って付与されなければならない。

加盟国が第 4 項に基づき FIU 及びその他の管轄当局にとって不可欠とみなすその他の情報は、BARIS を通じてアクセス可能とされ、又は検索可能とされてはならない。【訳注：原文は「paragraph 4」を参照するが、本条の最終条文では、その他の情報について定めるのは第 5 項であり、第 4 項は情報提出の様式に関する実施法令の規定である。欧州委員会の提案（COM(2021) 423 final）第 14 条では「その他の情報」の規定が第 4 項であったため、その後の項の挿入に伴う参照の修正漏れと考えられる。英語版・ドイツ語版・フランス語版とも「第 4 項」のままであり、正誤表も出ていないため（同日現在、正誤表はスペイン語版、ラトビア語版及びリトアニア語版のみ）、原文どおり訳出した（2026 年 10 月 5 日確認）。】

8. 加盟国は、銀行口座又は支払口座（仮想 IBAN を含む。）、証券口座、暗号資産口座及び貸金庫の所有者に関する情報が、口座の閉鎖後 5 年間、自国の中央集権的自動化メカニズム及び BARIS を通じて利用可能とされることを確保しなければならない。

進行中の犯罪捜査及び法的手続に適用される証拠に関する国内刑事法の適用を妨げることなく、加盟国は、マネーロンダリング又はテロ資金供与の疑いの防止、探知、捜査又は訴追の目的のために当該保存が必要かつ比例的であることを確認した場合には、特定の事案において、当該情報を最長 5 年間の追加期間保存することを許容し、又は保存することを求めることができる。

9. FIU 及び、本指令第 32 条及び規則(EU)2024/1620 第 40 条に基づく共同分析の目的のためには、AMLA に対し、BARIS を通じて利用可能な他の加盟国における支払口座及び IBAN（仮想 IBAN を含む。）により識別される銀行口座、証券口座、暗号資産口座並びに貸金庫に関する情報への即時かつフィルタリングされないアクセスが付与されなければならない。監督当局に対しては、BARIS を通じて利用可能な情報への適時のアクセスが付与されなければならない。加盟国は、本項を実施するため、相互に、及び欧州委員会と協力しなければならない。

加盟国は、BARIS へのアクセスを有する自国の FIU 及び監督当局の職員が、守秘及びデータ保護に関する高度な職業上の基準を維持し、高い誠実性を有し、かつ、適切な技能を有することを確保しなければならない。

第 2 段に定める要件は、共同分析の文脈において、及び監督当局として行動する場合において、AMLA にも適用されるものとする。

10. 加盟国は、FIU 及び監督当局が第 5 項及び第 6 項に従って BARIS を通じて利用可能な情報にアクセスし、及び検索する権限を行使するために、高度な技術水準によりデータの安全を確保するための技術的及び組織的措置が講じられることを確保しなければならない。【訳注：原文は「paragraphs 5 and 6」を参照する。欧州委員会の提案（COM(2021) 423 final）第 14 条第 8 項は、相互接続（提案第 5 項）及び単一アクセスポイントを通じた情報の利用可能性（提案第 6 項）を受けて「in accordance with paragraphs 5 and 6」としていたが、最終条文では項の挿入によりこれらが第 6 項及び第 7 項に繰り下がっている（なお、FIU 等のアクセス権限は第 9 項）。項番号の修正漏れと考えられるが、英語版・ドイツ語版・フランス語版とも「第 5 項及び第 6 項」のままであり、正誤表も出ていないため、原文どおり訳出した（2026 年 10 月 5 日確認）。】

第 1 段に定める要件は、共同分析の文脈において、及び監督当局として行動する場合において、AMLA にも適用されるものとする。

第 17 条 登録簿の相互接続のための実施法令

1. 欧州委員会は、実施法令により、第 10 条第 19 項に従った加盟国の中央登録簿の相互接続を定めるために必要な技術仕様及び手続を、次に掲げる事項に関して定めることができる。

(a) プラットフォームがその機能を遂行するために必要な技術データの集合並びに当該データの保存、使用及び保護の方法を定める技術仕様

(b) 加盟国が付与するアクセスの水準に応じて、中央登録簿の相互接続システムを通じて実質的支配者情報が利用可能とされる際の共通基準

(c) 実質的支配者に関する情報を利用可能とする方法に関する技術的詳細

(d) 中央登録簿の相互接続システムが提供するサービスの利用可能性に関する技術的条件

(e) 規則(EU)No 910/2014 に定める電子識別手段及び関連するトラストサービスの利用による利用者の認証を含め、本指令第 11 条及び第 12 条に従った実質的支配者に関する情報への様々な種類のアクセスを実施するための技術的取決め

(f) 第 11 条第 4 項及び第 13 条第 12 項に従い実質的支配者情報へのアクセスが手数料の支払を条件とする場合における支払に関する取決め（遠隔支払取引等の利用可能な支払手段を考慮したもの）

当該実施法令は、第 72 条第 2 項に規定する審査手続に従って採択されなければならない。

2. 欧州委員会は、実施法令により、第 16 条第 6 項に規定する加盟国の中央集権的自動化メカニズムの相互接続を定めるために必要な技術仕様及び手続を、次に掲げる事項に関して定めることができる。

(a) BARIS の目的のための電子的手段による通信の方法を定める技術仕様

(b) 通信プロトコルの技術仕様

(c) BARIS により検索可能であり、かつ、アクセス可能である情報のデータセキュリティ、データ保護の保障措施、使用及び保護を定める技術仕様

(d) 銀行口座情報が BARIS を通じて検索可能とされる際の共通基準

(e) 規則(EU)No 910/2014 に定める電子識別手段及び関連するトラストサービスの利用による利用者の認証を含め、BARIS により情報を利用可能とする方法に関する技術的詳細

(f) BARIS が提供するサービスの利用可能性に関する技術的条件

当該実施法令は、第 72 条第 2 項に規定する審査手続に従って採択されなければならない。

3. 欧州委員会は、第 1 項及び第 2 項に規定する実施法令を採択するに当たっては、実証済みの技術及び既存の慣行を考慮しなければならない。欧州委員会は、開発され、及び運用される BARIS が、本指令を実施するために絶対的に必要な範囲を超える費用を生じさせないことを確保しなければならない。

第 3 節 不動産情報への単一アクセスポイント

第 18 条 不動産情報への単一アクセスポイント

1. 加盟国は、管轄当局が、あらゆる不動産及び当該不動産を所有する自然人、法人又は法的取極めを適時に特定することを可能とする情報並びに不動産に係る取引の特定及び分析を可能とする情報に、無料で、即時かつ直接にアクセスできることを確保しなければならない。当該アクセスは、各加盟国に設置される単一アクセスポイントを介して提供されなければならない。当該単一アクセスポイントは、管轄当局が、電子的手段により、デジタル形式の情報（可能な場合には、機械可読なものでなければならない。）にアクセスすることを可能とするものとする。

第 1 段に規定する単一アクセスポイントへのアクセスは、本指令第 32 条及び規則 (EU)2024/1620 第 40 条に基づく共同分析の目的のために、AMLA にも付与されなければならない。

2. 加盟国は、少なくとも次に掲げる情報が第 1 項に規定する単一アクセスポイントを通じて利用可能とされることを確保しなければならない。

(a) 不動産に関する情報

(i) 地籍区画及び地籍参照番号

(ii) 不動産の所在地を含む地理的位置

(iii) 不動産の面積／規模

(iv) 建物の有無及び用途を含む不動産の種類

(b) 所有権に関する情報

(i) 所有者及び所有者に代わって行動すると称する者の氏名又は名称

(ii) 所有者が法人である場合には、当該法人の名称及び法的形態並びに会社固有識別番号及び納税者番号

(iii) 所有者が法的取極めである場合には、当該法的取極めの名称及び納税者番号

(iv) 不動産の取得価格

(v) 該当する場合には、権利又は制限

(c) 次に掲げる負担に関する情報

(i) 抵当権

(ii) 司法上の制限

(iii) 財産権

(iv) その他の担保（ある場合）

(d) 不動産の所有権、価格及び関連する負担の履歴

(e) 関連文書

加盟国は、一の地籍区画に複数の不動産が含まれる場合には、第 1 段に規定する情報が当該地籍区画内の各不動産について提供されることを確保しなければならない。

加盟国は、第 1 段(d)に基づく履歴情報が少なくとも 2019 年 7 月 8 日以降の期間を対象とすることを確保しなければならない。

3. 加盟国は、第 1 項に規定する単一アクセスポイントを通じて提供される情報が最新かつ正確であることを確保するための仕組みを設けなければならない。

4. 加盟国は、電子的に保有されている情報が請求を行った管轄当局に即時に提供されることを確保するための措置を講じなければならない。当該情報が電子的に保有されていない場合には、加盟国は、当該情報が適時に、かつ、請求を行った管轄当局の活動を損なわない方法で提供されることを確保しなければならない。

5. 加盟国は、2029 年 10 月 10 日までに、次に掲げる事項を欧州委員会に通知しなければならない。

(a) 国レベルで設置された第 1 項に規定する単一アクセスポイントの特性（当該単一アクセスポイントにアクセスすることができるウェブサイトを含む。）

(b) 第 1 項に規定する単一アクセスポイントへのアクセスを付与された管轄当局の一覧

(c) 第 2 項に掲げるものに加えて管轄当局に利用可能とされるデータ

加盟国は、管轄当局の一覧又は付与された情報へのアクセスの範囲に変更が生じた場合には、当該通知を更新しなければならない。欧州委員会は、当該情報（その変更を含む。）を他の加盟国が利用可能なものとしなければならない。

6. 欧州委員会は、2032 年 7 月 10 日までに、第 1 項に規定する単一アクセスポイントの安全かつ効率的な相互接続を確保するための条件並びに技術仕様及び手続を評価する報告書を欧州議会及び理事会に提出しなければならない。適当な場合には、当該報告書には立法提案を添付しなければならない。

第 3 章 FIU

第 19 条 FIU の設置

1. 各加盟国は、マネーロンダリング及びテロ資金供与を防止し、探知し、かつ、これに効果的に対処するため、FIU を設置しなければならない。

2. FIU は、規則(EU)2024/1624 第 69 条に従って特定事業者が提出する届出、同規則第 74 条及び第 80 条第 4 項第 2 段に従って特定事業者が提出する届出並びにマネーロンダリング、

その前提犯罪又はテロ資金供与に関連するその他の情報（規則(EU)2018/1672 第 9 条に基づき税関当局が送付する情報を含む。）並びに監督当局又はその他の当局が提出する情報を受理し、及び分析する責任を負う単一の国内中央機関でなければならない。

3. FIU は、マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与の疑いがある根拠がある場合には、その分析の結果及び追加の情報を関係する管轄当局に提供する責任を負う。FIU は、特定事業者から追加の情報を取得することができなければならない。

FIU の金融分析機能は、次に掲げるものから構成されるものとする。

(a) 個別の事案及び特定の対象又は適切に選択された情報に焦点を当てた業務分析であって、リスク、受理した届出の種類及び量並びに提供後の情報の想定される利用に基づき優先順位が付けられるもの

(b) マネーロンダリング及びテロ資金供与の傾向及びパターン並びにそれらの変化に取り組む戦略分析

4. 各 FIU は、業務上独立し、かつ、自律的でなければならない。これは、FIU が、特定の情報を分析し、請求し、及び第 3 項に従って提供する自律的な決定を行う能力を含め、その機能を自由に遂行する権限及び能力を有することを意味する。FIU は、政治、政府又は業界による不当な影響又は干渉から自由でなければならない。

FIU が他の当局の既存の組織内に設置されている場合には、FIU の中核的機能は、受入れ当局のその他の機能から独立し、かつ、業務上分離されていなければならない。

5. 加盟国は、その任務を遂行するため、FIU に適切な財政的、人的及び技術的資源を提供しなければならない。FIU は、その機能を遂行するために必要な資源を取得し、及び配備することができなければならない。

6. 加盟国は、その FIU の職員が第 67 条に定めるものと同等の職業上の守秘義務に服し、データ保護に関する高度な基準を含む高度な職業上の基準を維持し、かつ、高い誠実性を有し、及び大規模データセットの倫理的な取扱いに関して適切な技能を有することを確保しなければならない。加盟国は、FIU が利益相反を防止し、及び管理するための手続を設けることを確保しなければならない。

7. 加盟国は、FIU が情報の安全及び秘密性を規律する規則を設けることを確保しなければならない。

8. 加盟国は、FIU が、管轄当局及び特定事業者と電子的手段により通信し、及び情報を交換するための安全かつ保護された経路を設けることを確保しなければならない。

9. 加盟国は、FIU が、第 46 条に基づき、情報の交換について他の国内の管轄当局と取決めることができることを確保しなければならない。

10. AMLA は、2028 年 7 月 10 日までに、次に掲げる事項に関し、FIU を名宛人とするガイドラインを発出しなければならない。

(a) FIU の業務上の自律性及び独立性を保持するために講ずべき措置（利益相反がその業務上の自律性及び独立性に影響を及ぼすことを防止するための措置を含む。）

(b) 業務分析及び戦略分析の性質、特徴及び目的

(c) FIU がアクセスを有する金融情報、行政情報及び法執行情報の使用及び相互照合のためのツール及び方法

(d) 第 24 条及び第 25 条に基づく取引の停止若しくは取引に対する同意の留保及び口座若しくは取引関係の停止若しくは監視の行使のための慣行及び手続

第 20 条 基本権オフィサー

1. 加盟国は、FIU が基本権オフィサーを指名することを確保しなければならない。基本権オフィサーは、FIU の既存の職員の中から選任することができる。

2. 基本権オフィサーは、次に掲げる任務を遂行する。

(a) 基本権オフィサーが必要と認める場合又は職員から求められた場合に、FIU が行う活動について、当該活動を妨げ、又は遅延させることなく、FIU の職員に助言すること。

(b) FIU による基本権の遵守を促進し、及び監視すること。

(c) FIU の活動の基本権への適合性について、拘束力を有しない意見を提供すること。

(d) FIU の活動の過程における基本権の侵害の可能性について、FIU の長に報告すること。

3. FIU は、基本権オフィサーがその任務の遂行に関していかなる指示も受けないことを確保しなければならない。

第 21 条 情報へのアクセス

1. 加盟国は、FIU が、その組織上の地位にかかわらず、その任務を遂行するために必要な情報（金融情報、行政情報及び法執行情報を含む。）にアクセスできることを確保しなければならない。加盟国は、FIU が少なくとも次に掲げるアクセスを有することを確保しなければならない。

(a) 次に掲げる金融情報への即時かつ直接のアクセス

- (i) 第 16 条に従い国の中央集権的自動化メカニズムに含まれる情報
- (ii) 特定事業者からの情報（規則(EU)2023/1113 第 3 条第 9 号に定義する資金移転及び同規則第 3 条第 10 号に定義する暗号資産移転に関する情報を含む。）
- (iii) 抵当権及び貸付けに関する情報
- (iv) 国の通貨及び両替に関するデータベースに含まれる情報
- (v) 証券に関する情報
- (b) 次に掲げる行政情報への即時かつ直接のアクセス
 - (i) 税務データ（税務当局及び歳入当局が保有するデータ並びに理事会指令 2011/16/EU⁷第 8 条第 3a 項に従い取得されたデータを含む。）
 - (ii) 物品若しくはサービスの公共調達手続又はコンセッションに関する情報
 - (iii) 第 16 条に規定する BARIS からの情報並びに国の不動産登記簿又は電子データ検索システム及び土地登記簿・地籍簿からの情報
 - (iv) 自然人の国の国籍登録簿及び住民登録簿に含まれる情報
 - (v) 国の旅券及び査証の登録簿に含まれる情報
 - (vi) 越境旅行に関するデータベースに含まれる情報
 - (vii) 商業データベース（商業登記簿及び会社登記簿並びに PEP のデータベースを含む。）に含まれる情報
 - (viii) 国の自動車、航空機及び船舶の登録簿に含まれる情報
 - (ix) 国の社会保障登録簿に含まれる情報
 - (x) 税関データ（現金の越境物理的移転を含む。）
 - (xi) 国の武器及び兵器の登録簿に含まれる情報
 - (xii) 国の実質的支配者登録簿に含まれる情報
 - (xiii) 第 10 条第 19 項に従い中央登録簿の相互接続を通じて利用可能なデータ
 - (xiv) 非営利団体の登録簿に含まれる情報

⁷ 税務分野における行政協力に関し、並びに指令 77/799/EEC を廃止する 2011 年 2 月 15 日の理事会指令 2011/16/EU（OJ L 64, 11.3.2011, p. 1）。

- (xv) 第 61 条及び第 67 条第 2 項に従い国の金融監督当局及び規制当局が保有する情報
 - (xvi) 欧州委員会規則(EU)No 389/2013⁸に従い設置された CO2 排出量取引に関するデータを保存するデータベース
 - (xvii) 会社の年次財務諸表に関する情報
 - (xviii) 国の移住及び出入国の登録簿
 - (xix) 商事裁判所が保有する情報
 - (xx) 倒産データベースにおいて保有され、及び倒産実務家が保有する情報
 - (xxi) 標的型金融制裁に従い凍結され、又は移動を禁止された資金その他の資産に関する情報
- (c) 次に掲げる法執行情報への直接又は間接のアクセス
- (i) 犯罪の防止、探知、捜査又は訴追に関連して管轄当局が既に保有するあらゆる種類の情報又はデータ
 - (ii) 犯罪の防止、探知、捜査又は訴追に関連して公的機関又は民間主体が保有する情報又はデータであって、国内法に基づく強制措置をとることなく管轄当局が利用可能なあらゆる種類のもの
- 第 1 段(c)に規定する情報には、犯罪記録、捜査に関する情報、資産の凍結若しくは差押え又はその他の捜査上の措置若しくは仮の措置に関する情報並びに有罪判決及び没収に関する情報を含むものとする。
- 加盟国は、第 1 段(c)に規定する法執行情報の提供が進行中の捜査を危うくするおそれがある場合には、個別の事案ごとに、当該情報へのアクセスの制限を認めることができる。
2. 第 1 項に掲げる情報へのアクセスは、当該情報が、FIU がいかなる中間的な手順も経ることなく情報を検索することができる IT データベース、登録簿若しくはデータ検索システムに含まれている場合又は次に掲げる条件が満たされる場合には、直接かつ即時のものとみなす。
- (a) 当該情報を保有する主体又は当局が、迅速に FIU に当該情報を提供すること。

⁸ 欧州議会及び理事会の指令 2003/87/EC 並びに欧州議会及び理事会の決定 No 280/2004/EC 及び決定 No 406/2009/EC に従って EU 登録簿を設置し、並びに欧州委員会規則(EU)No 920/2010 及び規則(EU)No 1193/2011 を廃止する 2013 年 5 月 2 日の欧州委員会規則(EU)No 389/2013（OJ L 122, 3.5.2013, p. 1）。

(b) いかなる主体、当局又は第三者も、要求されたデータ又は提供される情報に干渉することができないこと。

3. 加盟国は、可能な限り、第 1 項第 1 段(c)に掲げる情報への直接のアクセスが FIU に付与されることを確保しなければならない。FIU に情報への間接のアクセスが提供される場合には、要求された情報を保有する主体又は当局は、適時に当該情報を提供しなければならない。

4. 各 FIU は、その職務に関連して、この指令第 19 条第 3 項に従いその職務を遂行するため、規則(EU)2024/1624 第 69 条第 1 項第 1 段(a)又は第 70 条第 1 項に従い事前の届出がされていない場合であっても、いかなる特定事業者に対しても情報を要求し、これを取得し、及び利用することができるものとする。特定事業者は、この項に従い行われる情報の要求が同規則第 70 条第 2 項に規定する状況において取得された情報に関するものである場合には、当該要求に応じる義務を負わない。

第 22 条 情報の要求への対応

1. 加盟国は、FIU が、規則(EU)2024/1624 第 2 条第 1 項第 44 号(c)及び(d)に規定する各加盟国の管轄当局による、マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与に関する懸念により正当化される理由を付した情報の要求に対し、当該情報が既に FIU により保有され、かつ、個別の事案ごとに必要とされる場合には、適時に対応することができることを確保しなければならない。情報の伝達を行うか否かの決定は、引き続き FIU に委ねられる。

当該情報の提供が進行中の捜査若しくは分析に悪影響を及ぼすと推定する客観的な根拠がある場合又は、例外的な状況において、当該情報の開示が自然人若しくは法人の正当な利益に対して明らかに均衡を失するものであるか、若しくは要求された目的との関係で無関係である場合には、FIU は、当該情報の要求に応じる義務を負わない。

そのような場合には、FIU は、要求を行った当局に対し、書面により理由を示さなければならない。

2. 管轄当局は、この条及び第 19 条第 3 項に従い提供された情報の利用状況及び有用性並びに当該情報に基づきとられた措置及び行われた捜査の結果について、FIU にフィードバックを提供しなければならない。当該フィードバックは、FIU がその業務分析機能を改善することができるような方法で、できる限り速やかに、かついかなる場合にも、集計された形式で、少なくとも年 1 回提供されなければならない。

第 23 条 監督当局への情報の提供

1. 加盟国は、FIU が、監督当局に対し、自発的に又は要求に応じて、第 4 章に基づく監督の目的のために関連し得る情報（少なくとも次に掲げる事項に関する情報を含む。）を提供することを確保しなければならない。

(a) 特定事業者が提出した疑わしい取引の届出の質及び量

(b) 規則(EU)2024/1624 第 69 条第 1 項第 1 段(b)に基づく FIU の要求に対して特定事業者が行った回答の質及び適時性

(c) この指令第 19 条第 3 項(b)に従い実施された戦略分析の関連する結果並びにマネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与の傾向及び手法に関する関連情報（地理的なリスク、越境的なリスク及び新たに生じつつあるリスクを含む。）

2. 加盟国は、FIU が、その保有する情報が特定事業者による規則(EU)2024/1624 及び(EU)2023/1113 の違反の可能性を示す場合には、常に監督当局に通知することを確保しなければならない。

3. 加盟国は、第 2 項の目的のために厳に必要な場合を除き、この条に従い FIU が提供する情報が、特定の自然人若しくは法人に関するいかなる情報も、進行中の分析若しくは捜査の対象となっている自然人若しくは法人を含む事案も、又は自然人若しくは法人の特定につながり得るいかなる情報も含まないことを確保しなければならない。

第 24 条 取引の停止又は同意の留保

1. 加盟国は、取引がマネーロンダリング又はテロ資金供与に関連しているとの疑いがある場合には、FIU が、直接又は間接に、当該取引を停止し、又は当該取引への同意を留保するための緊急の措置をとる権限を付与されることを確保しなければならない。

加盟国は、取引を停止し、又は取引への同意を留保する必要性が規則(EU)2024/1624 第 69 条に従い届け出られた疑いに基づき認められる場合には、同規則第 71 条に規定する期間内に、取引の停止又は同意の留保が特定事業者に対して課されることを確保しなければならない。取引を停止する必要性が FIU の分析作業に基づく場合には、特定事業者による事前の届出の有無にかかわらず、FIU は、できる限り速やかに当該停止を課さなければならない。

取引の停止又は取引への同意の留保は、資金を保全し、その分析（当該取引の分析を含む。）を行い、疑いが確認されるか否かを評価し、及び、確認される場合には、適切な措置の採択を可能とするため関係する管轄当局に分析の結果を伝達するために、FIU により課されるものとする。

加盟国は、FIU の分析作業に適用される取引の停止又は同意の留保の期間を定めなければならないが、当該期間は 10 営業日を超えてはならない。加盟国は、国内法に基づき FIU が犯罪資産の追跡、差押え、凍結又は没収の機能を果たす場合には、より長い期間を定めることができる。取引の停止又は同意の留保についてより長い期間を定める場合には、加盟国は、FIU が、適切な国内の保障措置（取引を停止された者が当該停止について裁判所において争う可能性等）に服してその機能を行従することを確保しなければならない。

加盟国は、FIU が、取引の停止又は同意の留保が第 3 段に定める目的を達成するためにもはや必要でないと判断する場合には、いつでも当該停止又は同意の留保を解除する権限を付与されることを確保しなければならない。

加盟国は、FIU が、他の加盟国の FIU の要求に応じて、この項に規定する取引の停止又は同意の留保を行う権限を付与されることを確保しなければならない。

2. 加盟国は、銀行口座若しくは支払口座、暗号資産口座又は取引関係がマネーロンダリング又はテロ資金供与に関連しているとの疑いがある場合には、FIU が、資金を保全し、その分析を行い、疑いが確認されるか否かを評価し、及び、確認される場合には、適切な措置の採択を可能とするため関係する管轄当局に分析の結果を伝達するために、直接又は間接に、当該口座の利用を停止し、又は当該取引関係を停止するための緊急の措置をとる権限を付与されることを確保しなければならない。

加盟国は、FIU の分析作業に適用される停止の期間を定めなければならない、当該期間は 5 営業日を超えてはならない。加盟国は、国内法に基づき FIU が犯罪資産の追跡、差押え、凍結又は没収の機能を果たす場合には、より長い期間を定めることができる。より長い停止の期間を定める場合には、加盟国は、FIU が、適切な国内の保障措置（銀行口座若しくは支払口座、暗号資産口座又は取引関係を停止された者が当該停止について裁判所において争う可能性等）に服してその機能を行わせることを確保しなければならない。

加盟国は、FIU が、停止が第 1 段に定める目的を達成するためにもはや必要でないと判断する場合には、いつでも当該停止を解除する権限を付与されることを確保しなければならない。

加盟国は、FIU が、他の加盟国の FIU の要求に応じて、この項に規定する口座の利用の停止又は取引関係の停止を行う権限を付与されることを確保しなければならない。

3. この条に従い停止を課し、又は同意を留保したことにより、FIU 又はその役員若しくは職員がいかなる種類の責任も負うことはない。

第 25 条 取引又は活動を監視する指示

加盟国は、FIU が、特定事業者に対し、マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与の重大なリスクを呈する者のために当該特定事業者が管理する 1 若しくは 2 以上の銀行口座若しくは支払口座若しくは暗号資産口座又はその他の取引関係を通じて行われている取引又は活動を、FIU が指定する期間、監視するよう指示する権限を付与されることを確保しなければならない。加盟国は、また、FIU が、当該特定事業者に対し、監視の結果を報告するよう指示する権限を付与されることを確保しなければならない。

加盟国は、FIU が、他の加盟国の FIU の要求に応じて、この条に規定する監視措置を課す権限を付与されることを確保しなければならない。

第 26 条 特定事業者への警告

1. 加盟国は、FIU が、特定事業者に対し、規則(EU)2024/1624 第 3 章に基づく顧客調査の実施に関連する情報について警告することができることを確保しなければならない。当該情報には、次に掲げるものを含むものとする。

(a) マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与の重大なリスクを呈する取引又は活動の類型

(b) マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与の重大なリスクを呈する特定の者

(c) マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与の重大なリスクを呈する特定の地理的地域

2. 第 1 項に規定する要件は、国内法で定める期間適用されるものとし、当該期間は 6 か月を超えてはならない。

3. FIU は、特定事業者に対し、年 1 回、マネーロンダリング及びテロ資金供与の類型、リスク指標及び傾向に関する戦略的情報を提供しなければならない。

第 27 条 FIU の年次報告書

各加盟国は、その FIU がその活動に関する年次報告書を公表することを確保しなければならない。当該報告書には、次に掲げる事項に関する統計を含めなければならない。

(a) FIU が受理した疑わしい取引の届出及び疑わしい活動の届出について FIU が行った事後措置

(b) 特定事業者が提出した疑わしい取引の届出

(c) 監督当局及び中央登録簿による開示

(d) 管轄当局への伝達及び当該伝達について行われた事後措置

(e) 他の FIU に対して行った要求及び他の FIU から受けた要求

(f) 規則(EU)2024/1624 第 2 条第 1 項第 44 号(c)に規定する管轄当局に対して行った要求及び当該管轄当局から受けた要求

(g) 配置された人的資源

(h) 規則(EU)2018/1672 第 9 条に従い税関当局が送付した現金の越境物理的移転に関するデータ

第 1 段に規定する報告書には、また、他の管轄当局に伝達された案件において特定された傾向及び類型に関する情報を含めなければならない。当該報告書に含まれる情報は、いかなる自然人又は法人の特定も可能とするものであってはならない。

第 28 条 FIU によるフィードバック

1. 加盟国は、FIU が、特定事業者に対し、規則(EU)2024/1624 第 69 条に基づく疑いの届出についてフィードバックを提供することを確保しなければならない。当該フィードバックは、少なくとも、提供された情報の質、届出の適時性、疑いの記述及び提出段階で提供された書類を対象としなければならない。

この条に基づくフィードバックは、特定事業者が提出した個々の届出のすべてを対象とするものと解してはならない。

FIU は、特定事業者が届け出た疑わしい取引の総数を考慮して、個々の特定事業者に対して提供するか、又は特定事業者の集団若しくは類型に対して提供するかを問わず、少なくとも年 1 回フィードバックを提供しなければならない。

フィードバックは、また、監督当局が第 40 条に従いリスクベースの監督を行うことができるよう、監督当局にも利用可能とされなければならない。

FIU は、この条に基づく特定事業者へのフィードバックの提供について年 1 回 AMLA に報告しなければならない、また、特定事業者の類型ごとに提出された疑わしい取引の届出の件数に関する統計を提供しなければならない。

2028 年 7 月 10 日までに、AMLA は、FIU に対し、フィードバックの提供に関するベストプラクティス及びアプローチ（フィードバックの種類及び頻度に関するものを含む。）について勧告を発出しなければならない。

フィードバックを提供する義務は、FIU が行う進行中の分析作業又は FIU による伝達の後に行われる捜査若しくは行政上の措置を危うくするものであってはならず、また、データ保護及び秘密保持の要件の適用に影響を及ぼすものではない。

2. 加盟国は、FIU が、税関当局に対し、規則(EU)2018/1672 第 9 条に従い送付された情報の有効性及び当該情報に係る事後措置について、少なくとも年 1 回フィードバックを提供することを確保しなければならない。

第 29 条 FIU 間の協力

加盟国は、FIU が、その組織上の地位にかかわらず、可能な限り最大限相互に協力することを確保しなければならない。

第 30 条 保護された通信経路

1. 加盟国の FIU 間の情報交換のためのシステム（FIU.net）を設置する。FIU.net は、安全な通信及び情報交換を確保し、かつ、すべての取扱活動の書面による記録を作成することができるものでなければならない。FIU.net は、第三国における FIU の相手方機関との通信並びに他の当局及び EU の機関、部局及び庁との通信にも使用することができる。FIU.net は、AMLA が管理する。

FIU.net は、この指令第 32 条及び規則(EU)2024/1620 第 40 条に基づく共同分析の目的のための FIU と AMLA との間の情報交換に使用されるものとする。

2. 加盟国は、FIU が、FIU.net を使用して第 31 条及び第 32 条に基づき情報を交換することを確保しなければならない。FIU.net に技術的障害が生じた場合には、情報は、高い水準のデータセキュリティ及びデータ保護を確保するその他の適切な手段により送付されなければならない。

FIU と FIU.net に接続していない第三国における相手方機関との間の情報交換は、保護された通信経路を通じて行われなければならない。

3. 加盟国は、この指令に定めるその任務を遂行するため、FIU が、その国内法に従い、最先端技術の適用において可能な限り最大限協力することを確保しなければならない。

加盟国は、また、FIU が、規則(EU)2024/1620 第 5 条第 5 項(i)、第 45 条第 1 項(d)及び第 47 条に従い AMLA が開発し、及び管理するソリューションの適用において可能な限り最大限協力することを確保しなければならない。

4. 加盟国は、FIU が、FIU.net の機能を使用して、FIU.net 上で利用可能とするデータを、他の FIU 並びに EU の機関、部局及び庁が同システム上で利用可能とするデータと、ヒット／ノーヒット方式により照合することができることを確保しなければならない。ただし、当該照合が当該 EU の機関、部局及び庁のそれぞれの権限の範囲内にある場合に限る。

5. AMLA は、FIU 又は第三国における相手方機関若しくは EU の機関、部局若しくは庁の FIU.net へのアクセスが、この章の実施並びに FIU が保有し、及び FIU.net を通じて交換される情報の安全性及び秘密性を危うくすると信ずるに足りる根拠がある場合（FIU の独立性及び自律性に関する懸念がある場合を含む。）には、当該アクセスを停止することができる。

第 31 条 FIU 間の情報交換

1. 加盟国は、FIU が、関係し得る前提犯罪の類型にかかわらず、かつ、関係し得る前提犯罪の類型が交換の時点で特定されていない場合であっても、マネーロンダリング、その前提犯罪若しくはテロ資金供与及び関係する自然人若しくは法人に関する FIU による情報の取扱い又は分析に関連し得るあらゆる情報を、自発的に又は要求に応じて交換することを確保しなければならない。

要求には、関連する事実、背景情報、要求の理由、被要求 FIU の国との関連及び求める情報がどのように利用されるかを含めなければならない。

FIU は、規則(EU)2024/1624 第 69 条第 1 項第 1 段(a)に基づく届出であって他の加盟国に関するものを受理した場合には、当該届出又はそこから得られたすべての関連情報を、当該他の加盟国の FIU に速やかに転送しなければならない。

2. 2026 年 7 月 10 日までに、AMLA は、実施技術基準の案を作成し、採択のため欧州委員会に提出しなければならない。当該実施技術基準の案は、第 1 項に規定する情報の交換に使用される書式を明確にするものとする。

欧州委員会には、規則(EU)2024/1620 第 53 条に従い、第 1 段に規定する実施技術基準を採択する権限が付与される。

3. 2026 年 7 月 10 日までに、AMLA は、規制技術基準の案を作成し、採択のため欧州委員会に提出しなければならない。当該規制技術基準の案は、規則(EU)2024/1624 第 69 条第 1 項第 1 段(a)に基づき提出された届出がこの条第 1 項第 3 段に規定する他の加盟国に関するものであるか否かを判断する際の関連性及び選定の基準を明確にするものとする。

欧州委員会には、規則(EU)2024/1620 第 49 条から第 52 条までに従い、第 1 段に規定する規制技術基準を採択することによりこの指令を補完する権限が委任される。

4. 2028 年 7 月 10 日までに、AMLA は、規則(EU)2024/1624 第 69 条第 1 項第 1 段(a)に基づく届出であって他の加盟国に関するものを転送し、及び受理する際に整備すべき手続並びに当該届出について行うべき事後措置に関し、FIU に宛てたガイドラインを発出しなければならない。

5. 加盟国は、要求を受けた FIU が、他の FIU からの第 1 項に規定する情報の要求に回答する際に、情報の受理及び分析のために国内において通常用いるであろう利用可能な権限のすべてを用いることを義務付けられることを確保しなければならない。

FIU が、他の加盟国に設立され、自国の領域内で事業を行う特定事業者から追加の情報を取得しようとする場合には、当該要求は、当該特定事業者が設立されている加盟国の FIU に宛

てて行われなければならない。当該 FIU は、規則(EU)2024/1624 第 69 条第 1 項に従い情報を取得し、速やかに回答を転送しなければならない。

6. 加盟国は、FIU が第 1 項に基づき情報の提供を要求された場合において、当該 FIU が要求された情報を保有しているとき、又は要求された情報が被要求 FIU が直接アクセス可能なデータベース若しくは登録簿に保有されているときは、当該 FIU が、できる限り速やかに、かついかなる場合にも要求の受領後 5 営業日以内に、当該要求に回答することを確認しなければならない。例外的で、正当な理由のある場合には、この期限は、最長 10 営業日まで延長することができる。被要求 FIU は、要求された情報を取得することができない場合には、その旨を要求を行った FIU に通知しなければならない。

7. 加盟国は、例外的で、正当な理由があり、かつ緊急の場合において、第 6 項の規定にかかわらず、FIU が、第 1 項に基づき、被要求 FIU が直接アクセス可能なデータベース若しくは登録簿に保有されている情報又は既に当該 FIU が保有している情報の提供を要求されたときは、被要求 FIU が要求の受領後 1 営業日以内に当該情報を提供することを確認しなければならない。

被要求 FIU は、1 営業日以内に回答することができない場合又は情報に直接アクセスすることができない場合には、その理由を示さなければならない。要求された情報を 1 営業日以内に提供することが被要求 FIU に不均衡な負担を課すこととなる場合には、被要求 FIU は、情報の提供を延期することができる。この場合には、被要求 FIU は、当該延期について直ちに要求を行った FIU に通知しなければならない。被要求 FIU は、情報の要求に対する回答の期限を最長 3 営業日まで延長することができる。

8. FIU は、情報交換がその国内法の基本原則に反するおそれがある例外的な状況においてのみ、情報交換を拒否することができる。当該例外的な状況は、分析目的のための自由な情報交換の濫用及び不当な制限を防止する方法で明確にされなければならない。

2028 年 7 月 10 日までに、加盟国は、第 1 段に規定する例外的な状況を欧州委員会に通知しなければならない。加盟国は、国内において特定された例外的な状況に変更が生じた場合には、当該通知を更新しなければならない。

欧州委員会は、第 2 段に規定する通知の統合された一覧を公表しなければならない。

9. 2029 年 7 月 10 日までに、欧州委員会は、第 8 項に従い通知された例外的な状況が正当化されるか否かを評価する報告書を欧州議会及び理事会に提出しなければならない。

第 32 条 共同分析

1. 加盟国は、その FIU が疑わしい取引及び活動の共同分析を実施することができることを確保しなければならない。

2. この条第 1 項の適用上、関係する FIU は、規則(EU)2024/1620 第 40 条に従い AMLA の支援を受けて、当該チームを設置する FIU の 1 又は 2 以上が関係する疑わしい取引又は活動の業務分析を実施するため、特定の目的のために、かつ、相互の同意により延長することができる限られた期間について、共同分析チームを設置しなければならない。

3. 共同分析チームは、次に掲げる場合に設置することができる。

(a) FIU の業務分析が、他の加盟国との関連を有する困難かつ負担の大きい分析を必要とする場合

(b) 複数の FIU が業務分析を実施しており、事案の状況により関係加盟国における協調した行動が正当化される場合

共同分析チームの設置の要請は、関係するいずれの FIU も、又は規則(EU)2024/1620 第 44 条に基づき AMLA も、行うことができる。

4. 加盟国は、共同分析チームに配置されたその FIU の職員が、適用される国内法に従い、かつ、当該職員の権限の範囲内で、当該チームが実施する分析のために、その FIU が利用可能な情報を当該チームに提供することができることを確保しなければならない。

5. 共同分析チームは、当該チームの一員である FIU 以外の FIU の支援を必要とする場合には、当該他の FIU に対し、次に掲げることを要請することができる。

(a) 共同分析チームに参加すること。

(b) 共同分析チームに金融インテリジェンス及び金融情報を提出すること。

6. 加盟国は、FIU が、共同分析の目的に関連する場合であって、かつ、第三者の参加が当該第三者のそれぞれの権限の範囲内にあるときは、第三者（EU の機関、部局及び庁を含む。）を共同分析に参加するよう招請することができることを確保しなければならない。

加盟国は、共同分析に参加する FIU が、第三者の参加に関して適用される条件を決定し、及び交換される情報の秘密性及び安全性を保証する措置を講ずることを確保しなければならない。加盟国は、交換された情報が当該共同分析の設置目的のためにのみ使用されることを確保しなければならない。

第 33 条 FIU 間で交換された情報の FIU による利用

第 29 条、第 31 条及び第 32 条に従い受領した情報及び文書は、この指令に定める FIU の任務の遂行のために利用されるものとする。第 29 条及び第 31 条に従い情報及び文書を交換する際、送付する FIU は、当該情報の利用について制限及び条件を課することができる。ただし、当該送付が、規則(EU)2024/1624 第 69 条第 1 項に従い特定事業者が提出した届出又はそこから得られた情報であって、当該特定事業者がサービス提供の自由により事業を行う他

の加盟国に関するものであり、かつ、送付する FIU の加盟国との関連を含まないものから成る場合は、この限りでない。受領する FIU は、当該制限及び条件を遵守しなければならない。

加盟国は、FIU が、他の加盟国の FIU からの情報の要求の受理について責任を負う少なくとも 1 の連絡担当者又は連絡窓口を指定することを確保しなければならない。

第 34 条 FIU 間で交換された情報の更なる伝達に対する同意

1. 加盟国は、第 29 条、第 31 条及び第 32 条に従い交換された情報が、それが求められ、又は提供された目的のためにのみ利用されること、並びに受領した FIU による当該情報の他の当局、機関若しくは部局への伝達又は当初承認された目的以外の目的のための当該情報の利用が、当該情報を提供した FIU の事前の同意に服することを確保しなければならない。

この項第 1 段の要件は、FIU が提供した情報が、規則(EU)2024/1624 第 69 条第 1 項に従い特定事業者が提出した届出であって、当該特定事業者がサービス提供の自由により事業を行う他の加盟国に関するものであり、かつ、情報を提供した FIU の加盟国との関連を有しないものから成る場合には、適用しない。

2. 加盟国は、管轄当局に情報を伝達することについての被要求 FIU の事前の同意が、前提犯罪の類型及び前提犯罪が特定されているか否かにかかわらず、速やかに、かつ可能な限り最大限付与されることを確保しなければならない。被要求 FIU は、当該伝達がその AML/CFT 規定の適用範囲を超えることとなる場合、捜査の妨げとなり得る場合又はその他当該加盟国の国内法の基本原則に適合しないこととなる場合を除き、当該伝達への同意を拒否してはならない。同意の付与のそのような拒否については、適切に説明されなければならない。FIU が同意の付与を拒否することができる場合は、管轄当局への情報の伝達の濫用及び不当な制限を防止する方法で明確にされなければならない。

3. 2028 年 7 月 10 日までに、加盟国は、第 2 項に規定する伝達が国内法の基本原則に適合しないこととなる例外的な状況を欧州委員会に通知しなければならない。加盟国は、国内において特定された例外的な状況に変更が生じた場合には、当該通知を更新しなければならない。

欧州委員会は、第 1 段に規定する通知の統合された一覧を公表しなければならない。

4. 欧州委員会は、2029 年 7 月 10 日までに、第 3 項に従って通知された例外的な状況が正当化されるか否かを評価する報告書を欧州議会及び理事会に提出しなければならない。

第 35 条 刑事法規定の効果

前提犯罪の定義に関する各国の国内法の間の差異は、FIU が他の FIU に支援を提供する能力を妨げてはならず、また、第 31 条、第 32 条、第 33 条及び第 34 条に従った情報の交換、提供及び利用を制限してはならない。

第 36 条 届出の秘密保持

1. 加盟国は、規則(EU)2024/1624 第 69 条第 1 項第 1 段(a)に従って疑いを届け出る特定事業者及びその従業員又はこれと同等の地位にある者（代理人及び販売業者を含む。）の身元を保護するための仕組みを FIU が設けることを確保しなければならない。

2. 加盟国は、FIU が、第 22 条に従った管轄当局による情報の要請に応じる場合又は第 19 条に従ってその分析の結果を提供する場合において、この条第 1 項に規定する届出の出所を開示しないことを確保しなければならない。この項は、適用される国内刑事訴訟法の適用を妨げない。

第 4 章 マネーロンダリング対策の監督

第 1 節 総則

第 37 条 国内監督当局の権限及び資源

1. 各加盟国は、第 38 条に規定する場合を除き、その領域内に設立された全ての特定事業者が適切かつ実効的な監督に服することを確保しなければならない。そのため、各加盟国は、特定事業者による規則(EU)2024/1624 及び規則(EU)2023/1113 の遵守を実効的に監視し、かつ、その遵守を確保するために必要な措置を講ずる 1 又は 2 以上の監督当局を任命しなければならない。

加盟国は、優越する一般的利益を理由として、特定事業者がサービス提供の自由に基づき自国の領域内で事業を行うための特定の認可要件を導入した場合には、当該特定の認可に基づき特定事業者が行う活動が、当該認可を受けた活動が自国の領域内のインフラストラクチャーを通じて行われるか遠隔で行われるかを問わず、自国の国内監督当局による監督に服することを確保しなければならない。加盟国は、また、この段に基づく監督が当該特定事業者の本店が所在する加盟国の監督当局に通知されることを確保しなければならない。

この項は、AMLA が監督当局として行動する場合には、適用しない。

2. 加盟国は、監督当局が第 5 項に掲げるその任務を遂行するための適切な財政的、人的及び技術的資源を有することを確保しなければならない。加盟国は、当該当局の職員が高い廉潔性及び適切な技能を有し、かつ、秘密保持、データ保護に関する基準及び利益相反に対処する基準を含む高い職業上の基準を維持することを確保しなければならない。

3. 規則(EU)2024/1624 第 3 条第 3 号(a)及び(b)に規定する特定事業者の場合には、加盟国は、この条第 1 項に規定する機能を自主規制機関が遂行することを認めることができる。ただし、当該自主規制機関が、この条第 6 項に規定する権限を有し、かつ、その機能を遂行するための適切な財政的、人的及び技術的資源を有する場合に限る。加盟国は、当該機関の職員が高い廉潔性及び適切な技能を有し、かつ、秘密保持、データ保護に関する基準及び利益相反に対処する基準を含む高い職業上の基準を維持することを確保しなければならない。

4. 加盟国は、ある種類の特定事業者の監督を 2 以上の監督当局に委ねた場合には、当該監督当局が当該業種全体にわたり一貫した、かつ、効率的な方法で特定事業者を監督することを確保しなければならない。そのため、当該加盟国は、主導的監督当局を任命し、又は当該監督当局間の調整メカニズムを設けなければならない。

加盟国は、全ての特定事業者の監督を 2 以上の監督当局に委ねた場合には、特定事業者が最高水準で実効的に監督されることを確保するため、当該監督当局間の調整メカニズムを設けなければならない。当該調整メカニズムには、全ての監督当局が参加しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(a) 監督が自主規制機関に委ねられている場合。この場合には、第 52 条に規定する公的機関が調整メカニズムに参加しなければならない。

(b) ある種類の特定事業者の監督が複数の監督当局に委ねられている場合。この場合には、主導的監督当局が調整メカニズムに参加しなければならない。主導的監督当局が任命されていないときは、監督当局は、その中から代表者を指名しなければならない。

5. 第 1 項の適用上、加盟国は、国内監督当局が次に掲げる任務を遂行することを確保しなければならない。

(a) 第 39 条に従って、関連する情報を特定事業者に提供すること。

(b) ある業種に内在する特定のリスクが明確であり、かつ、理解されており、規則(EU)2024/1624 第 10 条に従った個別の文書化されたリスク評価を要しない場合について決定すること。

(c) 規則(EU)2024/1624 第 2 章に従った特定事業者の内部方針、手続及び管理措置並びに同規則に基づき要求される任務の遂行に割り当てられた人的資源の適切性及び実施状況を検証すること。また、集団投資事業の監督当局については、集団投資事業が規則(EU)2024/1624 第 18 条第 7 項に従って疑わしい活動の届出をサービス提供者に外部委託することができる場合について決定すること。

(d) 特定事業者がさらされているマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク並びに標的型金融制裁の不履行及び回避のリスクを定期的に評価し、及び監視すること。

(e) 標的型金融制裁に関する特定事業者の義務について、特定事業者による遵守を監視すること。

(f) 特定事業者が規則(EU)2024/1624 及びこの指令第 56 条に従って講じられた行政措置を遵守していることを検証するために必要な全てのオフサイト調査、オンサイト検査及びテーマ別検査並びにその他の調査、評価及び分析を行うこと。

(g) 監督上の評価の過程で特定された特定事業者による適用される要件の違反に対処するため適切な監督措置を講じ、及び当該措置の実施状況をフォローアップすること。

6. 加盟国は、監督当局が、第 5 項に定めるその任務を遂行するための適切な権限（次に掲げる権限を含む。）を有することを確保しなければならない。

(a) 規則(EU)2024/1624 又は規則(EU)2023/1113 の遵守を監視し、及び検証するために関連する情報の提出を特定事業者（当該規則の要件を満たすための任務の一部を特定事業者が外部委託したサービス提供者を含む。）に強制し、並びに検査を行うこと。

(b) 違反があった場合に、状況を是正するため、適切かつ比例的な行政措置（この章第 4 節に従った金銭的制裁の賦課によるものを含む。）を適用すること。

7. 加盟国は、金融監督当局及びギャンブルサービス事業者を担当する監督当局が、第 6 項に規定する権限に加えて、検査の適正な実施及び効率性のために必要な場合には事前の通告なしに特定事業者の営業所に立ち入って検査する権限を含む権限を有すること、並びに当該検査を行うために必要な全ての手段を有することを確保しなければならない。

第 1 段の適用上、監督当局は、少なくとも次に掲げることを行うことができないなければならない。

(a) 特定事業者の帳簿及び記録を検査し、並びに当該帳簿及び記録の写し又は抄本を取得すること。

(b) 特定事業者が使用するソフトウェア、データベース、IT ツールその他の情報を記録する電子的手段にアクセスすること。

(c) AML/CFT の内部方針、手続及び管理措置について責任を有する者又はその代表者若しくは職員並びに規則(EU)2024/1624 第 18 条に従って特定事業者が任務を外部委託した機関の代表者又は職員から書面又は口頭による情報を取得し、並びに調査の対象事項に関する情報を収集する目的で、聴取に同意するその他の者から聴取すること。

第 38 条 サービス提供の自由に基づき事業を行う一定の仲介業者のインフラストラクチャーの形態の監督

1. 加盟国は、次に掲げる特定事業者の活動が、サービス提供の自由に基づき、代理人若しくは販売業者を通じて、又はその他の種類のインフラストラクチャーを通じて、自国の領域内で行われる場合（当該活動が指令 2013/36/EU に基づき取得された認可に基づき行われる場合を含む。）には、当該活動が自国の国内監督当局による監督に服することを確保しなければならない。

(a) 欧州議会及び理事会の指令 2009/110/EC⁹第 2 条第 3 号に定義する電子マネー発行者

(b) 指令(EU)2015/2366 第 4 条第 11 号に定義する支払サービス事業者

(c) 暗号資産サービス事業者

第 1 段の適用上、当該活動が行われる加盟国の監督当局は、規則(EU)2024/1624 及び規則(EU)2023/1113 の遵守を実効的に監視し、かつ、確保しなければならない。

2. 第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、同項に規定する代理人、販売業者又はその他の種類のインフラストラクチャーの監督は、特定事業者の本店が所在する加盟国の監督当局が行わなければならない。

(a) 第 41 条第 2 項に規定する規制技術基準に定める基準が満たされないこと。

(b) 当該代理人、販売業者又はその他の種類のインフラストラクチャーが所在する加盟国の監督当局が、特定事業者の本店が所在する加盟国の監督当局に対し、自国の領域内における当該事業者のインフラストラクチャーが限定的であることを考慮して、第 1 項に規定する活動の監督を特定事業者の本店が所在する加盟国の監督当局が行うべき旨を通知すること。

3. この条の適用上、特定事業者の本店が所在する加盟国の監督当局及び特定事業者がサービス提供の自由に基づき代理人若しくは販売業者を通じて、又はその他の種類のインフラストラクチャーを通じて事業を行う加盟国の監督当局は、第 2 項(a)に規定する基準が満たされているか否かを評価するために必要な情報（当該基準の充足に影響を及ぼし得る特定事業者の状況の変化に関する情報を含む。）を相互に提供しなければならない。

4. 加盟国は、特定事業者の本店が所在する加盟国の監督当局が、第 2 項(b)に基づく通知を受領してから 2 週間以内に、当該特定事業者に対し、当該特定事業者が他の加盟国においてサービス提供の自由に基づき事業を行う際に通じる代理人、販売業者又はその他の種類のイ

⁹ 電子マネー機関の業務の開始、遂行及び健全性監督に関し、指令 2005/60/EC 及び指令 2006/48/EC を改正し、並びに指令 2000/46/EC を廃止する 2009 年 9 月 16 日の欧州議会及び理事会の指令 2009/110/EC（OJ L 267, 10.10.2009, p. 7）。

ンフラストラクチャーの活動を自らが監督する旨及びその監督のその後の変更について通知することを確保しなければならない。

5. この条は、AMLA が監督当局として行動する場合には、適用しない。

第 39 条 特定事業者への情報の提供

1. 加盟国は、監督当局が、マネーロンダリング及びテロ資金供与に関する情報を、その監督下にある特定事業者が利用できるようにすることを確保しなければならない。

2. 第 1 項に規定する情報には、次に掲げるものを含めなければならない。

(a) 第 7 条に従って欧州委員会が実施する EU レベルのリスク評価及び同条に基づく欧州委員会の関連する勧告

(b) 第 8 条に従って実施される国家リスク評価又は業種別リスク評価

(c) 規則(EU)2024/1620 第 54 条及び第 55 条に従って AMLA が発出する関連するガイドライン、勧告及び意見

(d) 規則(EU)2024/1624 第 3 章第 2 節に従って特定された第三国に関する情報

(e) AMLA、その他の監督当局及び、関連する場合には、自主規制機関を監督する公的機関、FIU 若しくはその他の管轄当局又は国際機関及び基準設定機関が作成した、ある業種に適用され得るマネーロンダリング及びテロ資金供与の手口並びに当該業種においてマネーロンダリング及びテロ資金供与に関連するリスクのある取引又は活動の特定を容易にし得る兆候に関するガイダンス及び報告書並びに標的型金融制裁に関する特定事業者の義務に関するガイダンス

3. 加盟国は、監督当局が、その監督下にある特定事業者にその義務を周知するため、適宜、アウトリーチ活動を行うことを確保しなければならない。

4. 加盟国は、監督当局が、標的型金融制裁及び国際連合の金融制裁に関連して指定された者又は団体に関する情報を、その監督下にある特定事業者が直ちに利用できるようにすることを確保しなければならない。

第 40 条 リスクベースの監督

1. 加盟国は、監督当局が監督に当たりリスクベース・アプローチを適用することを確保しなければならない。そのため、加盟国は、監督当局が次に掲げることを行うことを確保しなければならない。

(a) 自国に存在するマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクについて明確な理解を有すること。

(b) 特定事業者の顧客、商品及びサービスに関連する国内及び国際的な特定のリスクに関する全ての関連情報を評価すること。

(c) オンサイト、オフサイト及びテーマ別の監督の頻度及び強度を、特定事業者のリスク・プロファイル及び当該加盟国におけるマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに基づき決定すること。

この項第 1 段(c)の適用上、監督当局は、年次監督計画を作成しなければならない。当該計画は、規則(EU)2024/1624 及び規則(EU)2023/1113 の違反について客観的かつ重大な兆候がある場合に迅速に対応するために必要な時間及び資源を考慮したものでなければならない。

2. AMLA は、2026 年 7 月 10 日までに、規制技術基準の案を作成し、採択のために欧州委員会に提出しなければならない。当該規制技術基準の案は、特定事業者の固有リスク及び残存リスクのプロファイルを評価し、及び分類するためのベンチマーク及び方法論並びに当該リスク・プロファイルを見直す頻度を定めなければならない。当該頻度は、特定事業者の経営及び業務における主要な事象又は進展並びに事業の性質及び規模を考慮したものでなければならない。

欧州委員会は、規則(EU)2024/1620 第 49 条から第 52 条までに従って第 1 段に規定する規制技術基準を採択することにより、この指令を補完する権限を委任される。

3. AMLA は、2028 年 7 月 10 日までに、次に掲げる事項について監督当局宛てのガイドラインを発出しなければならない。

(a) 監督に対するリスクベース・アプローチの特徴

(b) 適切かつ実効的な監督を確保するために監督当局内において講ずべき措置（その職員の研修を含む。）

(c) リスク感応的な基礎に立って監督を行う際にとるべき手順

関連する場合には、第 1 段に規定するガイドラインは、規則(EU)2024/1620 第 30 条及び第 35 条に従って実施された評価の結果を考慮したものでなければならない。

4. 加盟国は、監督当局が、特定事業者に認められた裁量の程度を考慮し、並びに当該裁量の基礎となるリスク評価及び当該特定事業者の内部方針、手続及び管理措置の適切性を適切に審査することを確保しなければならない。

5. 加盟国は、監督当局が詳細な年次活動報告書を作成し、かつ、当該報告書の要約が公表されることを確保しなければならない。当該要約は、秘密情報を含んではならず、また、次に掲げる事項を含まなければならない。

(a) 監督下にある特定事業者の種類及び種類ごとの特定事業者の数

(b) 監督当局に委ねられた権限及び監督当局に割り当てられた任務の説明並びに、関連する場合には、監督当局が参加する第 37 条第 4 項に規定するメカニズムの説明並びに、主導的監督当局については、実施した調整活動の要約

(c) 実施した監督活動の概要

第 41 条 中央連絡窓口

1. 第 37 条第 1 項及び第 38 条第 1 項の適用上、加盟国は、自国の領域内において子会社若しくは支店以外の拠点を運営し、又はサービス提供の自由に基づき代理人若しくは販売業者を通じて、若しくはその他の種類のインフラストラクチャーを通じて自国の領域内で事業を行う電子マネー発行者、支払サービス事業者及び暗号資産サービス事業者に対し、自国の領域内に中央連絡窓口を任命するよう求めることができる。当該中央連絡窓口は、特定事業者に代わって AML/CFT 規則の遵守を確保し、かつ、監督当局による監督を円滑にしなければならない（要請に応じて監督当局に文書及び情報を提供することによるものを含む。）。

2. AMLA は、2026 年 7 月 10 日までに、規制技術基準の案を作成し、採択のために欧州委員会に提出しなければならない。当該規制技術基準の案は、第 1 項に従った中央連絡窓口の任命が適切である状況を決定するための基準及び中央連絡窓口の機能を定めなければならない。

欧州委員会は、規則(EU)2024/1620 第 49 条から第 52 条までに従って第 1 段に規定する規制技術基準を採択することにより、この指令を補完する権限を委任される。

第 42 条 FIU への開示

1. 加盟国は、監督当局が、特定事業者に対して実施する検査の過程において、又はその他の方法により、マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与に関連する可能性のある事実を発見した場合には、速やかに FIU に通知することを確保しなければならない。

2. 加盟国は、株式市場、外国為替市場及び金融派生商品市場を監督する権限を有する監督当局が、マネーロンダリング又はテロ資金供与に関連する可能性のある情報を発見した場合には、FIU に通知することを確保しなければならない。

3. 加盟国は、この条の要件の遵守が、監督当局がその監督活動に関連して発見し、又は知るに至った犯罪行為を関係する管轄当局に報告する義務に代わるものではないことを確保しなければならない。

第 43 条 FIU への情報の提供

加盟国は、監督当局が少なくとも次に掲げる情報を FIU に伝達することを確保しなければならない。

(a) 当該加盟国において事業を行う拠点の一覧及び第 38 条第 1 項に従ってその監督下にあるインフラストラクチャーの一覧並びに当該一覧の変更

(b) 特定事業者の届出体制の重大な弱点を示す関連する調査結果

(c) 第 40 条に従って実施されたりリスク評価の結果（集計された形式によるもの）

第 44 条 監督上の協力に関する一般原則

加盟国は、監督当局が、それぞれの性質又は地位にかかわらず、可能な限り最大限に相互に協力することを確保しなければならない。当該協力には、要請を受けた監督当局の権限の範囲内で、要請を行った監督当局に代わって調査を行うこと及びその後に当該調査を通じて得られた情報を交換すること、又は要請を行った監督当局による当該調査の実施を円滑にすることを含めることができる。

第 45 条 国境を越える活動に関する情報の提供

1. 加盟国は、本国加盟国の監督当局が、特定事業者が受入加盟国において行う予定の活動について規則(EU)2024/1624 第 8 条第 1 項に従った通知を受領した場合には、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも受領から 3 か月以内に、受入加盟国の監督当局に通知することを確保しなければならない。

規則(EU)2024/1624 第 8 条第 2 項に従って本国加盟国の監督当局に通知されたその後の変更は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にもその受領から 1 か月以内に、受入加盟国の監督当局に通知されなければならない。

2. 加盟国は、本国加盟国の監督当局が、その監督活動に関連して受領した、受入加盟国の領域内において特定事業者が実際に行っている活動に関する情報（監督上の質問票に回答して特定事業者が提出した情報を含む。）及び受入加盟国において行われる活動に関連する関連情報を、受入加盟国の監督当局と共有することを確保しなければならない。

第 1 段に規定する情報は、少なくとも年 1 回交換されなければならない。当該情報が集計された形式で提供される場合には、加盟国は、本国加盟国の監督当局が、受入加盟国の監督当局による追加情報の要請に速やかに応じることを確保しなければならない。

この項第 2 段の規定にかかわらず、加盟国は、本国加盟国の監督当局が、規則(EU)2024/1624 第 8 条第 1 項に従って受入加盟国における活動が開始された旨の通知を特定事業者から受領したときは、直ちに受入加盟国の監督当局に通知することを確保しなければならない。

第 46 条 グループ監督に関連する協力に関する規定

1. グループの一部である信用機関及び金融機関の場合には、加盟国は、第 37 条第 1 項に定める目的のため、本国加盟国の金融監督当局及び受入加盟国の金融監督当局が、それぞれの

性質又は地位にかかわらず、可能な限り最大限に相互に協力することを確保しなければならない。当該金融監督当局は、また、AMLA が監督当局として行動する場合には、AMLA と協力しなければならない。

2. AMLA が監督当局として行動する場合を除き、加盟国は、本国加盟国の金融監督当局が規則(EU)2024/1624 第 2 章第 2 節に規定するグループ全体の方針、手続及び管理措置の実効的な実施を監督することを確保しなければならない。加盟国は、また、受入加盟国の金融監督当局が、自国の領域内に所在する拠点による規則(EU)2024/1624 及び規則(EU)2023/1113 の遵守を監督することを確保しなければならない。

3. この条の適用上、かつ、第 49 条に従って AML/CFT 監督カレッジが設置される場合を除き、加盟国は、金融監督当局が、その監督任務の遂行のために必要とする情報を、要請に基づき又は自らの発意により、相互に提供することを確保しなければならない。特に、金融監督当局は、他の加盟国における信用機関又は金融機関の固有リスク又は残存リスクのエクスポージャーの評価に重大な影響を及ぼし得る情報（次に掲げるものを含む。）を交換しなければならない。

(a) 全ての子会社及び支店を対象とする、グループの法的構造、ガバナンス構造及び組織構造の特定

(b) 実質的支配者及び上級管理職に関する関連情報（この指令に基づき行われたか他の EU 法令に基づき行われたかを問わず、適格性審査の結果を含む。）

(c) グループ内において設けられている方針、手続及び管理措置

(d) 顧客調査に係る情報（顧客ファイル及び取引記録を含む。）

(e) 親会社、子会社又は支店に関する不利な進展であって、グループの他の部分に重大な影響を及ぼし得るもの

(f) この章第 4 節に従って金融監督当局が賦課しようとする金銭的制裁及び金融監督当局が適用しようとする行政措置

加盟国は、また、金融監督当局が、その権限の範囲内で、要請を行った監督当局に代わって調査を行い、及び当該調査を通じて得られた情報を共有すること、又は要請を行った監督当局による当該調査の実施を円滑にすることができることを確保しなければならない。

4. AMLA は、2026 年 7 月 10 日までに、規制技術基準の案を作成し、採択のために欧州委員会に提出しなければならない。当該規制技術基準の案は、本国の監督当局及び受入国の監督当局のそれぞれの責務並びにそれらの間の協力の態様を詳細に定めなければならない。

欧州委員会は、規則(EU)2024/1620 第 49 条から第 52 条までに従って第 1 段に規定する規制技術基準を採択することにより、この指令を補完する権限を委任される。

5. 金融監督当局は、次に掲げる状況のいずれかを AMLA に付託することができる。

(a) 金融監督当局が第 3 項に規定する情報を伝達しなかった場合

(b) 協力の要請が拒否され、又は合理的な期間内に対応されなかった場合

(c) 特定された違反及び当該違反を是正するために当該事業者若しくはグループに対して賦課すべき金銭的制裁又は適用すべき行政措置について、客観的な理由に基づく意見の相違がある場合

AMLA は、規則(EU)2024/1620 第 33 条に基づき付与された権限に従って行動することができる。その場合には、AMLA は、1 か月以内に、要請の対象事項について意見を提出しなければならない。

6. 加盟国は、この条が次に掲げるものの監督にも適用されることを確保しなければならない。

(a) 非金融業種における特定事業者のグループ

(b) 設立地である加盟国以外の加盟国において、何らのインフラストラクチャーも有することなくサービス提供の自由に基づき事業を行う特定事業者であって、当該他の加盟国における活動の監督が第 37 条第 1 項第 2 段に従って当該他の加盟国の監督当局により行われるもの

第 5 項に規定する状況が非金融監督当局に関して生じた場合には、AMLA は、規則(EU)2024/1620 第 38 条に基づき付与された権限に従って行動することができる。

加盟国は、また、非金融業種における特定事業者が共通の所有、経営又はコンプライアンス管理を共有する構造（ネットワーク又はパートナーシップを含む。）の一部である場合には、非金融監督当局が協力し、及び情報を交換することを確保しなければならない。

第 47 条 国境を越える活動を行う特定事業者に関する監督上の協力

1. グループの一部でない特定事業者が第 54 条第 1 項に規定する国境を越える活動を行い、かつ、第 37 条第 1 項及び第 38 条第 1 項に従って監督が本国加盟国及び受入加盟国の監督当局の間で分担されている場合には、加盟国は、当該監督当局が、可能な限り最大限に相互に協力し、かつ、第 37 条第 1 項及び第 38 条第 1 項に従った監督の遂行において相互に支援することを確保しなければならない。

第 1 段の適用上、かつ、第 49 条に従って AML/CFT 監督カレッジが設置される場合を除き、加盟国は、監督当局が次に掲げることを行うことを確保しなければならない。

(a) その監督任務の遂行のために必要とする情報（第 46 条第 3 項第 1 段(a)、(b)及び(d)に規定する情報であって、監督任務の遂行のために必要なものを含む。）を、要請に基づき又は自らの発意により、相互に提供すること。

(b) 特定事業者、その拠点又はインフラストラクチャーの種類に関する不利な進展であって、当該事業者による適用される要件の遵守に重大な影響を及ぼし得るもの並びにこの章第 4 節に従って賦課しようとする金銭的制裁又は適用しようとする行政措置について、相互に通知すること。

(c) その権限の範囲内で、要請を行った監督当局に代わって調査を行い、及び当該調査を通じて得られた情報を共有すること、又は要請を行った監督当局による当該調査の実施を円滑にすることができること。

この項は、単一の加盟国において設立され、かつ、何らのインフラストラクチャーも有することなくサービス提供の自由に基づき他の加盟国において事業を行う特定事業者であって、当該他の加盟国における活動の監督が第 37 条第 1 項第 2 段に従って当該加盟国の監督当局により行われるものの場合にも、適用する。

2. 第 38 条第 2 項に従って特定事業者及び他の加盟国におけるそのインフラストラクチャーの種類いずれかの監督が本国加盟国の監督当局に委ねられている場合には、加盟国は、本国加盟国の監督当局が、当該特定事業者内において設けられている措置及び適用される要件（受入加盟国において設けられている要件を含む。）の当該事業者による遵守について、受入加盟国の監督当局に定期的に通知することを確保しなければならない。重大な、反復した又は組織的な違反が特定された場合には、本国加盟国の監督当局は、当該違反並びにこれを是正するために賦課しようとする金銭的制裁及び適用しようとする行政措置について、受入加盟国の監督当局に速やかに通知しなければならない。

加盟国は、受入加盟国の監督当局が、特定事業者による法的要件の遵守の検証を確保するため、本国加盟国の監督当局に支援を提供することを確保しなければならない。特に、加盟国は、受入加盟国の監督当局が、特定事業者による適用される要件の遵守に関して有する重大な疑義を本国加盟国の監督当局に通知し、かつ、これに関して保有する情報を本国加盟国の監督当局と共有することを確保しなければならない。

この項は、単一の加盟国において設立され、かつ、何らのインフラストラクチャーも有することなくサービス提供の自由に基づき他の加盟国において事業を行う特定事業者の場合にも、適用する。ただし、当該他の加盟国における活動の監督が第 37 条第 1 項第 2 段に従って当該他の加盟国の監督当局により行われる場合は、この限りでない。

3. 監督当局は、次に掲げるいずれかの状況を AMLA に付託することができなければならない。

(a) 監督当局が、第 1 項第 2 段(a)及び(b)又は第 2 項第 1 段及び第 2 段に規定する情報を伝達しなかった場合

(b) 協力の要請が拒否され、又は合理的な期間内に対応されなかった場合

(c) 特定された違反及び当該違反を是正するために当該事業者に対して科される金銭的制裁又は適用される行政措置について、客観的な理由に基づく意見の相違がある場合

AMLA は、規則(EU)2024/1620 第 33 条及び第 38 条に基づき付与された権限に従って行動しなければならない。AMLA は、要請の対象事項に関する意見を 1 か月以内に提供しなければならない。

第 48 条 第三国におけるグループ全体の方針の実施に関する情報交換

監督当局（AMLA を含む。）は、第三国の法が規則(EU)2024/1624 第 16 条に基づき求められる方針、手続及び管理の実施を認めない事例について、相互に通知しなければならない。この場合において、監督当局は、解決を図るために協調行動をとることができる。監督当局は、いずれの第三国が規則(EU)2024/1624 第 16 条に基づき求められる方針、手続及び管理の実施を認めないかを評価するに当たっては、当該方針、手続及び管理の適切な実施を妨げるおそれのある法的制約（職業上の守秘義務、不十分なデータ保護の水準その他当該目的のために関連し得る情報の交換を制限する制約を含む。）を考慮しなければならない。

第 2 節 AML/CFT 監督カレッジにおける協力及び第三国のカウンターパートとの協力

第 49 条 金融セクターにおける AML/CFT 監督カレッジ

1. 加盟国は、次に掲げるいずれかの状況において、信用機関若しくは金融機関のグループの親事業者又は信用機関若しくは金融機関の本店を担当する金融監督当局により、専用の AML/CFT 監督カレッジが設置されることを確保しなければならない。

(a) 信用機関又は金融機関（そのグループを含む。）が、その本店が所在する加盟国以外の少なくとも二の異なる加盟国に拠点を設置している場合

(b) 第三国の信用機関又は金融機関が、少なくとも三の加盟国に拠点を設置している場合

2. カレッジの常任構成員は、親事業者又は本店を担当する金融監督当局、受入加盟国における拠点を担当する金融監督当局及び第 38 条に従い受入加盟国におけるインフラストラクチャーを担当する金融監督当局とする。

3. この条の規定は、AMLA が監督当局として行動する場合には、適用しない。

4. AML/CFT 監督カレッジの活動は、当該信用機関若しくは金融機関又はグループがさらされているマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクの水準並びにその国境を越える活動の規模に比例したものでなければならない。

5. 第 1 項の適用上、加盟国は、金融監督当局が次に掲げるものを特定することを確保しなければならない。

(a) 自国の加盟国において認可を受け、かつ、他の加盟国又は第三国に拠点を有する全ての信用機関又は金融機関

(b) 信用機関又は金融機関が他の加盟国又は第三国に設置した全ての拠点

(c) 他の加盟国又は第三国の信用機関又は金融機関が自国の領域内に設置した拠点

6. 第 38 条の対象となる状況以外の状況において、信用機関又は金融機関がサービス提供の自由に基づき他の加盟国において活動を行う場合には、本国加盟国の金融監督当局は、当該他の加盟国の金融監督当局をオブザーバーとしてカレッジに参加するよう招請することができる。

7. 信用機関又は金融機関のグループが非金融セクターの特定事業者を含む場合には、カレッジを設置する金融監督当局は、当該特定事業者の監督当局をカレッジに参加するよう招請しなければならない。

8. 加盟国は、EU に設立された信用機関又は金融機関が少なくとも二の第三国に拠点を設置している場合には、AML/CFT 監督カレッジの設置を認めることができる。金融監督当局は、当該第三国のカウンターパートに対し、当該カレッジを設置するよう招請することができる。カレッジに参加する金融監督当局は、協力及び情報交換の条件及び手続を詳述した書面による合意を締結しなければならない。

9. 加盟国は、カレッジが、とりわけ、情報の交換、相互支援の提供又はグループ若しくは機関に対する監督上のアプローチの調整（関連する場合には、グループ若しくは信用機関若しくは金融機関のレベルで、又はカレッジに参加する監督当局の管轄区域においてグループ若しくは機関が設置した拠点到って検出された規則(EU)2024/1624 及び規則(EU)2023/1113 の重大な違反に対処するための適切かつ比例的な措置をとることを含む。）のために用いられることを確保しなければならない。

10. AMLA は、AML/CFT 監督カレッジの会合に出席することができ、規則(EU)2024/1620 第 31 条に従い、その作業を円滑化しなければならない。AMLA は、AML/CFT 監督カレッジの会合に参加することを決定した場合には、オブザーバーの地位を有するものとする。

11. 金融監督当局は、第 1 項(b)に規定する場合又は EU のグループ若しくは信用機関若しくは金融機関が第三国において支店及び子会社を運営している場合には、次に掲げる条件を満たすときに限り、当該第三国のカウンターパートがオブザーバーとして AML/CFT 監督カレッジに参加することを認めることができる。

(a) 第三国のカウンターパートが参加の要請を提出し、かつ、カレッジの構成員がその参加に同意すること、又はカレッジの構成員が当該第三国のカウンターパートを招請することに同意すること。

(b) データの移転に関する EU のデータ保護規則が遵守されること。

(c) 第三国のカウンターパートが第 8 項第 3 文に規定する書面による合意に署名し、かつ、信用機関若しくは金融機関又はグループの監督のために保有する関連情報をカレッジ内で共有すること。

(d) 開示された情報が、少なくとも第 67 条第 1 項に規定するものと同等の職業上の守秘義務要件の保証の対象とされ、かつ、参加する金融監督当局又は第三国のカウンターパートの監督業務の遂行の目的のためにのみ用いられること。

加盟国は、カレッジを設置する金融監督当局が、第 1 段の条件が満たされているか否かについての評価を実施し、これをカレッジの常任構成員に提出することを確保しなければならない。当該評価は、第三国のカウンターパートがカレッジに加わることを認められる前に実施されなければならない、その後必要に応じて繰り返すことができる。本国加盟国の金融監督当局は、当該評価の実施のために AMLA の支援を求めることができる。

12. カレッジの常任構成員が必要と認める場合には、秘密保持の要件が遵守されることを条件として、追加のオブザーバーを招請することができる。オブザーバーには、健全性監督当局（理事会規則(EU)No 1024/2013¹⁰に従って行動する欧州中央銀行（ECB）を含む。）並びに欧州監督機構及び FIU を含めることができる。

13. カレッジの構成員が特定事業者に関してとるべき措置について意見を異にする場合には、構成員は、規則(EU)2024/1620 第 33 条に従い、当該事項を AMLA に付託し、その支援を要請することができる。

14. AMLA は、2026 年 7 月 10 日までに、規制技術基準の案を作成し、採択のために欧州委員会に提出しなければならない。当該規制技術基準の案は、次に掲げる事項を定めるものとする。

¹⁰ 信用機関の健全性監督に関する政策について欧州中央銀行に特定の任務を付与する 2013 年 10 月 15 日の理事会規則(EU)No 1024/2013（OJ L 287, 29.10.2013, p. 63）。

(a) リスク感応的な基礎に基づく金融セクターにおける AML/CFT 監督カレッジの機能のための一般的条件（常任構成員間及びオブザーバーとの協力の条件並びに当該カレッジの運営上の機能を含む。）

(b) 第 8 項に従い金融監督当局が署名する書面による合意のひな形

(c) グループが非金融セクターの特定事業者を含む場合にカレッジが実施すべき追加的な措置

(d) 第三国の金融監督当局の参加のための条件

欧州委員会は、規則(EU)2024/1620 第 49 条から第 52 条までに従い、第 1 段に規定する規制技術基準を採択することにより、この指令を補完する権限を委任される。

第 50 条 非金融セクターにおける AML/CFT 監督カレッジ

1. 加盟国は、次に掲げるいずれかの状況において、非金融セクターの特定事業者のグループの親事業者又は非金融セクターの特定事業者の本店を担当する非金融監督当局が、専用の AML/CFT 監督カレッジを設置することができることを確保しなければならない。

(a) 非金融セクターの特定事業者又はそのグループが、その本店が所在する加盟国以外の少なくとも二の異なる加盟国に拠点を設置している場合

(b) 信用機関又は金融機関以外の AML/CFT 要件の対象となる第三国の事業者が、少なくとも三の加盟国に拠点を設置している場合

この項の規定は、共通の所有、経営又はコンプライアンス管理を共有する組織（規則(EU)2024/1624 第 16 条に従いグループ全体の要件が適用されるネットワーク又はパートナーシップを含む。）についても適用する。

カレッジの常任構成員は、親事業者又は本店を担当する非金融監督当局及び受入加盟国における拠点を担当する非金融監督当局又は第 37 条第 1 項第 2 段の対象となる場合において他の加盟国における当該特定事業者の監督を担当する非金融監督当局とする。

2. 加盟国は、グループの親事業者又は特定事業者の本店を担当する非金融監督当局がカレッジを設置しない場合には、第 1 項第 2 段(b)に規定する非金融監督当局が、当該特定事業者又はグループがさらされているマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク並びにその国境を越える活動の規模に鑑み、カレッジが設置されるべきである旨の意見を提出することができることを確保しなければならない。当該意見は、少なくとも二の非金融監督当局により提出されなければならない。次に掲げる者に宛てられなければならない。【訳注：原文は「paragraph 1, second subparagraph, point (b)」とするが、第 1 項第 2 段（ネットワーク等への適用）には(b)がない。英語版・ドイツ語版・フランス語版とも同じ表記であり、正

誤表も出ていない（2026 年 10 月 5 日確認）。文脈上は、第 1 項第 3 段に定める常任構成員のうち受入加盟国の拠点等を担当する非金融監督当局（又は第 1 項第 1 段(b)の場合の関係監督当局）を指す趣旨と考えられるが、断定できないため原文どおり訳出した。】

(a) グループの親事業者又は特定事業者の本店を担当する非金融監督当局

(b) AMLA

(c) 他の全ての非金融監督当局

この項第 1 段(a)に規定する非金融監督当局が自主規制機関である場合には、当該意見は、第 52 条に従い当該自主規制機関の監視を担当する公的機関にも提出されなければならない。

3. 第 2 項に従い意見が提出された後においても、グループの親事業者又は特定事業者の本店を担当する非金融監督当局がなおカレッジを設置する必要はないと判断する場合には、加盟国は、少なくとも二の構成員から成ることを条件として、他の非金融監督当局がカレッジを設置することができることを確保しなければならない。この場合において、当該非金融監督当局は、いずれがカレッジを担当する監督当局となるかをその間で決定しなければならない。グループの親事業者又は特定事業者の本店を担当する非金融監督当局は、カレッジの活動について通知を受けなければならず、また、いつでもカレッジに加わることができるものとする。

4. 第 1 項の適用上、加盟国は、非金融監督当局が次に掲げるものを特定することを確保しなければならない。

(a) 自国の加盟国に本店を有し、かつ、他の加盟国又は第三国に拠点を有する非金融セクターの全ての特定事業者

(b) 当該特定事業者が他の加盟国又は第三国に設置した全ての拠点

(c) 他の加盟国又は第三国の非金融セクターの特定事業者が自国の領域内に設置した拠点

5. 非金融セクターの特定事業者がサービス提供の自由に基づき他の加盟国において活動を行う場合には、本国加盟国の非金融監督当局は、当該他の加盟国の非金融監督当局をオブザーバーとしてカレッジに参加するよう招請することができる。

6. 非金融セクターのグループが信用機関又は金融機関を含むが、グループ内におけるそれらの存在が第 49 条に従いカレッジを設置するための閾値を満たさない場合には、カレッジを設置する監督当局は、当該信用機関又は金融機関の金融監督当局をカレッジに参加するよう招請しなければならない。

7. 加盟国は、EU に設立された非金融セクターの特定事業者が少なくとも二の第三国に拠点を設置している場合には、AML/CFT 監督カレッジの設置を認めることができる。非金融監督当局は、当該第三国のカウンターパートに対し、当該カレッジを設置するよう招請することができる。カレッジに参加する非金融監督当局は、協力及び情報交換のための条件及び手続を詳述した書面による合意を締結しなければならない。

カレッジが規則(EU)2024/1624 第 3 条第 3 号(a)及び(b)に規定する特定事業者又はそのグループに関して設置される場合には、この項第 1 段に規定する書面による合意には、同規則第 21 条第 2 項に従い収集されたいかなる情報も共有されないことを確保するための手続も含めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 段が適用される場合は、この限りでない。

8. 加盟国は、カレッジが、とりわけ、情報の交換、相互支援の提供又はグループ若しくは特定事業者に対する監督上のアプローチの調整（関連する場合には、グループ若しくは特定事業者のレベルで、又はカレッジに参加する監督当局の管轄区域においてグループ若しくは特定事業者が設置した拠点にわたって検出された規則(EU)2024/1624 及び規則(EU)2023/1113 の重大な違反に対処するための適切かつ比例的な措置をとることを含む。）のために用いられることを確保しなければならない。

9. AMLA は、AML/CFT 監督カレッジの会合に出席することができ、規則(EU)2024/1620 第 36 条に従い、その作業を円滑化しなければならない。AMLA は、AML/CFT 監督カレッジの会合に参加することを決定した場合には、オブザーバーの地位を有するものとする。

10. 非金融監督当局は、第 1 項(b)に規定する場合又は EU の非金融セクターの特定事業者若しくはそのグループが第三国において支店及び子会社を運営している場合には、次に掲げる条件を満たすときに限り、当該第三国のカウンターパートがオブザーバーとして AML/CFT 監督カレッジに参加することを認めることができる。

(a) 第三国のカウンターパートが参加の要請を提出し、かつ、カレッジの構成員がその参加に同意すること、又はカレッジの構成員が当該第三国のカウンターパートを招請することに同意すること。

(b) データの移転に関する EU のデータ保護規則が遵守されること。

(c) 第三国のカウンターパートが第 7 項に規定する書面による合意に署名し、かつ、特定事業者又はグループの監督のために保有する関連情報をカレッジ内で共有すること。

(d) 開示された情報が、少なくとも第 67 条第 1 項に規定するものと同等の職業上の守秘義務要件の保証の対象とされ、かつ、参加する非金融監督当局又は第三国のカウンターパートの監督業務の遂行の目的のためにのみ用いられること。

加盟国は、グループの親事業者若しくは特定事業者の本店を担当する非金融監督当局又は第 3 項の対象となる場合にはカレッジを担当する非金融監督当局が、この項第 1 段の条件が満たされているか否かについての評価を実施し、これをカレッジの常任構成員に提出することを確認しなければならない。当該評価は、第三国のカウンターパートがカレッジに加わることを認められる前に実施されなければならない、その後必要に応じて繰り返すことができる。評価を担当する非金融監督当局は、当該評価の実施のために AMLA の支援を求めることができる。

11. カレッジの常任構成員が必要と認める場合には、秘密保持の要件が遵守されることを条件として、追加のオブザーバーを招請することができる。オブザーバーには、FIU を含めることができる。

12. カレッジの構成員が特定事業者に関してとるべき措置について意見を異にする場合には、構成員は、規則(EU)2024/1620 第 38 条に従い、当該事項を AMLA に付託し、その支援を要請することができる。AMLA は、意見の相違に係る事項に関する意見を 2 か月以内に提供しなければならない。

13. AMLA は、2026 年 7 月 10 日までに、規制技術基準の案を作成し、採択のために欧州委員会に提出しなければならない。当該規制技術基準の案は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(a) 非金融セクターにおける AML/CFT 監督カレッジの機能のための一般的条件（常任構成員間及びオブザーバーとの協力の条件並びに当該カレッジの運営上の機能を含む。）

(b) 第 7 項に従い非金融監督当局が署名する書面による合意のひな形

(c) 第三国の非金融監督当局の参加のための条件

(d) グループが信用機関又は金融機関を含む場合にカレッジが実施すべき追加的な措置

欧州委員会は、規則(EU)2024/1620 第 49 条から第 52 条までに従い、第 1 段に規定する規制技術基準を採択することにより、この指令を補完する権限を委任される。

14. AMLA は、2029 年 7 月 10 日までに、及びその後 2 年ごとに、非金融セクターにおける AML/CFT 監督カレッジの機能に関する意見を発出しなければならない。当該意見には、次に掲げる事項を含めなければならない。

(a) 非金融監督当局が設置したカレッジの概要

(b) 当該カレッジがとった行動及び達成された協力の水準の評価（カレッジの機能において直面した困難を含む。）

第 51 条 第三国の監督当局との協力

1. 加盟国は、監督当局が、第三国のカウンターパートとの間で、協力及び秘密情報の交換について定める協力協定を締結することができることを確保しなければならない。当該協力協定は、適用されるデータ保護規則を遵守し、かつ、相互主義に基づき、少なくとも第 67 条第 1 項に規定するものと同等の職業上の守秘義務要件の保証に服することを条件として締結されなければならない。当該協力協定に従って交換された秘密情報は、当該当局の監督業務の遂行の目的のためにのみ用いられなければならない。

交換される情報が他の加盟国に由来する場合には、当該情報は、これを共有した監督当局の明示の同意がある場合に限り、かつ、適当な場合には、当該監督当局が同意を与えた目的のためにのみ、開示されなければならない。

2. 第 1 項の適用上、AMLA は、第三国のカウンターパートに適用される職業上の守秘義務要件の同等性を評価するために必要な支援を提供しなければならない。

3. 加盟国は、監督当局が、この条に従い署名した協定を、その署名から 1 か月以内に AMLA に通知することを確保しなければならない。

4. AMLA は、2029 年 7 月 10 日までに、実施技術基準の案を作成し、採択のために欧州委員会に提出しなければならない。当該実施技術基準の案は、第 1 項に規定する協力協定の締結のために用いられるひな形を定めるものとする。

欧州委員会は、規則(EU)2024/1620 第 53 条に従い、第 1 段に規定する実施技術基準を採択する権限を付与される。

第 3 節 自主規制機関に関する特別規定

第 52 条 自主規制機関の監視

1. 加盟国は、この指令第 37 条第 3 項に従い、自主規制機関が規則(EU)2024/1624 第 3 条第 3 号(a)及び(b)に規定する特定事業者の監督を行うことを認めることを決定した場合には、当該機能の遂行における当該自主規制機関の活動が公的機関による監視に服することを確保しなければならない。

2. 自主規制機関を監視する公的機関は、規則(EU)2024/1624 第 3 条第 3 号(a)及び(b)に規定する特定事業者のための適切かつ効果的な監督体制を確保する責任を負う。これには、次に掲げることによるものを含む。

(a) 第 37 条第 1 項に規定する機能を遂行し、又は遂行しようとする自主規制機関が、同条第 3 項の要件を満たしていることを検証すること。

(b) 第 37 条第 1 項に規定する機能の遂行に関するガイダンスを発出すること。

(c) 自主規制機関がこの章第 1 節に基づくその機能を適切かつ効果的に遂行することを確保すること。

(d) 第 37 条第 5 項(b)に従い、個別の文書化されたリスク評価を作成する義務について自主規制機関が付与した免除を審査すること。

(e) 自主規制機関に対し、その監督機能の遂行に関連する AMLA が計画する活動又は実施した業務、特に規則(EU)2024/1620 第 35 条に従ったピアレビューの計画について、定期的に通知すること。

3. 加盟国は、自主規制機関を監視する公的機関が、第 2 項に基づくその責任を果たすための適切な権限を付与されることを確保しなければならない。加盟国は、最低限、当該公的機関が次に掲げる権限を有することを確保しなければならない。

(a) 遵守状況の監視及び検査の実施に関連するあらゆる情報の提出を強制すること。ただし、規則(EU)2024/1624 第 3 条第 3 号(a)及び(b)に規定する特定事業者が、同規則第 21 条第 2 項の条件に従い、その依頼人の法的地位を確認する過程において、又は司法手続において若しくは司法手続に関して当該依頼人を防御し、若しくは代理する業務（当該手続の開始又は回避に関する助言の提供を含む。）を遂行するために収集した情報（当該情報が当該手続の前、手続中又は手続の後のいずれに収集されたかを問わない。）を除く。

(b) 自主規制機関に対し、第 37 条第 1 項に基づくその機能の遂行若しくは同条第 6 項の要件の遵守の懈怠を是正するため、又はそのような懈怠を防止するために、指示を発出すること。

公的機関は、第 1 段(b)に従い自主規制機関に指示を発出するに当たっては、自らが提供した、又は AMLA により提供された関連するガイダンスを考慮しなければならない。

4. 加盟国は、自主規制機関を監視する公的機関が、不当な影響を受けることなくその機能を遂行することを確保しなければならない。

加盟国は、また、自主規制機関を監視する公的機関の職員が、第 67 条に定めるものと同等の職業上の守秘義務要件に拘束され、高い職業上の水準（秘密保持及びデータ保護に関する高い職業上の水準を含む。）を維持し、かつ、高い誠実性を有することを確保しなければならない。加盟国は、自主規制機関を監視する公的機関が、利益相反を防止し、及び管理するための手続を整備することを確保しなければならない。

5. 加盟国は、自主規制機関が第 2 項又は第 3 項に従い当該公的機関がとった要請若しくは指示その他の措置を遵守しなかったことについて、効果的で、比例的で、かつ、抑止力のある措置又は制裁を定めることができる。

6. 加盟国は、自主規制機関を監視する公的機関が、その業務の遂行において検出した刑事制裁の対象となる違反について、直接に又は FIU を通じて、犯罪行為の捜査及び訴追の権限を有する当局に適時に通知することを確保しなければならない。

7. 自主規制機関を監視する公的機関は、次に掲げる事項に関する情報を含む年次報告書を公表しなければならない。

(a) 各自主規制機関が検出した違反の件数及び性質並びに特定事業者に対して科された金銭的制裁又は適用された行政措置

(b) 各自主規制機関による監督の対象となる特定事業者が FIU に届け出た疑わしい取引の件数（規則(EU)2024/1624 第 69 条第 1 項に従い直接に提出されたものであるか、又は同規則第 70 条第 1 項に従い各自主規制機関により FIU に転送されたものであるかを問わない。）

(c) この指令第 55 条第 1 項に規定する規則(EU)2024/1624 の特定事業者による遵守を確保するために、各自主規制機関がこの章第 4 節に基づき科した金銭的制裁及び履行強制金又は適用した行政措置の件数及び内容

(d) 自主規制機関を監視する公的機関がこの条に基づきとった措置の件数及び内容並びに自主規制機関に対して発出された指示の件数

第 1 段に規定する報告書は、自主規制機関を監視する公的機関のウェブサイト上で利用可能とされ、かつ、欧州委員会及び AMLA に提出されなければならない。

第 4 節 金銭的制裁及び行政措置

第 53 条 一般規定

1. 加盟国は、特定事業者がこの節に従い規則(EU)2024/1624 及び規則(EU)2023/1113 の違反について責任を問われ得ることを確保しなければならない。

2. 加盟国は、刑事制裁を定め、及び科す加盟国の権利を害することなく、金銭的制裁及び行政措置に関する規則を定め、かつ、監督当局が規則(EU)2024/1624 又は規則(EU)2023/1113 の違反に関して当該金銭的制裁を科し、及び行政措置を適用することができることを確保しなければならない。この節に従い科される制裁又は適用される措置は、効果的で、比例的で、かつ、抑止力のあるものでなければならない。

3. 第 2 項の規定にかかわらず、加盟国の法体系が行政制裁を定めていない場合には、この条は、金銭的制裁が監督当局により開始され、司法当局により科される方法で適用することができる。ただし、当該法的救済が効果的であり、かつ、監督当局により科される金銭的制裁

と同等の効果を有することを確保しなければならない。いずれの場合においても、科される金銭的制裁は、効果的で、比例的で、かつ、抑止力のあるものでなければならない。

第 1 段に規定する加盟国は、この項に従い採択する国内法の措置を 2027 年 7 月 10 日までに、及びその後の改正を遅滞なく、欧州委員会に通知しなければならない。

4. 加盟国は、規則(EU)2024/1624 及び規則(EU)2023/1113 の違反があった場合において、義務が法人に適用されるときは、当該法人のみならず、上級管理職及び国内法に基づき当該違反について責任を負うその他の自然人に対しても、金銭的制裁を科し、及び行政措置を適用することができることを確保しなければならない。

加盟国は、監督当局が刑事制裁の対象となる違反を特定した場合には、犯罪行為の捜査及び訴追の権限を有する当局に適時に通知することを確保しなければならない。

5. この指令及び国内法に従い、金銭的制裁は、次に掲げるいずれかの方法により科され、行政措置は、次に掲げるいずれかの方法により適用されるものとする。

- (a) 監督当局が直接に行う方法
- (b) 監督当局と他の当局との協力により行う方法
- (c) 他の当局への委任により、監督当局の責任の下で行う方法
- (d) 監督当局による管轄司法当局への申立てにより行う方法

加盟国は、2027 年 10 月 10 日までに、この項に従った金銭的制裁の賦課又は行政措置の適用に係る取決めに係る情報（関連する場合には、特定の制裁又は措置が特定の手続への依頼を必要とするか否かに関する情報を含む。）を欧州委員会及び AMLA に通知しなければならない。

6. 加盟国は、監督当局が、金銭的制裁又は行政措置の種類及び水準を決定するに当たり、次に掲げる事項（該当する場合）を含む全ての関連する状況を考慮することを確保しなければならない。

- (a) 違反の重大性及び期間
- (b) 違反が反復された回数
- (c) 責任を問われる自然人又は法人の責任の程度
- (d) 責任を問われる自然人又は法人の財務力（その総売上高又は年間所得に照らしたものを含む。）

(e) 責任を問われる自然人又は法人が違反から得た利益（それが算定可能な限りにおいて）

(f) 違反により第三者に生じた損失（それが算定可能な限りにおいて）

(g) 責任を問われる自然人又は法人の管轄当局との協力の程度

(h) 責任を問われる自然人又は法人の過去の違反

7. 加盟国は、法人が、個人として又は当該法人の機関の一部として行動し、かつ、当該法人内において指導的地位を有する者が、次に掲げるいずれかに基づき、当該法人のために又は当該法人の利益のために行った規則(EU)2024/1624 又は規則(EU)2023/1113 の違反について、責任を問われ得ることを確保しなければならない。

(a) 法人を代表する権限

(b) 法人に代わって決定を行う権限

(c) 当該法人内において統制を行使する権限

8. 加盟国は、この条第 7 項に規定する者による監督又は統制の欠如により、その権限の下にある者が当該法人のために又は当該法人の利益のために規則(EU)2024/1624 又は規則(EU)2023/1113 に違反することが可能となった場合には、法人が責任を問われ得ることを確保しなければならない。

9. 監督当局は、金銭的制裁を科し、及び行政措置を適用する権限を行使するに当たり、当該金銭的制裁又は行政措置が所期の結果をもたらすことを確保するため、他の当局と緊密に協力し、及び関連する場合には適宜その行動を調整しなければならない。また、国境を越える事案に対処する場合には、その行動を調整しなければならない。

10. AMLA は、2026 年 7 月 10 日までに、規制技術基準案を作成し、採択のためにこれを欧州委員会に提出しなければならない。当該規制技術基準案は、次に掲げる事項を定めなければならない。

(a) 違反の重大性の程度を分類するための指標

(b) この節に従って金銭的制裁の水準を定め、又は行政措置を適用する際に考慮すべき基準

(c) 第 57 条に従った履行強制金の賦課のための方法論（その頻度を含む。）

欧州委員会は、規則(EU)2024/1620 第 49 条から第 52 条までの規定に従って第 1 段に規定する規制技術基準を採択することにより、この指令を補完する権限を委任される。

11. AMLA は、2026 年 7 月 10 日までに、売上高に対する金銭的制裁の賦課の基礎額について、違反の類型ごと及び特定事業者の区分ごとに細分化したガイドラインを発出しなければならない。

第 54 条 特定事業者の拠点及び役務提供の自由の下で行われる一定の活動に対する監督上の措置

1. それ自体としては信用機関又は金融機関に該当しない特定事業者の拠点、又は受入加盟国の監督当局が第 38 条第 1 項に従って監督を行う特定事業者のインフラストラクチャーの類型については、この条第 2 項から第 5 項までの規定を適用する。

2. 受入加盟国の監督当局は、適用される要件の違反を特定した場合には、第 1 項に規定する拠点又はインフラストラクチャーの類型を通じて業務を行う特定事業者に対し、適用される要件を遵守するよう要請し、かつ、当該特定事業者において特定された違反及び遵守の要請について本国加盟国の監督当局に通知しなければならない。

3. 特定事業者が必要な措置を講じない場合には、受入加盟国の監督当局は、その旨を本国加盟国の監督当局に通知しなければならない。

本国加盟国の監督当局は、速やかに行動し、当該特定事業者が受入加盟国におけるその拠点又はインフラストラクチャーの類型において検出された違反を是正することを確保するため、全ての適切な措置を講じなければならない。本国加盟国の監督当局は、この項に従って講じたいかなる措置についても、受入加盟国の監督当局に通知しなければならない。

4. 第 3 項の規定にかかわらず、第 1 項に規定するその領域内の拠点又はその他のタイプのインフラストラクチャーを通じて業務を行う特定事業者による重大な、反復した又は組織的な違反であって、即時の是正を要するものがある状況においては、受入加盟国の監督当局は、自らの発意により、当該違反に対処するために適切かつ比例的な措置を講じることが認められなければならない。当該措置は一時的なものでなければならず、特定された違反が対処されたとき（当該特定事業者の本国加盟国の監督当局の支援により又はこれと協力して対処された場合を含む。）は、終了されなければならない。

加盟国は、受入加盟国の監督当局が、重大な、反復した又は組織的な違反を特定したとき及び第 1 段に従っていずれかの措置を講じたときは、直ちに当該特定事業者の本国加盟国の監督当局に通知することを確保しなければならない。ただし、当該措置が本国加盟国の監督当局と協力して講じられる場合は、この限りでない。

5. 本国加盟国及び受入加盟国の監督当局は、特定事業者に関して講じるべき措置について意見が一致しない場合には、規則(EU)2024/1620 第 33 条及び第 38 条に従い、当該事項を AMLA に付託し、その支援を要請することができる。AMLA は、意見の不一致に係る事項について、1 か月以内にその意見を提示しなければならない。

第 55 条 金銭的制裁

1. 加盟国は、規則(EU)2024/1624 の次に掲げる規定に定める要件の重大な、反復した又は組織的な違反について、故意によるか過失によるかを問わず、特定事業者に金銭的制裁が科されることを確保しなければならない。

(a) 第 2 章（特定事業者の内部方針、手続及び管理）

(b) 第 3 章（顧客調査）

(c) 第 5 章（届出義務）

(d) 第 77 条（記録の保存）

加盟国は、また、特定事業者がこの指令第 56 条に従って適用された行政措置を遵守しなかった場合、又は重大な、反復した若しくは組織的なものではない違反について、金銭的制裁を科することができることを確保しなければならない。

2. 加盟国は、第 1 項第 1 段に規定する場合において、科すことのできる金銭的制裁の上限額が、少なくとも、違反から得られた利益の額を算定することができるときは当該利益の額の 2 倍、又は少なくとも 100 万ユーロのいずれか高い額となることを確保しなければならない。

ユーロを通貨としない加盟国については、第 1 段に規定する額は、2024 年 7 月 9 日における国内通貨での相当額とする。

3. 加盟国は、第 2 項の規定にかかわらず、当該特定事業者が信用機関又は金融機関である場合には、次に掲げる金銭的制裁も科すことができることを確保しなければならない。

(a) 法人の場合には、少なくとも 1,000 万ユーロ（ユーロを通貨としない加盟国においては、2024 年 7 月 9 日における国内通貨での相当額）又は経営機関が承認した直近の利用可能な決算書による年間総売上高の 10%のいずれか高い額を上限とする金銭的制裁。特定事業者が、欧州議会及び理事会の指令 2013/34/EU¹¹第 22 条に従って連結財務諸表を作成することを義務付けられる親会社又は親会社の子会社である場合には、関連する年間総売上高は、最終親会社の経営機関が承認した直近の利用可能な連結決算書による年間総売上高又は関連する会計制度に従った対応する種類の収益とする。

(b) 自然人の場合には、少なくとも 500 万ユーロ（ユーロを通貨としない加盟国においては、2024 年 7 月 9 日における国内通貨での相当額）を上限とする金銭的制裁

¹¹ 特定の種類の企業の年次財務諸表、連結財務諸表及び関連報告書に関し、欧州議会及び理事会の指令 2006/43/EC を改正し、並びに理事会指令 78/660/EEC 及び理事会指令 83/349/EEC を廃止する 2013 年 6 月 26 日の欧州議会及び理事会の指令 2013/34/EU（OJ L 182, 29.6.2013, p. 19）。

4. 加盟国は、管轄当局に対し、第 2 項及び第 3 項に規定する額を超える金銭的制裁を科す権限を付与することができる。

5. 加盟国は、金銭的制裁の額を決定する際に、当該特定事業者の制裁を支払う能力が考慮されること、及び金銭的制裁が健全性規制の遵守に影響を及ぼすおそれがある場合には、監督当局が、特定事業者による関連する EU 法令の遵守を監督する権限を有する当局と協議することを確保しなければならない。

第 56 条 行政措置

1. 加盟国は、監督当局が次に掲げるものを特定した場合に、特定事業者に対し行政措置を適用することができることを確保しなければならない。

(a) 規則(EU)2024/1624 又は規則(EU)2023/1113 の違反（重大な、反復した及び組織的な違反に対する金銭的制裁と併せて適用する場合であるか、単独で適用する場合であるかを問わない。）

(b) 当該特定事業者の内部方針、手続及び管理における弱点であって、(a)に規定する要件の違反をもたらすおそれがあり、かつ、行政措置により当該違反の発生を防止し、又はその危険を低減することができるもの

(c) 当該特定事業者が、自らがさらされているマネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与のリスクに見合わない内部方針、手続及び管理を有していること

2. 加盟国は、監督当局が少なくとも次に掲げることを行うことができることを確保しなければならない。

(a) 勧告を発出すること。

(b) 特定事業者に対し、遵守（特定の是正措置の実施を含む。）を命じること。

(c) 当該自然人又は法人及び違反の性質を特定する公表文を発出すること。

(d) 当該自然人又は法人に対し、当該行為を停止し、及びその行為を繰り返さないよう求める命令を発出すること。

(e) 特定事業者を構成する機関の事業、業務若しくはネットワークを制限し、若しくは限定し、又は活動の売却を求めること。

(f) 特定事業者が認可を受けている場合には、当該認可を取り消し、又は停止すること。

(g) ガバナンス構造の変更を求めること。

3. 加盟国は、監督当局が、第 2 項に規定する行政措置により、特に次に掲げることを行うことができることを確保しなければならない。

(a) この章に従ったその任務の遂行に必要なあらゆるデータ若しくは情報の提供を不当に遅滞することなく求め、あらゆる文書の提出を求め、又は追加的な若しくはより頻繁な報告の要件を課すこと。

(b) 内部方針、手続及び管理の強化を求めること。

(c) 特定事業者に対し、高いリスクをもたらす顧客の区分若しくは個々の顧客、取引、活動又は提供チャンネルに関する特定の方針又は要件を適用するよう求めること。

(d) 特定事業者の活動及び商品に内在するマネーロンダリング又はテロ資金供与のリスクの低減をもたらすための措置の実施を求めること。

(e) 特定事業者において管理責任を果たす者又は違反について責任を負うとされたその他の自然人に対し、特定事業者において管理職務を行使することを一時的に禁止すること。

4. 第 2 項に規定する行政措置には、関連する場合には、その実施のための拘束力のある期限を付さなければならない。加盟国は、監督当局が、要請した措置の特定事業者による実施をフォローアップし、及び評価することを確保しなければならない。

5. 加盟国は、監督当局に対し、第 2 項に規定するものに加えて、追加的な類型の行政措置を適用する権限を付与することができる。

第 57 条 履行強制金

1. 加盟国は、特定事業者が、第 56 条第 2 項(b)、(d)、(e)及び(g)に従って監督当局が適用した行政措置を、適用される期限内に遵守しない場合には、監督当局が、当該行政措置の遵守を強制するために履行強制金を科すことができることを確保しなければならない。

2. 履行強制金は、効果的かつ比例的なものでなければならない。履行強制金は、当該特定事業者又は関係者が関連する行政措置を遵守するまで科されなければならない。

3. 第 2 項の規定にかかわらず、履行強制金の額は、法人の場合には前事業年度における平均日次売上高の 3%を、自然人の場合には前暦年における平均日次所得の 2%を、それぞれ超えてはならない。

4. 履行強制金は、監督当局の決定後 6 か月以内の期間に限り科すことができる。当該期間の満了時に特定事業者がなお行政措置を遵守していない場合には、加盟国は、監督当局が 6 か月以内の追加的な期間について履行強制金を科すことができることを確保しなければならない。

5. 加盟国は、履行強制金を科す決定を、行政措置の適用の日から行うことができることを確保しなければならない。

履行強制金は、当該決定が行われた日から適用する。

第 58 条 金銭的制裁、行政措置及び履行強制金の公表

1. 加盟国は、監督当局が、金銭的制裁を科す決定、第 56 条第 1 項(a)に従って同条第 2 項(c)から(g)までに規定する行政措置を適用する決定又は履行強制金を科す決定を、アクセス可能な形式で、そのウェブサイト上で公表することを確保しなければならない。

2. 加盟国は、第 1 項に規定する決定が、違反について責任を負う者に当該決定が通知された後直ちに、監督当局により公表されることを確保しなければならない。

第 1 段の規定にかかわらず、公表が、不服申立てがなされている行政措置であって重大な、反復した及び組織的な違反の是正を目的としないものに関する場合には、加盟国は、当該行政措置の公表を不服申立ての提起期限の満了まで延期することを認めることができる。

公表が不服申立てがなされている決定に関する場合には、監督当局は、そのウェブサイト上で、当該情報並びに不服申立てに関するその後のあらゆる情報及び当該不服申立ての結果も、直ちに公表しなければならない。金銭的制裁を科し、行政措置を適用し、又は履行強制金を科す従前の決定を取り消す決定も、公表されなければならない。

3. 公表には、少なくとも、違反の類型及び性質並びに責任を負う者の身元に関する情報並びに、金銭的制裁及び履行強制金については、その額を含めなければならない。加盟国は、調査の性質を有する行政措置を適用する決定又は第 56 条第 2 項(a)及び(c)に従って行われる決定については、この段を適用する義務を負わない。

第 1 段に規定する責任を負う者の身元又はその者の個人データの公表が、個別事案ごとの評価の結果、監督当局により比例的でないと認められる場合、又は公表が金融市場の安定性若しくは進行中の調査を危うくする場合には、監督当局は、次に掲げることを行わなければならない。

(a) 決定の公表を、それを公表しない理由が消滅する時まで遅らせること。

(b) 匿名による公表が関係する個人データの効果的な保護を確保する場合には、国内法に従った方法により、匿名で決定を公表すること。この場合において、匿名による公表の理由が一定の期間内に消滅することが予見されるときは、関連するデータの公表を合理的な期間延期することができる。

(c) (a)及び(b)に定める選択肢では次に掲げるいずれかを確保するのに不十分であると認められる場合には、決定を一切公表しないこと。

(i) 金融市場の安定性が危うくされないこと

(ii) 軽微な性質のものとみなされる違反に対する金銭的制裁及び行政措置に関する決定の公表の比例性

4. 加盟国は、この条に従ったいかなる公表も、その公表後 5 年間、監督当局のウェブサイト上に掲載されたままとなることを確保しなければならない。ただし、公表に含まれる個人データは、適用されるデータ保護規則に従って必要な期間に限り、かついかなる場合にも 5 年を超えない期間に限り、監督当局のウェブサイト上に保持されるものとする。

第 59 条 金銭的制裁及び行政措置に関する情報の交換

1. 加盟国は、その監督当局及び、関連する場合には、自主規制機関の監督機能の遂行を監視する公的機関が、この節に従って科された全ての金銭的制裁及び適用された全ての行政措置（これらに関する不服申立て及びその結果を含む。）について AMLA に通知することを確保しなければならない。当該情報は、金銭的制裁又は行政措置が 2 以上の加盟国において業務を行う事業体に関するものである場合には、他の監督当局とも共有されなければならない。

2. AMLA は、そのウェブサイト上で、第 58 条に従って科された金銭的制裁及び適用された行政措置に係る各監督当局の公表へのリンクを維持し、かつ、各加盟国が金銭的制裁及び行政措置を公表する期間を示さなければならない。

第 5 節 違反の通報

第 60 条 違反の通報及び通報者の保護

1. 指令(EU)2019/1937 は、規則(EU)2024/1624 及び規則(EU)2023/1113 並びにこの指令の違反の通報並びに当該違反を通報する者及び当該通報の対象となる者の保護について適用する。

2. 監督当局は、特定事業者に適用される要件に関する限り、指令(EU)2019/1937 に従い、外部通報チャンネルを設置し、及び通報についてフォローアップを行う権限を有する当局とする。

3. 第 52 条に規定する自主規制機関を監視する公的機関は、監督機能の行使において自主規制機関に適用される要件に関する限り、外部通報チャンネルを設置し、及び自主規制機関及びその職員による通報についてフォローアップを行う権限を有する当局とする。

4. 加盟国は、非金融セクターの監督当局が、毎年、次に掲げる事項を AMLA に報告することを確保しなければならない。

(a) 第 1 項に従って受理した通報の件数並びにフォローアップが行われた又は行われている通報の割合（それらが終結したか、なお係属中であるかを含む。）及び却下された通報の割合に関する情報

(b) 通報された不正の種類

(c) 通報についてフォローアップが行われた場合には、監督当局が講じた措置の説明、及びなお係属中の通報については、監督当局が講じようとする措置

(d) 通報が却下された場合には、その却下の理由

第 1 段に規定する年次報告には、通報者の身元若しくは職業に関するいかなる情報又はその特定につながり得るその他のいかなる情報も含めてはならない。

第 5 章 協力

第 1 節 AML/CFT に関する協力

第 61 条 総則

1. 加盟国は、政策立案者、FIU、監督当局（AMLA を含む。）及びその他の管轄当局並びに税務当局が、マネーロンダリング及びテロ資金供与と闘うための政策及び活動の策定及び実施に関し、並びに標的型金融制裁の不履行及び回避を防止するため、国内において協力し、及び調整することを可能とする効果的な仕組み（第 8 条に基づく義務を履行することを視野に入れたものを含む。）を有することを確保しなければならない。

2. 規則(EU)2024/1624 第 4 章及びこの指令第 2 章第 1 節に従って管轄当局が取得した実質的支配者情報に関し、加盟国は、管轄当局が、当該情報を他の加盟国又は第三国の相手方管轄当局に適時にかつ無償で提供することができることを確保しなければならない。

3. 加盟国は、この指令の目的のための管轄当局とその相手方との間の情報交換又は支援を禁止し、又はこれに不合理な若しくは過度に制限的な条件を付してはならない。加盟国は、管轄当局が次に掲げることを理由として支援の要請を拒否しないことを確保しなければならない。

(a) 当該要請が税務事項にも関わるとみなされること。

(b) 国内法が特定事業者に秘密又は守秘を維持することを義務付けていること。ただし、規則(EU)2024/1624 第 70 条第 2 項に定めるところにより、求められている関連情報が法律専門家の秘匿特権により保護される場合又は法律専門家の守秘義務が適用される場合は、この限りでない。

(c) 要請を受けた加盟国において照会、調査、手続又は FIU による分析が進行中であること。ただし、当該支援が当該照会、調査、手続又は FIU による分析を妨げる場合は、この限りでない。

(d) 要請を行う相手方管轄当局の性質又は地位が、要請を受けた管轄当局のそれと異なること。

第 62 条 管轄当局の一覧の通知

1. 効果的な協力、特に情報交換を促進し、及び推進するため、加盟国は、欧州委員会及び AMLA に対し、次に掲げるものを通知しなければならない。

(a) 特定事業者による規則(EU)2024/1624 の遵守を監視する責任を負う監督当局の一覧並びに、関連する場合には、この指令に基づく監督機能の遂行において自主規制機関を監視する公的機関の名称、及びそれらの連絡先

(b) 自国の FIU の連絡先

(c) その他の国内管轄当局の一覧

2. 第 1 項の適用上、次に掲げる連絡先を提供しなければならない。

(a) 連絡窓口又は、これがない場合には、連絡担当者の氏名及び役割

(b) 連絡窓口の電子メールアドレス及び電話番号又は、これがない場合には、連絡担当者の業務用電子メールアドレス及び電話番号

3. 加盟国は、第 1 項に従って欧州委員会及び AMLA に提供された情報が、変更が生じ次第更新されることを確保しなければならない。

4. AMLA は、第 1 項に規定する当局の登録簿をそのウェブサイト上で公表し、かつ、管轄当局間における第 2 項に規定する情報の交換を促進しなければならない。登録簿に記載された当局は、その権限の範囲内において、相手方管轄当局のための連絡窓口としての役割を果たさなければならない。FIU 及び監督当局は、また、AMLA のための連絡窓口としての役割を果たさなければならない。

第 63 条 AMLA との協力

FIU 及び監督当局は、AMLA と協力し、かつ、AMLA がこの指令並びに規則(EU)2024/1624 及び規則(EU)2024/1620 に基づくその職務を遂行することを可能とするために必要な全ての情報を AMLA に提供しなければならない。

第 2 節 他の当局との協力及び秘密情報の交換

第 64 条 信用機関又は金融機関に関する協力

1. 加盟国は、金融監督当局、FIU 及び他の EU 法令に基づき信用機関又は金融機関の監督について権限を有する当局が、それぞれの権限の範囲内で相互に緊密に協力し、かつ、それぞれの任務の遂行に関連する情報を相互に提供することを確保しなければならない。当該協力及び情報交換は、金融監督当局又は他の法令に基づき信用機関若しくは金融機関の監督の権限を委ねられた当局が所在する加盟国の刑事法又は行政法に従った進行中の照会、FIU による分析、調査又は手続を妨げてはならず、かつ、第 67 条第 1 項に定める職業上の守秘義務の要件に影響を及ぼしてはならない。

2. 加盟国は、金融監督当局が、信用機関の AML/CFT に係る内部管理体制及び規則 (EU)2024/1624 の要件の適用において、当該機関がさらされ、又はさらされるおそれのあるリスクを実質的に増大させる弱点を特定した場合には、当該金融監督当局が、欧州銀行監督機構（EBA）及び指令 2013/36/EU に従って当該信用機関を監督する当局又は機関（規則 (EU)No 1024/2013 に従って行動する ECB を含む。）に直ちに通知することを確保しなければならない。

リスクが増大する可能性がある場合には、金融監督当局は、指令 2013/36/EU に従って当該機関を監督する当局と協力し、及び情報を共有し、並びに最初に通知を送付した監督当局が EBA に通知する共通の評価を作成することができなければならない。AMLA は、そのような通知について常に情報提供を受けなければならない。

3. 加盟国は、金融監督当局が、信用機関が取引関係の確立を拒否し、又はその終了を決定したが、規則(EU)2024/1624 第 21 条第 3 項に従って文書化された顧客調査が当該拒否を正当化しないと認める場合には、当該信用機関による指令 2014/92/EU 又は指令(EU)2015/2366 の遵守を確保する責任を負う当局に通知することを確保しなければならない。

4. 加盟国は、金融監督当局が、指令 2014/59/EU 第 2 条第 1 項第 18 号に定義する破綻処理当局又は指令 2014/49/EU 第 2 条第 1 項第 18 号に定義する指定当局と協力することを確保しなければならない。

金融監督当局は、その監督活動の遂行において、AML/CFT 上の理由により次に掲げるいずれかの状況を特定した場合には、第 1 段に規定する当局に通知しなければならない。

(a) 預金が払戻不能となる可能性の増大

(b) 信用機関又は金融機関が指令 2014/59/EU 第 32 条第 4 項に従って破綻し、又は破綻するおそれがあるとみなされるリスク

この項第 1 段に規定する当局の要請があったときは、預金が払戻不能となる可能性の増大又は信用機関若しくは金融機関が指令 2014/59/EU 第 32 条第 4 項に従って破綻し、若しくは破綻するおそれがあるとみなされるリスクがある場合には、金融監督当局は、当該信用機関又は金融機関が管理する取引、口座又は取引関係であって第 24 条に従って FIU により停止されたものについて、当該当局に通知しなければならない。

5. 金融監督当局は、この条に従った他の当局との協力（当該協力への FIU の関与を含む。）について、毎年、AMLA に報告しなければならない。

6. AMLA は、2029 年 7 月 10 日までに、EBA と協議の上、金融監督当局と第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する当局との間の協力（当該協力への FIU の関与の程度を含む。）に関するガイドラインを発出しなければならない。

第 65 条 監査人に関する協力

1. 加盟国は、監査人を担当する監督当局及び、関連する場合には、この指令第 4 章に従って自主規制機関を監視する公的機関、自国の FIU 並びに欧州議会及び理事会の指令 2006/43/EC¹²第 32 条及び欧州議会及び理事会の規則(EU)No 537/2014¹³第 20 条に従って法定監査人及び監査法人を監視する権限を有する公的機関が、それぞれの権限の範囲内で相互に緊密に協力し、かつ、それぞれの任務の遂行に関連する情報を相互に提供することを確保しなければならない。

この条に従って交換された秘密情報は、第 1 段に規定する当局により、この指令又は第 1 段に規定するその他の EU 法令の範囲内におけるその職務の遂行のためにのみ、及び当該職務の遂行に特に関連する行政上又は司法上の手続の過程においてのみ、使用されなければならない。

2. 加盟国は、第 1 項に規定する当局の協力（情報の交換を含む。）が、当該当局が所在する加盟国の刑事法又は行政法に従った進行中の照会、FIU による分析、調査又は手続を妨げる場合には、当該当局が協力することを禁止することができる。

第 66 条 標的型金融制裁の実施を担当する当局との協力

1. 加盟国は、監督当局、自国の FIU 及び標的型金融制裁の実施を担当する当局が、それぞれの権限の範囲内で相互に緊密に協力し、かつ、それぞれの任務の遂行に関連する情報を相互に提供することを確保しなければならない。

¹² 年次決算及び連結決算の法定監査に関し、理事会指令 78/660/EEC 及び理事会指令 83/349/EEC を改正し、並びに理事会指令 84/253/EEC を廃止する 2006 年 5 月 17 日の欧州議会及び理事会の指令 2006/43/EC（OJ L 157, 9.6.2006, p. 87）。

¹³ 社会的影響度の高い事業体の法定監査に関する特定の要件に関し、並びに欧州委員会決定 2005/909/EC を廃止する 2014 年 4 月 16 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)No 537/2014（OJ L 158, 27.5.2014, p. 77）。

この条に従って交換された秘密情報は、第 1 段に規定する当局により、この指令又はその他の EU 法令の範囲内におけるその職務の遂行のためにのみ、及び当該職務の遂行に特に関連する行政上又は司法上の手続の過程においてのみ、使用されなければならない。

2. 加盟国は、第 1 項に規定する当局の協力（情報の交換を含む。）が、当該当局が所在する加盟国の刑事法又は行政法に従った進行中の照会、調査又は手続を妨げる場合には、当該当局が協力することを禁止することができる。

第 67 条 職業上の守秘義務の要件

1. 加盟国は、監督当局及び第 52 条に規定する公的機関のために勤務し、又は勤務していた全ての者並びに当該監督当局又は公的機関のために行動する監査人又は専門家が、職業上の守秘義務を負うことを義務付けなければならない。

EU 法及び国内法に基づく刑事捜査及び訴追の対象となる事案並びに第 42 条及び第 43 条に従って FIU に提供される情報の場合を除くほか、第 1 段に規定する者がこの指令に基づくその職務の過程において受領する秘密情報は、個々の特定事業者を特定することができない方法により、要約された形式又は集計された形式でのみ開示することができる。

2. この条第 1 項の規定は、次に掲げる者の間における情報の交換を妨げるものではない。

(a) 同一の加盟国内にあるか異なる加盟国にあるかを問わず、監督当局相互間（監督当局として行動する場合の AMLA 又はこの指令第 52 条に規定する公的機関を含む。）

(b) 監督当局及びこの指令第 52 条に規定する公的機関と FIU

(c) 監督当局及びこの指令第 52 条に規定する公的機関と規則(EU)2024/1624 第 2 条第 1 項第 44 号(c)及び(d)に規定する管轄当局

(d) 同一の加盟国内にあるか異なる加盟国にあるかを問わず、金融監督当局と信用機関及び金融機関の監督に関する他の EU 法令に従って信用機関及び金融機関の監督を担当する当局（規則(EU)No 1024/2013 に従って行動する ECB を含む。）

この項第 1 段(d)の適用上、情報の交換は、第 1 項に定める職業上の守秘義務の要件に服するものとする。

3. 第 2 項に従って秘密情報を受領した当局又は自主規制機関は、当該情報を次に掲げる場合にのみ使用しなければならない。

(a) この指令又は AML/CFT、信用機関及び金融機関の健全性規制及び監督の分野における他の EU 法令に基づく職務（制裁を含む。）の遂行に当たる場合

(b) 当該当局又は自主規制機関の決定に対する不服申立て（訴訟手続を含む。）に当たる場合

(c) この指令の分野又は信用機関及び金融機関の健全性規制及び監督の分野において採択された EU 法に定める特別規定に従って開始された訴訟手続に当たる場合

第 68 条 監督当局間及び他の当局との情報の交換

1. 加盟国は、規則(EU)2024/1624 第 70 条第 2 項の対象となる場合を除き、次に掲げる者の間における情報の交換を認めなければならない。

(a) 監督当局と、この指令第 4 章に従って自主規制機関を監督する公的機関（同一の加盟国にあるか異なる加盟国にあるかを問わない。）

(b) 監督当局と、法律により金融市場の監督について責任を負う当局（それぞれの監督機能の遂行に当たる場合）

(c) 監査人を担当する監督当局及び、該当する場合には、この指令第 4 章に従って自主規制機関を監督する公的機関と、指令 2006/43/EC 第 32 条及び規則(EU)No 537/2014 第 20 条に従って法定監査人及び監査法人の監督について権限を有する公的機関（異なる加盟国の当局を含む。）

第 67 条第 1 項及び第 3 項に定める職業上の守秘義務の要件は、この項第 1 段に規定する情報の交換を妨げるものではない。

この項に従って交換された秘密情報は、関係当局の職務の遂行において、及び当該職務の行使に特に関連する行政手続又は司法手続の文脈においてのみ、使用されなければならない。受領した情報は、いかなる場合においても、少なくとも第 67 条第 1 項に規定するものと同等の職業上の守秘義務の要件に服するものとする。

2. 加盟国は、法律により金融市場の監督について責任を負い、又はマネーロンダリング、その前提犯罪若しくはテロ資金供与の対策若しくは捜査の分野において指定された責任を有する他の国内当局に対し、一定の情報を開示することを認めることができる。第 67 条第 1 項及び第 3 項に定める職業上の守秘義務の要件は、当該開示を妨げるものではない。

ただし、この項に従って交換された秘密情報は、関係当局の法定の任務を遂行する目的のためにのみ使用されなければならない。当該情報にアクセスする者は、少なくとも第 67 条第 1 項に規定するものと同等の職業上の守秘義務の要件に服するものとする。

3. 加盟国は、規則(EU)2024/1624 の遵守に係る特定事業者の監督に関する一定の情報を、当該加盟国における議会の調査委員会、会計検査院その他の調査を担当する機関に対し、次に掲げる条件の下で開示することを認めることができる。

(a) 当該機関が、監督当局又は当該監督に関する法律について責任を負う当局の行為を調査し、又は精査する明確な権限を国内法に基づき有すること。

(b) 当該情報が、(a)に規定する権限の遂行のために厳に必要であること。

(c) 当該情報にアクセスする者が、少なくとも第 1 項に規定するものと同等の国内法に基づく職業上の守秘義務の要件に服すること。

(d) 当該情報が他の加盟国に由来する場合には、当該情報を開示した監督当局の明示の同意なしに開示してはならず、かつ、当該監督当局が同意した目的のためにのみ開示されること。

加盟国は、この項第 1 段に従った情報の開示を、TFEU 第 226 条及び欧州議会、理事会及び欧州委員会の決定 95/167/EC, Euratom, ECSC¹⁴第 2 条に従って欧州議会が設置する臨時調査委員会に対しても、当該開示が当該委員会の活動の遂行に必要である場合には、認めることができる。

第 3 節 協力に関するガイドライン

第 69 条 AML/CFT 協力ガイドライン

AMLA は、2029 年 7 月 10 日までに、欧州中央銀行（ECB）、欧州監督機構、ユーロポール、ユーロジャスト及び欧州検察庁（EPPO）と協力して、次に掲げる事項に関するガイドラインを発出しなければならない。

(a) マネーロンダリング及びテロ資金供与を防止するための、この章第 1 節に基づく管轄当局間の協力並びにこの章第 2 節に規定する当局及び中央登録簿を担当する機関との協力

(b) 他の EU 法令に基づき特定事業者の監督又は監視について権限を有する当局が、当該 EU 法令に基づく職務の遂行においてマネーロンダリング及びテロ資金供与に関する懸念を考慮するために用いる手続

第 6 章 データ保護

第 70 条 特定の種類の個人データの取扱い

1. 管轄当局は、この指令の目的のために必要な限りにおいて、データ主体の権利及び自由のための適切な保護措置に加え、次に掲げる保護措置に従うことを条件として、規則 (EU)2016/679 第 9 条第 1 項に規定する特別な種類の個人データ及び同規則第 10 条に規定する有罪判決及び犯罪に関する個人データを取り扱うことができる。

¹⁴ 欧州議会の調査権の行使に関する詳細規定に関する 1995 年 4 月 19 日の欧州議会、理事会及び欧州委員会の決定 95/167/EC, Euratom, ECSC（OJ L 113, 19.5.1995, p. 1）。

- (a) 当該データの取扱いは、各管轄当局の職員であって当該任務を遂行するために特に指名され、かつ、権限を付与された者により、個別の事案ごとにのみ行われなければならない。
 - (b) 管轄当局の職員は、守秘及びデータ保護に関する高度な職業上の基準を維持しなければならない、高い誠実性を有し、かつ、大規模データセットの倫理的な取扱いに関するものを含め、適切な技能を有するものとする。
 - (c) 高い技術水準でデータの安全を確保するための技術的及び組織的措置が講じられていなければならない。
2. この条第 1 項に規定する保護措置は、EU の機関、組織、事務所又は庁による、この指令の目的のための、規則(EU)2018/1725 第 10 条第 1 項に規定する特別な種類のデータ及び同規則第 11 条に規定する有罪判決及び犯罪に関する個人データの取扱いについても、適用する。

第 7 章 最終規定

第 71 条 委任の行使

1. 委任法令を採択する権限は、この条に定める条件に従い、欧州委員会に付与される。
2. 第 10 条に規定する委任法令を採択する権限は、2024 年 7 月 9 日から無期限で欧州委員会に付与される。
3. 第 10 条に規定する権限の委任は、欧州議会又は理事会がいつでも撤回することができる。撤回の決定は、当該決定において特定された権限の委任を終了させる。当該決定は、欧州連合官報における当該決定の公表の日の翌日又は当該決定において特定されたそれより後の日に効力を生ずる。当該決定は、既に効力を有している委任法令の有効性に影響を及ぼさない。
4. 欧州委員会は、委任法令を採択する前に、2016 年 4 月 13 日のより良い立法に関する機関間合意に定める原則に従い、各加盟国が指名した専門家に諮問しなければならない。
5. 欧州委員会は、委任法令を採択したときは、直ちに、欧州議会及び理事会に対し同時にこれを通知しなければならない。
6. 第 10 条に従って採択された委任法令は、欧州議会及び理事会に対する当該行為の通知から 3 か月の期間内に欧州議会若しくは理事会のいずれによっても異議が表明されなかった場合、又は当該期間の満了前に欧州議会及び理事会の双方が異議を述べない旨を欧州委員会に通知した場合に限り、効力を生ずる。当該期間は、欧州議会又は理事会の発意により、3 か月延長される。

第 72 条 委員会手続

1. 欧州委員会は、規則(EU)2023/1113 第 34 条により設置されたマネーロンダリング及びテロ資金供与の防止に関する委員会の補佐を受ける。当該委員会は、規則(EU)No 182/2011 の意味における委員会とする。

2. この項が参照される場合には、規則(EU)No 182/2011 第 5 条を適用する。

第 73 条 FIU.net の移行期の管理

欧州委員会は、2027 年 7 月 10 日までに、FIU.net の管理を AMLA に移管しなければならない。

当該移管が完了するまでの間、欧州委員会は、FIU.net の運用及び EU 域内の FIU 間の情報の交換のために必要な支援を提供しなければならない。このため、欧州委員会は、FIU.net の機能を監督するため、加盟国の FIU の代表者で構成される EU FIU プラットフォームの会合を定期的に招集しなければならない。

第 74 条 指令(EU)2015/849 の改正

指令(EU)2015/849 を次のように改正する。

(1) 第 30 条第 5 項中第 1 段及び第 2 段を次のように改める。

「5. 加盟国は、実質的支配者に関する情報が、あらゆる場合において、次に掲げる者がアクセスできることを確保しなければならない。

(a) 管轄当局及び FIU（いかなる制限もなく）

(b) 特定事業者（第 2 章に従った顧客調査の枠組みにおいて）

(c) 正当な利益を証明することができる者又は組織

第 1 段(c)に規定する者又は組織は、少なくとも、実質的支配者の氏名、生年月、居住国及び国籍並びに保有する実質的持分の性質及び程度にアクセスすることが認められなければならない。」

；

(2) 第 31 条第 4 項中第 1 段及び第 2 段を次のように改める。

「4. 加盟国は、信託又はこれに類似する法的取極めの実質的支配者に関する情報が、あらゆる場合において、次に掲げる者がアクセスできることを確保しなければならない。

(a) 管轄当局及び FIU（いかなる制限もなく）

(b) 特定事業者（第 2 章に従った顧客調査の枠組みにおいて）

(c) 実質的支配者情報にアクセスする正当な利益を証明することができる自然人又は法人

第 1 段(c)に規定する自然人又は法人がアクセスできる情報は、実質的支配者の氏名、生年月、居住国及び国籍並びに保有する実質的持分の性質及び程度から成るものとする。」

第 75 条 指令(EU)2019/1937 の改正

指令(EU)2019/1937 の附属書第 II 部 A 節第 2 号に、次の号を加える。

「(iii)

金融システムがマネーロンダリング又はテロ資金供与の目的のために利用されることの防止に関する 2024 年 5 月 31 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2024/1624（OJ L, 2024/1624, 19.6.2024, ELI: <http://data.europa.eu/eli/reg/2024/1624/oj>）」

第 76 条 見直し

欧州委員会は、2032 年 7 月 10 日までに、及びその後 3 年ごとに、この指令の実施に関する報告書を欧州議会及び理事会に提出しなければならない。

第 77 条 廃止

指令(EU)2015/849 は、2027 年 7 月 10 日をもって廃止する。

廃止された指令への参照は、この指令及び規則(EU)2024/1624 への参照と解するものとし、この指令の附属書の対照表に従って読むものとする。

第 78 条 国内法化

1. 加盟国は、2027 年 7 月 10 日までに、この指令を遵守するために必要な法律、規則及び行政規定を施行しなければならない。加盟国は、直ちにその旨を欧州委員会に通知しなければならない。

第 1 段の規定にかかわらず、加盟国は、第 74 条を遵守するために必要な法律、規則及び行政規定を 2025 年 7 月 10 日までに、第 11 条、第 12 条、第 13 条及び第 15 条を遵守するために必要なものを 2026 年 7 月 10 日までに、第 18 条を遵守するために必要なものを 2029 年 7 月 10 日までに施行しなければならない。加盟国は、直ちにその旨を欧州委員会に通知しなければならない。

加盟国がこの項に規定する措置を採択するときは、当該措置は、この指令への参照を含み、又はその公式の公布の際にこの指令への参照を伴わなければならない。当該参照の方法は、加盟国が定める。

2. 加盟国は、この指令の対象となる分野において採択する国内法の主要な措置の本文を欧州委員会に通知しなければならない。

第 79 条 効力発生

この指令は、欧州連合官報における公表の日の後 20 日目の日に効力を生ずる。

第 80 条 名宛人

この指令は、加盟国を名宛人とする。

2024 年 5 月 31 日、ブリュッセルにて作成

欧州議会のために

議長

R. メツォラ

理事会のために

議長

H. ラビブ

附属書（ANNEX） 相関表

【訳注】相関表の各欄は、原文の条項番号を機械的に日本語の表記に置き換えたものである（原文の英語表記を併記）。「—」は対応する規定がないことを示す。

訳注：現行性について。原文は、上記 EUR-Lex の HTML 版（英語）を 2026 年 10 月 4 日に閲覧（参照関係に疑義のある箇所は、2026 年 10 月 5 日にドイツ語版・フランス語版及び欧州委員会提案と照合した。）。同日現在、EUR-Lex 上、本指令を改正する法令は表示されておらず、正誤表はスペイン語版、ラトビア語版及びリトアニア語版に関するもののみである（英語版には影響しない。）。

施行等：2024 年 7 月 9 日発効。国内法化期限は原則 2027 年 7 月 10 日（第 74 条は 2025 年 7 月 10 日、第 11 条・第 12 条・第 13 条・第 15 条は 2026 年 7 月 10 日、第 18 条は 2029 年 7 月 10 日。第 78 条）。指令(EU)2015/849 は 2027 年 7 月 10 日をもって廃止される（第 77 条）。

係属事件：第 11 条（実質的支配者情報へのアクセス）及び第 15 条（アクセスの例外）について、先決付託事件 C-609/26（Luxembourg Business Registers II）が係属している。ルクセンブルク地方裁判所（Tribunal d'arrondissement de Luxembourg）が 2026 年 6 月 4 日に付託したもので（COMPANY 1 対 Luxembourg Business Registers）、第 15 条にいう「例外的な状況（exceptional circumstances）」の意義（国内法で詐欺・誘拐等の不均衡なリスクと同視して定義できるか、国内法が定義していない場合の裁判所の対応等）、情報が他の経路で容易に入手できる場合の「リスク」の有無、「不均衡なリスク」の判断における考

慮要素（個別具体的なリスクの立証の要否、脆弱な類型への該当で足りるか、国家の安全等に対するリスクを含むか）が問われている（2026 年 10 月 5 日、EUR-Lex 掲載の付託事件の公告（OJ C, C/2026/4484, 31.8.2026、CELEX 62026CN0609）で確認）。

指令(EU)2015/849 (Directive (EU) 2015/849)	本指令 (This Directive)	規則(EU)2024/1624 (Regulation (EU) 2024/1624)
第 1 条第 1 項 (Article 1(1))	—	—
第 1 条第 2 項 (Article 1(2))	—	—
第 1 条第 3 項 (Article 1(3))	—	第 2 条第 1 項第 1 号 (Article 2(1), point (1))
第 1 条第 4 項 (Article 1(4))	—	第 2 条第 1 項第 1 号 (Article 2(1), point (1))
第 1 条第 5 項 (Article 1(5))	—	第 2 条第 1 項第 2 号 (Article 2(1), point (2))
第 1 条第 6 項 (Article 1(6))	—	第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号 (Article 2(1), points (1) and (2))
第 2 条第 1 項 (Article 2(1))	—	第 3 条 (Article 3)
第 2 条第 2 項 (Article 2(2))	—	第 4 条 (Article 4)
第 2 条第 3 項 (Article 2(3))	—	第 6 条第 1 項 (Article 6(1))
第 2 条第 4 項 (Article 2(4))	—	第 6 条第 2 項 (Article 6(2))
第 2 条第 5 項 (Article 2(5))	—	第 6 条第 3 項 (Article 6(3))
第 2 条第 6 項 (Article 2(6))	—	第 6 条第 4 項 (Article 6(4))
第 2 条第 7 項 (Article 2(7))	—	第 6 条第 5 項 (Article 6(5))
第 2 条第 8 項 (Article 2(8))	—	第 7 条 (Article 7)

第 2 条第 9 項 (Article 2(9))	—	第 4 条第 3 項及び第 6 条第 6 項 (Article 4(3) and Article 6(6))
第 3 条第 1 号 (Article 3, point (1))	—	第 2 条第 1 項第 5 号 (Article 2(1), point (5))
第 3 条第 2 号 (Article 3, point (2))	—	第 2 条第 1 項第 6 号 (Article 2(1), point (6))
第 3 条第 3 号 (Article 3, point (3))	—	第 2 条第 1 項第 4 号 (Article 2(1), point (4))
第 3 条第 4 号 (Article 3, point (4))	—	第 2 条第 1 項第 3 号 (Article 2(1), point (3))
第 3 条第 5 号 (Article 3, point (5))	—	第 2 条第 1 項第 47 号 (Article 2(1), point (47))
第 3 条第 6 号 (Article 3, point (6))	—	第 2 条第 1 項第 28 号 (Article 2(1), point (28))
第 3 条第 6 号(a) (Article 3, point (6) (a))	—	第 51 条から第 55 条まで (Articles 51 to 55)
第 3 条第 6 号(b) (Article 3, point (6) (b))	—	第 58 条 (Article 58)
第 3 条第 6 号(c) (Article 3, point (6) (c))	—	第 57 条 (Article 57)
第 3 条第 7 号 (Article 3, point (7))	—	第 2 条第 1 項第 11 号 (Article 2(1), point (11))
第 3 条第 8 号 (Article 3, point (8))	—	第 2 条第 1 項第 22 号 (Article 2(1), point (22))
第 3 条第 9 号 (Article 3, point (9))	—	第 2 条第 1 項第 34 号及び第 2 条第 2 項 (Article 2(1), point (34) and Article 2(2))
第 3 条第 10 号 (Article 3, point (10))	—	第 2 条第 1 項第 35 号及び第 2 条第 5 項 (Article 2(1), point (35) and Article 2(5))
第 3 条第 11 号 (Article 3, point (11))	—	第 2 条第 1 項第 36 号 (Article 2(1), point (36))

第 3 条第 12 号 (Article 3, point (12))	—	第 2 条第 1 項第 40 号 (Article 2(1), point (40))
第 3 条第 13 号 (Article 3, point (13))	—	第 2 条第 1 項第 19 号 (Article 2(1), point (19))
第 3 条第 14 号 (Article 3, point (14))	—	第 2 条第 1 項第 12 号 (Article 2(1), point (12))
第 3 条第 15 号 (Article 3, point (15))	—	第 2 条第 1 項第 41 号 (Article 2(1), point (41))
第 3 条第 16 号 (Article 3, point (16))	—	第 2 条第 1 項第 17 号 (Article 2(1), point (17))
第 3 条第 17 号 (Article 3, point (17))	—	第 2 条第 1 項第 23 号 (Article 2(1), point (23))
第 3 条第 18 号 (Article 3, point (18))	—	第 2 条第 1 項第 7 号 (Article 2(1), point (7))
第 3 条第 19 号 (Article 3, point (19))	—	—
第 4 条 (Article 4)	第 3 条 (Article 3)	—
第 5 条 (Article 5)	—	—
第 6 条 (Article 6)	第 7 条 (Article 7)	—
第 7 条 (Article 7)	第 8 条 (Article 8)	—
第 8 条第 1 項 (Article 8(1))	—	第 10 条第 1 項 (Article 10(1))
第 8 条第 2 項 (Article 8(2))	—	第 10 条第 2 項及び第 3 項 (Article 10(2) and (3))
第 8 条第 3 項 (Article 8(3))	—	第 9 条第 1 項 (Article 9(1))
第 8 条第 4 項 (Article 8(4))	—	第 9 条第 2 項 (Article 9(2))

第 8 条第 5 項 (Article 8(5))	—	第 9 条第 2 項及び第 3 項 (Article 9(2) and (3))
第 9 条 (Article 9)	—	第 29 条 (Article 29)
第 10 条第 1 項 (Article 10(1))	—	第 79 条第 1 項 (Article 79(1))
第 10 条第 2 項 (Article 10(2))	—	第 79 条第 3 項 (Article 79(3))
第 11 条 (Article 11)	—	第 19 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項 (Article 19(1), (2) and (5))
第 12 条 (Article 12)	—	第 19 条第 7 項及び第 79 条第 2 項 (Article 19(7) and Article 79(2))
第 13 条第 1 項 (Article 13(1))	—	第 20 条第 1 項 (Article 20(1))
第 13 条第 2 項 (Article 13(2))	—	第 20 条第 2 項 (Article 20(2))
第 13 条第 3 項 (Article 13(3))	—	第 20 条第 2 項 (Article 20(2))
第 13 条第 4 項 (Article 13(4))	—	第 20 条第 4 項 (Article 20(4))
第 13 条第 5 項 (Article 13(5))	—	第 47 条 (Article 47)
第 13 条第 6 項 (Article 13(6))	—	第 22 条第 4 項 (Article 22(4))
第 14 条第 1 項 (Article 14(1))	—	第 23 条第 1 項及び第 4 項 (Article 23(1) and (4))
第 14 条第 2 項 (Article 14(2))	—	第 23 条第 2 項 (Article 23(2))
第 14 条第 3 項 (Article 14(3))	—	第 23 条第 3 項 (Article 23(3))
第 14 条第 4 項 (Article 14(4))	—	第 21 条第 1 項及び第 2 項 (Article 21(1) and (2))

第 14 条第 5 項 (Article 14(5))	—	第 26 条第 2 項及び第 3 項 (Article 26(2) and (3))
第 15 条 (Article 15)	—	第 20 条第 2 項第 2 段及び第 33 条 (Article 20(2), second subparagraph and Article 33)
第 16 条 (Article 16)	—	第 33 条第 1 項及び第 8 項 (Article 33(1) and (8))
第 17 条 (Article 17)	—	—
第 18 条第 1 項 (Article 18(1))	—	第 34 条第 1 項 (Article 34(1))
第 18 条第 2 項 (Article 18(2))	—	第 34 条第 2 項 (Article 34(2))
第 18 条第 3 項 (Article 18(3))	—	第 34 条第 3 項 (Article 34(3))
第 18 条第 4 項 (Article 18(4))	—	—
第 18a 条第 1 項 (Article 18a(1))	—	第 29 条第 4 項 (Article 29(4))
第 18a 条第 2 項 (Article 18a(2))	—	第 29 条第 5 項及び第 6 項及び第 35 条(a) (Article 29(5) and (6) and Article 35, point (a))
第 18a 条第 3 項 (Article 18a(3))	—	第 29 条第 5 項及び第 6 項及び第 35 条(b) (Article 29(5) and (6) and Article 35, point (b))
第 18a 条第 4 項 (Article 18a(4))	—	—
第 18a 条第 5 項 (Article 18a(5))	—	第 29 条第 6 項 (Article 29(6))
第 19 条 (Article 19)	—	第 36 条 (Article 36)
第 20 条 (Article 20)	—	第 9 条第 2 項、第 20 条第 1 項及び 第 42 条第 1 項

		(Article 9(2), Article 20(1) and Article 42(1))
第 20 条(a) (Article 20, point (a))	—	第 9 条第 2 項(a)(iii)及び第 20 条第 1 項(g) (Article 9(2), point (a)(iii) and Article 20(1), point (g))
第 20 条(b) (Article 20, point (b))	—	第 42 条第 1 項 (Article 42(1))
第 20a 条 (Article 20a)	—	第 43 条 (Article 43)
第 21 条 (Article 21)	—	第 44 条 (Article 44)
第 22 条 (Article 22)	—	第 45 条 (Article 45)
第 23 条 (Article 23)	—	第 46 条 (Article 46)
第 24 条 (Article 24)	—	第 39 条 (Article 39)
第 25 条 (Article 25)	—	第 48 条第 1 項 (Article 48(1))
第 26 条 (Article 26)	—	第 48 条 (Article 48)
第 27 条 (Article 27)	—	第 49 条 (Article 49)
第 28 条 (Article 28)	—	第 48 条第 3 項 (Article 48(3))
第 29 条 (Article 29)	—	—
第 30 条第 1 項 (Article 30(1))	—	第 63 条第 1 項、第 2 項第 2 段及び第 4 項及び第 68 条 (Article 63(1), (2), second subparagraph and (4) and Article 68)

第 30 条第 2 項 (Article 30(2))	—	第 63 条第 5 項 (Article 63(5))
第 30 条第 3 項 (Article 30(3))	第 10 条第 1 項 (Article 10(1))	—
第 30 条第 4 項 (Article 30(4))	第 10 条第 7 項及び第 10 項 (Article 10(7) and (10))	第 24 条 (Article 24)
第 30 条第 5 項第 1 段 (Article 30(5), first subparagraph)	第 11 条及び第 12 条第 2 項 (Article 11 and Article 12(2))	—
第 30 条第 5 項第 2 段 (Article 30(5), second subparagraph)	第 12 条第 1 項 (Article 12(1))	—
第 30 条第 5 項第 3 段 (Article 30(5), third subparagraph)	—	—
第 30 条第 5a 項 (Article 30(5a))	第 11 条第 4 項及び第 13 条第 12 項 (Article 11(4) and Article 13(12))	—
第 30 条第 6 項 (Article 30(6))	第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項 (Article 11(1), (2) and (3))	—
第 30 条第 7 項 (Article 30(7))	第 61 条第 2 項 (Article 61(2))	—
第 30 条第 8 項 (Article 30(8))	—	第 22 条第 7 項 (Article 22(7))
第 30 条第 9 項 (Article 30(9))	第 15 条 (Article 15)	—
第 30 条第 10 項 (Article 30(10))	第 10 条第 19 項及び第 20 項 (Article 10(19) and (20))	—
第 31 条第 1 項 (Article 31(1))	—	第 58 条、第 64 条第 1 項及び第 68 条 (Articles 58, Article 64(1) and Article 68)
第 31 条第 2 項 (Article 31(2))	—	第 64 条第 3 項 (Article 64(3))

第 31 条第 3 項 (Article 31(3))	—	第 64 条第 5 項 (Article 64(5))
第 31 条第 3a 項 (Article 31(3a))	第 10 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項 (Article 10(1), (2) and (3))	第 67 条 (Article 67)
第 31 条第 4 項第 1 段 (Article 31(4), first subparagraph)	第 11 条及び第 12 条第 2 項 (Article 11 and Article 12(2))	—
第 31 条第 4 項第 2 段 (Article 31(4), second subparagraph)	第 12 条第 1 項 (Article 12(1))	—
第 31 条第 4 項第 3 段 (Article 31(4), third subparagraph)	—	—
第 31 条第 4 項第 4 段 (Article 31(4), fourth subparagraph)	第 11 条第 2 項 (Article 11(2))	—
第 31 条第 4a 項 (Article 31(4a))	第 11 条第 4 項及び第 13 条第 12 項 (Article 11(4) and Article 13(12))	—
第 31 条第 5 項 (Article 31(5))	第 10 条第 7 項及び第 10 項 (Article 10(7) and (10))	第 24 条 (Article 24)
第 31 条第 6 項 (Article 31(6))	—	第 22 条第 7 項 (Article 22(7))
第 31 条第 7 項 (Article 31(7))	第 61 条第 2 項 (Article 61(2))	—
第 31 条第 7a 項 (Article 31(7a))	第 15 条 (Article 15)	—
第 31 条第 9 項 (Article 31(9))	第 10 条第 19 項及び第 20 項 (Article 10(19) and (20))	—
第 31 条第 10 項 (Article 31(10))	—	第 58 条第 4 項 (Article 58(4))
第 31a 条 (Article 31a)	第 17 条第 1 項 (Article 17(1))	—
第 32 条第 1 項 (Article 32(1))	第 19 条第 1 項 (Article 19(1))	—

第 32 条第 2 項 (Article 32(2))	第 62 条第 1 項 (Article 62(1))	—
第 32 条第 3 項 (Article 32(3))	第 19 条第 2 項、第 3 項第 1 段、第 4 項及び第 5 項 (Article 19(2), (3), first subparagraph, (4) and (5))	—
第 32 条第 4 項 (Article 32(4))	第 21 条第 1 項及び第 22 条第 1 項第 1 段 (Articles 21(1) and Article 22(1), first subparagraph)	—
第 32 条第 5 項 (Article 32(5))	第 22 条第 1 項第 2 段 (Article 22(1), second subparagraph)	—
第 32 条第 6 項 (Article 32(6))	第 22 条第 2 項 (Article 22(2))	—
第 32 条第 7 項 (Article 32(7))	第 24 条第 1 項 (Article 24(1))	—
第 32 条第 8 項 (Article 32(8))	第 19 条第 3 項第 2 段 (Article 19(3), second subparagraph)	—
第 32 条第 9 項 (Article 32(9))	第 21 条第 4 項 (Article 21(4))	—
第 32a 条第 1 項 (Article 32a(1))	第 16 条第 1 項 (Article 16(1))	—
第 32a 条第 2 項 (Article 32a(2))	第 16 条第 2 項 (Article 16(2))	—
第 32a 条第 3 項 (Article 32a(3))	第 16 条第 3 項 (Article 16(3))	—
第 32a 条第 4 項 (Article 32a(4))	第 16 条第 5 項 (Article 16(5))	—
第 32b 条 (Article 32b)	第 18 条 (Article 18)	—
第 33 条第 1 項 (Article 33(1))	—	第 69 条第 1 項 (Article 69(1))
第 33 条第 2 項	—	第 69 条第 6 項

(Article 33(2))		(Article 69(6))
第 34 条第 1 項 (Article 34(1))	—	第 70 条第 1 項 (Article 70(1))
第 34 条第 2 項 (Article 34(2))	—	第 70 条第 2 項 (Article 70(2))
第 34 条第 3 項 (Article 34(3))	第 40 条第 5 項 (Article 40(5))	—
第 35 条 (Article 35)	—	第 71 条 (Article 71)
第 36 条 (Article 36)	第 42 条 (Article 42)	—
第 37 条 (Article 37)	—	第 72 条 (Article 72)
第 38 条 (Article 38)	第 60 条 (Article 60)	第 11 条第 2 項第 4 段、及び第 4 項、第 14 条及び第 69 条第 7 項 (Article 11(2), fourth subparagraph, and (4), Article 14 and Article 69(7))
第 39 条 (Article 39)	—	第 73 条 (Article 73)
第 40 条 (Article 40)	—	第 77 条 (Article 77)
第 41 条 (Article 41)	第 70 条 (Article 70)	第 76 条 (Article 76)
第 42 条 (Article 42)	—	第 78 条 (Article 78)
第 43 条 (Article 43)	—	—
第 44 条第 1 項 (Article 44(1))	第 9 条第 1 項 (Article 9(1))	—
第 44 条第 2 項 (Article 44(2))	第 9 条第 2 項 (Article 9(2))	—
第 44 条第 3 項 (Article 44(3))	—	—

第 44 条第 4 項 (Article 44(4))	第 9 条第 3 項及び第 6 項 (Article 9(3) and (6))	—
第 45 条第 1 項 (Article 45(1))	—	第 16 条第 1 項 (Article 16(1))
第 45 条第 2 項 (Article 45(2))	—	第 8 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項 (Article 8(3), (4) and (5))
第 45 条第 3 項 (Article 45(3))	—	第 17 条第 1 項 (Article 17(1))
第 45 条第 4 項 (Article 45(4))	第 48 条 (Article 48)	—
第 45 条第 5 項 (Article 45(5))	—	第 17 条第 2 項 (Article 17(2))
第 45 条第 6 項 (Article 45(6))	—	第 17 条第 3 項 (Article 17(3))
第 45 条第 7 項 (Article 45(7))	—	第 17 条第 4 項 (Article 17(4))
第 45 条第 8 項 (Article 45(8))	—	第 16 条第 3 項 (Article 16(3))
第 45 条第 9 項 (Article 45(9))	第 41 条第 1 項 (Article 41(1))	—
第 45 条第 10 項 (Article 45(10))	第 41 条第 2 項 (Article 41(2))	—
第 45 条第 11 項 (Article 45(11))	第 41 条第 3 項 (Article 41(3))	—
第 46 条第 1 項 (Article 46(1))	—	第 12 条及び 15 (Articles 12 and 15)
第 46 条第 2 項 (Article 46(2))	第 39 条第 2 項 (Article 39(2))	—
第 46 条第 3 項 (Article 46(3))	第 28 条第 1 項 (Article 28(1))	—
第 46 条第 4 項 (Article 46(4))	—	第 11 条第 1 項 (Article 11(1))

第 47 条第 1 項 (Article 47(1))	第 4 条第 1 項及び第 2 項 (Article 4(1) and (2))	—
第 47 条第 2 項 (Article 47(2))	第 6 条第 1 項 (Article 6(1))	—
第 47 条第 3 項 (Article 47(3))	第 6 条第 2 項 (Article 6(2))	—
第 48 条第 1 項 (Article 48(1))	第 37 条第 1 項 (Article 37(1))	—
第 48 条第 1a 項 (Article 48(1a))	第 37 条第 5 項及び第 62 条第 1 項 (Article 37(5) and Article 62(1))	—
第 48 条第 2 項 (Article 48(2))	第 37 条第 2 項及び第 6 項 (Article 37(2) and (6))	—
第 48 条第 3 項 (Article 48(3))	第 37 条第 7 項 (Article 37(7))	—
第 48 条第 4 項 (Article 48(4))	第 37 条第 1 項第 1 段、第 46 条及 び第 54 条第 4 項 (Article 37(1), first subparagraph, Article 46 and Article 54(4))	—
第 48 条第 5 項 (Article 48(5))	第 46 条第 2 項及び第 3 項及び第 47 条 (Article 46(2) and (3) and Article 47)	—
第 48 条第 6 項 (Article 48(6))	第 40 条第 1 項 (Article 40(1))	—
第 48 条第 7 項 (Article 48(7))	第 40 条第 2 項 (Article 40(2))	—
第 48 条第 8 項 (Article 48(8))	第 40 条第 4 項 (Article 40(4))	—
第 48 条第 9 項 (Article 48(9))	第 37 条第 3 項 (Article 37(3))	—
第 48 条第 10 項 (Article 48(10))	第 40 条第 3 項 (Article 40(3))	—
第 49 条 (Article 49)	第 61 条第 1 項 (Article 61(1))	—

第 50 条 (Article 50)	第 63 条 (Article 63)	—
第 50a 条 (Article 50a)	第 61 条第 3 項 (Article 61(3))	—
第 51 条 (Article 51)	—	—
第 52 条 (Article 52)	第 29 条 (Article 29)	—
第 53 条 (Article 53)	第 31 条 (Article 31)	—
第 54 条 (Article 54)	第 33 条 (Article 33)	—
第 55 条 (Article 55)	第 34 条 (Article 34)	—
第 56 条 (Article 56)	第 30 条第 2 項及び第 3 項 (Article 30(2) and (3))	—
第 57 条 (Article 57)	第 35 条 (Article 35)	—
第 57a 条第 1 項 (Article 57a(1))	第 67 条第 1 項 (Article 67(1))	—
第 57a 条第 2 項 (Article 57a(2))	第 67 条第 2 項 (Article 67(2))	—
第 57a 条第 3 項 (Article 57a(3))	第 67 条第 3 項 (Article 67(3))	—
第 57a 条第 4 項 (Article 57a(4))	第 44 条、第 46 条第 1 項及び第 47 条第 1 項 (Article 44, Article 46(1) and Article 47(1))	—
第 57a 条第 5 項 (Article 57a(5))	第 51 条 (Article 51)	—
第 57b 条 (Article 57b)	第 68 条 (Article 68)	—
第 58 条第 1 項 (Article 58(1))	第 53 条第 1 項 (Article 53(1))	—

第 58 条第 2 項 (Article 58(2))	第 53 条第 2 項及び第 3 項 (Article 53(2) and (3))	—
第 58 条第 3 項 (Article 58(3))	第 53 条第 4 項 (Article 53(4))	—
第 58 条第 4 項 (Article 58(4))	—	—
第 58 条第 5 項 (Article 58(5))	第 53 条第 5 項 (Article 53(5))	—
第 59 条第 1 項 (Article 59(1))	第 55 条第 1 項 (Article 55(1))	—
第 59 条第 2 項 (Article 59(2))	第 55 条第 2 項及び第 56 条第 2 項 及び第 3 項 (Article 55(2) and Article 56(2) and (3))	—
第 59 条第 3 項 (Article 59(3))	第 55 条第 3 項 (Article 55(3))	—
第 59 条第 4 項 (Article 59(4))	第 55 条第 4 項 (Article 55(4))	—
第 60 条第 1 項 (Article 60(1))	第 58 条第 1 項、第 2 項第 1 段及び 第 3 項 (Article 58(1), (2), first subparagraph and (3))	—
第 60 条第 2 項 (Article 60(2))	第 58 条第 2 項第 3 段 (Article 58(2), third subparagraph)	—
第 60 条第 3 項 (Article 60(3))	第 58 条第 4 項 (Article 58(4))	—
第 60 条第 4 項 (Article 60(4))	第 53 条第 6 項 (Article 53(6))	—
第 60 条第 5 項 (Article 60(5))	第 53 条第 7 項 (Article 53(7))	—
第 60 条第 6 項 (Article 60(6))	第 53 条第 8 項 (Article 53(8))	—

第 61 条 (Article 61)	第 60 条 (Article 60)	—
第 62 条第 1 項 (Article 62(1))	第 59 条第 1 項 (Article 59(1))	—
第 62 条第 2 項 (Article 62(2))	第 6 条第 6 項 (Article 6(6))	—
第 62 条第 3 項 (Article 62(3))	第 59 条第 2 項 (Article 59(2))	—
第 63 条 (Article 63)	—	—
第 64 条 (Article 64)	—	第 85 条 (Article 85)
第 64a 条 (Article 64a)	第 72 条 (Article 72)	第 86 条 (Article 86)
第 65 条 (Article 65)	—	—
第 66 条 (Article 66)	—	—
第 67 条 (Article 67)	—	—
第 68 条 (Article 68)	—	—
第 69 条 (Article 69)	—	—
附属書 I (Annex I)	—	附属書 I (Annex I)
附属書 II (Annex II)	—	附属書 II (Annex II)
附属書 III (Annex III)	—	附属書 III (Annex III)
附属書 IV (Annex IV)	—	—